

第3次 東近江市総合計画

第3次 東近江市総合計画

第1部 計画の概要

第1章 計画の概要	2
第1節 策定の趣旨	2
第2節 計画の構成と期間	3

第2部 現状と課題

第1章 東近江市のアイデンティティ	6
第1節 自然・歴史・文化	6
第2節 産業	7
第3節 交流・連携	7
第2章 市政20年のまちづくり	8
第1節 主要な指標の動き	8
第2節 市政運営の動き	8
第3章 まちづくりの現状・課題	14

第3部 基本構想

第1章 まちづくりの視点	22
第2章 将来都市像	23
第3章 基本方針	24
第4章 まちづくりの目標	25
第5章 将来人口	33
第6章 将来の土地利用の方向性	34
第7章 計画の推進に当たって	36

第4部 第1期基本計画

計画の体系	38
政策1 安心して子供を産み健やかに育てることができるまち	42
● 子育て	43
● 教育	53
政策2 支え合い健康長寿で暮らしやすいまち	60
● 福祉	61
● 健康	73
● 医療	77
● 保険年金	78
● 市民人権	83
政策3 人や文化とつながり心豊かに過ごせるまち	88
● 共生	89
● 生涯学習	94
● 文化スポーツ	99
政策4 快適な生活環境が整った安全・安心なまち	104
● 環境	105
● 交通安全	116
● 防災・消防・防犯	117
政策5 地域の魅力や産業の活力があふれるまち	120
● 農林水産	121
● 商工労働	133
● 観光	140
● 創生	142
政策6 都市基盤が整った快適なまち	145
● 道路河川	146
● 都市計画	153
● 公共交通	158
● 住宅	161
● 上下水道	164
計画の推進	167

資料編

● 成果指標一覧	170
● 第3次東近江市総合計画に関連する個別計画一覧	180
● 東近江市総合計画策定条例	184
● 東近江市総合計画策定条例施行規則	185
● 審議会諮問文	186
● 審議会答申文	186
● 東近江市総合計画策定委員会規程	187
● 東近江市政策推進戦略本部要綱	188
● 東近江市総合計画審議会 委員名簿	189
● 第3次東近江市総合計画策定体制	190
● 策定経過	191

第1部

計画の概要

第1節 策定の趣旨

本市は、平成17年(2005年)2月11日に1市4町(八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町)の合併により誕生し、平成18年(2006年)1月1日に2町(能登川町及び蒲生町)と合併をして一つになったことで、東は鈴鹿山脈から西は琵琶湖まで森里川湖の多様で豊かな自然環境をいかし、誰もが健康で明るく生き生きと輝きながら暮らせる社会の実現を目指した「うるおいとにぎわいのまち 東近江市」を将来都市像として、一体感のある自己完結型のまちづくりを進めてきた。

本市は、これまでの20年の歩みにおいて、各地区で脈々と継承されてきた歴史・文化・伝統に更なる磨きをかけて魅力向上を図りつつ、道路、河川、上下水道、公共交通及び公共施設など社会資本の整備や福祉・教育・地域医療の充実をはじめ社会保障関連の基盤整備・制度運用を着実に進め、市民の暮らしの安定に必要な土台固めにまい進してきた。同時に、各種産業振興や中心市街地の活性化、積極的な企業誘致、定住移住策の強化など、活力の維持や増進を図るための施策を推進し、市の更なる発展を目指してきた。

この間全国では、少子高齢化が加速する中で人口減少問題の克服や成長力の確保等を目指す地方創生の取組や大規模自然災害に備えるための国土強靱化の施策が、また、不安定化する世界情勢の中での経済安全保障に関する施策が進められてきた。さらには、コロナ禍後の社会の在り方の変化やAI、DX等のデジタル技術の進展など、地方公共団体を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、こうした社会経済情勢の変化が人々の暮らしにもたらす影響の大きさは計り知れない。

本市においても、人口減少・少子高齢化の進行に伴う市税収入減少が懸念される一方で、社会保障費の増大や都市基盤の整備、公共施設長寿命化対策など歳出増加が避けられない状況であり、各種施策を推進する環境は一層厳しさを増していくことが見込まれる。

人口減少とともに人口構造が変化する中、市民が真に心の豊かさや幸せを実感できる持続可能なまちを目指すためには、今、正に行政サービスの在り方を含め長期的な視点でまちづくりを展望することが強く求められている。

このような中、まちづくりの指針として平成29年(2017年)3月に策定し、各種施策に着実に取り組んできた「第2次東近江市総合計画」の計画期間が、令和7年度(2025年度)をもって終了することになる。

本市誕生から20年を経過した今、本市の強みである地域の特徴を更にいかし、次の20年を見据えて大胆に挑戦する新たなまちづくりを展望するため、「第3次東近江市総合計画」を策定するものである。

第2節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」と「基本計画」により構成する。

1 基本構想

基本構想は、長期的に本市のあるべき姿を展望する将来ビジョンを表すものとして、まちの将来像とまちづくりの基本方針を示すもので、総合的かつ計画的な行政運営の指針とするものである。

今後、社会課題はますます複雑化、高度化が進み、今まで以上に行政の課題解決能力を求められていくことが予測される。まちづくりの担い手づくり、インフラ整備、地域経済の発展、市民福祉の向上など、人口が減少する局面にあっても、発展・成長していかなければならない。

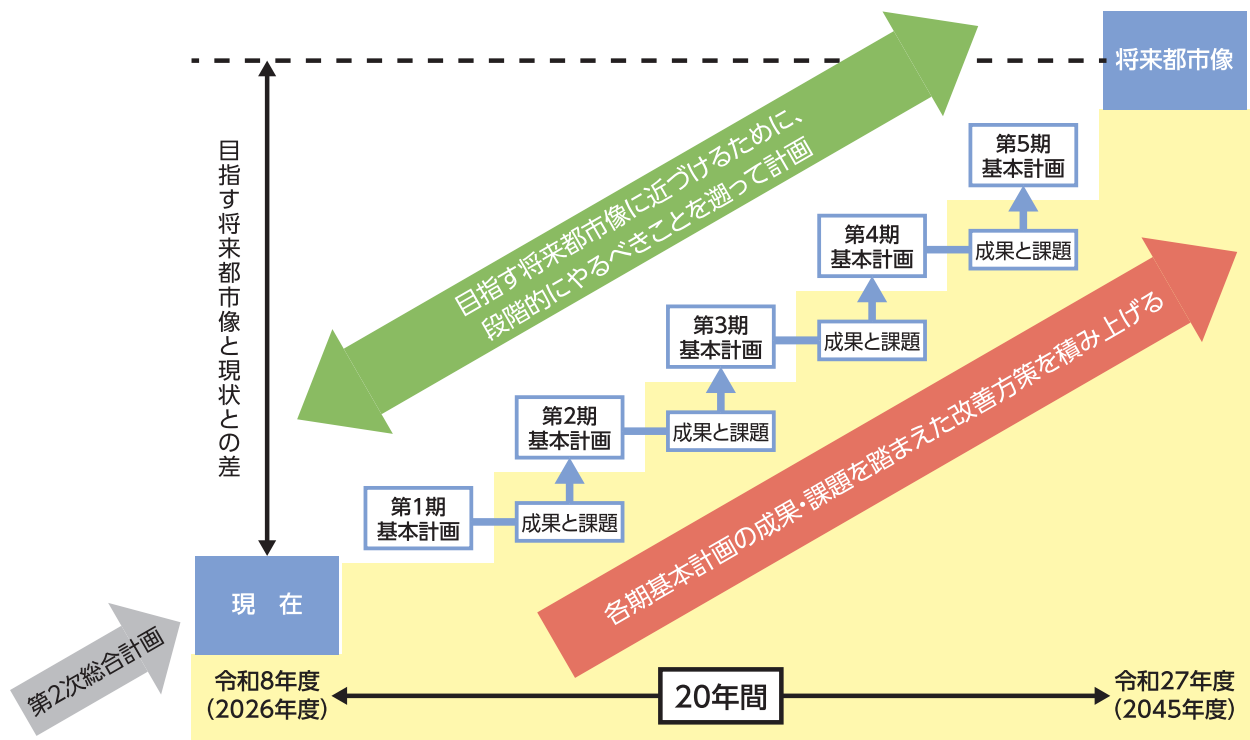
そのため、行政の総合力を発揮しながら更なる市の発展を目指すために、長い時間軸で計画的かつ継続的に課題に対処していく必要があることから、基本構想の期間は、令和8年度(2026年度)から令和27年度(2045年度)までの20年間とする。

2 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策の基本的な体系を表すものとして、各施策の方針及び実現に向けた目標や取組を示すものである。

令和27年度(2045年度)における将来都市像と現在との差を埋め、将来都市像に近づくよう、段階的に基本計画を策定し、実現方を積み上げていくこととする。

そのため、計画期間は4年間とし、第1期基本計画は令和8年度(2026年度)から令和11年度(2029年度)までとする。以降4年ごとに策定する。



第2部

現状と課題

第1節 自然・歴史・文化

本市は、滋賀県の南東部に位置し、京阪神と中京圏とのほぼ中間に位置する。市域東部は鈴鹿山脈を境に三重県と接し、北西部は日本最大の湖、琵琶湖に臨む。市内には1,000メートル級の山々をはじめ丘陵地や平野、内湖が広がり、平野部には織山や雪野山等の孤立山塊が点在する。また、鈴鹿の山々を水源とする愛知川や日野川が流れ、多くの田畑を潤しながら琵琶湖へと注いでおり、これら豊かな自然を背景に、人々は日々の暮らしを紡いできた。

本市における人々の営みは遅くとも縄文時代草創期に始まり、弥生時代には愛知川下流域や日野川中流域を中心に多くの集落が形成された。古墳時代には、雪



野山古墳のような巨大な古墳だけでなく、小規模な群集墳が各地で築造された。また、渡来文化の影響がうかがえる遺跡や文化財が数多く残るほか、市南西部はかつて蒲生野と呼ばれた万葉集ゆかりの地でもある。

中世に入ると、地縁・血縁からなる惣村が各地に起こり、やがて高度な自治を行った惣村文化が誕生した。今も地域で伝えられている村社や祭礼等はその名残である。織山には近江守護佐々木六角氏の居城である観音寺城が築かれ、各地の村やその周辺の山々に家臣の館や城郭が築かれた。

また、主要な街道が通ることから古くから商業が栄え、中世には「市」が発生し、山越商人が活躍した。近世には天秤棒を担いで全国を渡り歩いた近江商人を輩出し、現在でもその商業理念が引き継がれている。

ほかにも、勝運授福の神で有名な太郎坊宮阿賀神社や、聖徳太子伝承をもつ百済寺や石馬寺、永源寺等の古刹のほか、日本遺産に認定されている五個荘金堂のまちなみや伊庭の水辺景観、奥永源寺の山村景観があり、木地師文化や謄写版も本市で生まれ育まれた文化である。

本市は、こうした多様で豊かな自然と奥深い歴史・文化が残されたまちである。



第2節 産業

古くから主要街道が交わる交通の要衝として、人、モノ、情報、文化等が行き交う市場町として栄え、近世には近江商人の活躍が見られた。

近江商人は「陰徳善事」の理念を掲げ、社会貢献の一環として、社寺や教育機関への寄附、寺子屋の運営などを行い、優れた人材を輩出してきた。また、五個荘近江商人が発祥とされる「売り手によし、買い手によし、世間によし」の「三方よし」の精神は、豊かな商人文化を結実させただけでなく、経営哲学として、今なお脈々と受け継がれている。

現在も交通網が発達し、道路では八日市インターチェンジ、蒲生スマートインターチェンジを有する名神高速道路、国道8号、307号、421号、477号等が広域幹線網を形成しており、鉄道網においては近江鉄道線が市域を縦横し、JR琵琶湖線の能登川駅には新快速電車が停車するなど京阪神への通勤・通学圏としての利便性を有している。

これらの発達した交通網により、インターチェンジ周辺や工業団地等を中心に電気機器、IT関連等先端産業の企業や事業所の進出が進み、内陸型の工業地として地域の雇用が支えられている。

一方、温暖な気候に恵まれる市域には、広大かつ肥沃な農地が広がり、古くから集落単位で守られてきた水田で近江米が盛んに生産されているほか、近江牛をはじめ、メロンや梨等の特産品も多く生産され、滋賀県下一位の農業産出額を誇っている。また、市域の6割近くを占める森林資源を活用した林業、琵琶湖周辺で営まれる漁業など多様な産業が展開する地域である。

本市は、こうした多様な産業が更に発展することで雇用が確保され、地域を活性化することができるまちとなっている。



第3節 交流・連携

本市は、日本のほぼ中央部、京都・大阪・神戸といった大都市を有する近畿圏と名古屋を中心とする中京圏の結節点に位置している。

高速道路網や鉄道網が発達した地域でもあり、それぞれの圏域への交通利便性も高く、平成23年(2011年)に国道421号で三重県とつながり、中京圏との新たな交流の窓口となる石樽トンネルが開通したことで、交通量が飛躍的に増加している。

本市は、こうした近畿圏と中京圏の中間に位置する立地性、交通利便性等をいかし、二つの大都市圏域との交流を物的にも文化的にも深め、連携することで地域の活性化につなげていくことができるまちとなっている。

第1節 主要な指標の動き

- 本市は平成17年2月に1市4町が合併して誕生し、翌年1月に2町が加わって現在の姿となったまちであり、令和7年で市制20年の節目を迎えた。
- 誕生当初の人口は116,797人(平成17年国勢調査)となっており、令和7年では110,448人(令和7年2月滋賀県の人口と世帯数)と減少の傾向が続いている。
- 15歳未満人口、15歳から64歳までの生産年齢人口が減少を続ける一方、65歳以上の高齢者人口は増加が続いており、現在においても、少子高齢化が続いている。
- 外国人人口は、本市誕生から10年の間は減少の傾向がみられたが、その後の10年から20年の間は増加が続き、令和5年では過去最高の4,754人となっている。
- 観光入込客数は、平成27年頃から増加の傾向が続き、一時的にコロナ禍の影響で落ち込むも、その後は順調な回復がみられつつある。
- 住み心地がよいと感じている市民の割合は、合併当初の62.4%(市民意識調査)から一貫してその割合が高まりつつあり、令和5年では79.1%まで上昇している。
- 農業産出額は令和元年の114億円がピークとなり、その後増減を繰り返しながらも県下一位を誇っている。
- 工業製造品出荷額等は、本市誕生から約5,000億円から約6,500億円で増減を繰り返しながらも増加しており、平成30年には初めて7,000億円を超えた。県内に占める割合は約1割となっている。
- 商業商品販売額は、平成19年の1,640億円がピークで、その後平成26年までは減少傾向となったが、平成28年は1,607億円、令和3年は1,631億円となっている。

第2節 市政運営の動き

平成17年から平成26年まで

- 東近江市総合計画(第1次)において、「うるおいとにぎわいのまち 東近江市」を将来像として掲げ、「ひと・暮らし・まち」を基本理念にまちづくりを展開してきた。
- 将来人口については、平成28年度に12万人と設定した。
- 本市誕生後、地域の一体感の醸成やまちづくり協議会の設立等地域の絆を大切にしながら、地域主体のまちづくりが進められてきた。
- 環境の面では、環境問題への意識の高まりもあり、自然と共生する新たな地域社会づくりやライフスタイルの転換等環境にやさしい社会の構築が進められてきた。
- 医療・福祉の面では、東近江総合医療センターの整備をはじめとした医療施設の再編や要介護者及び障害がある人への包括的な支援体制の整備の推進を図ってきた。また、永源寺診療所及びあいとう診療所に指定管理者制度を導入し、地域医療体制の強化に取り組んだ。
- 子育ての面では、地域社会での子育て環境の整備等に取り組んできた。

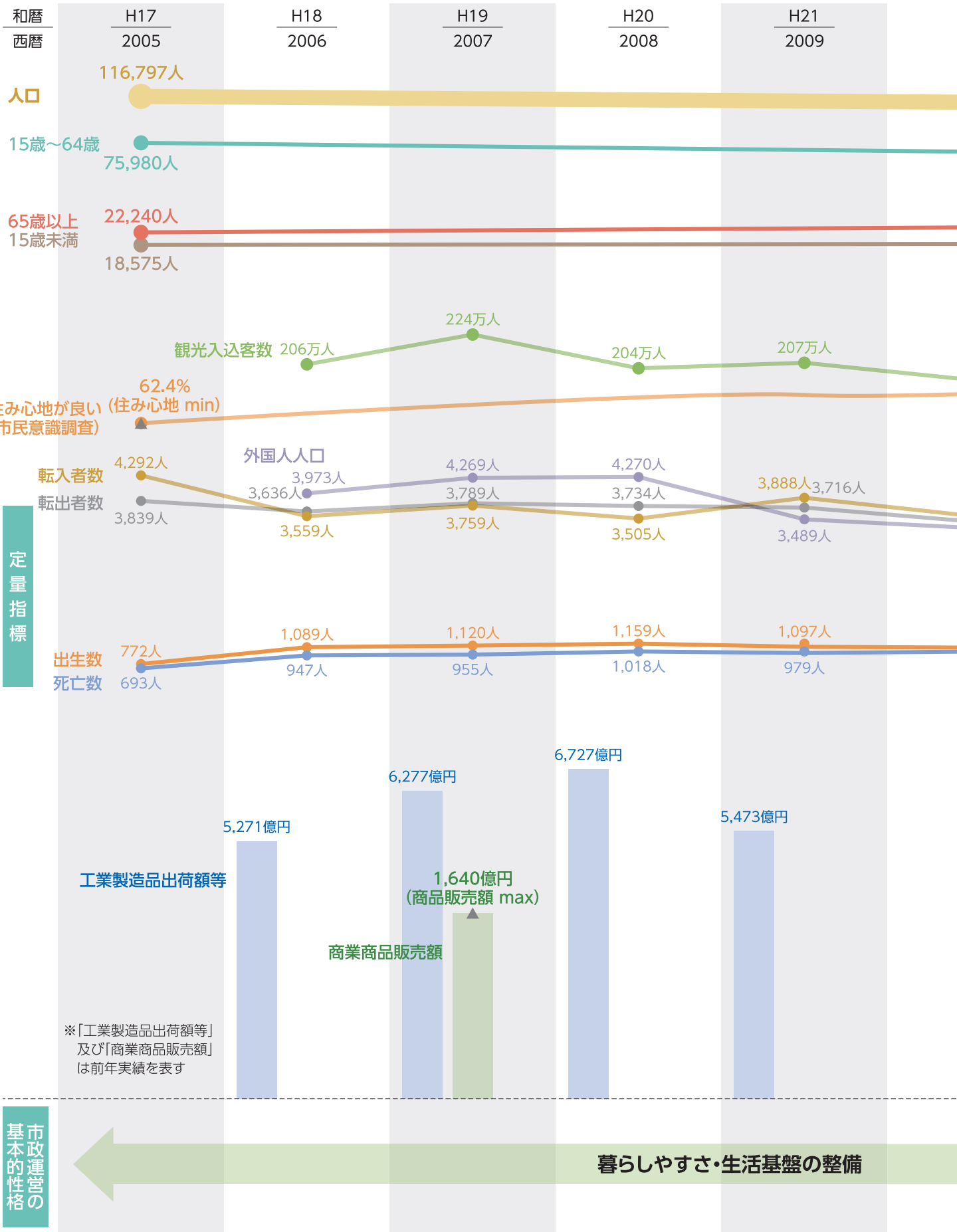
- 歴史・文化面では、歴史文化資源の活用による東近江ブランドの構築やこれらをいかした広域観光ネットワークの形成を進めてきた。
- 都市基盤の面では、市内各地を結ぶ幹線道路整備のほか、三重県と滋賀県を結ぶ石樽トンネルの開通、ちょっとバス路線の再編等公共交通の利便性向上のほか、ケーブルテレビ局の開設等、情報基盤の整備にも積極的に取り組んできた。

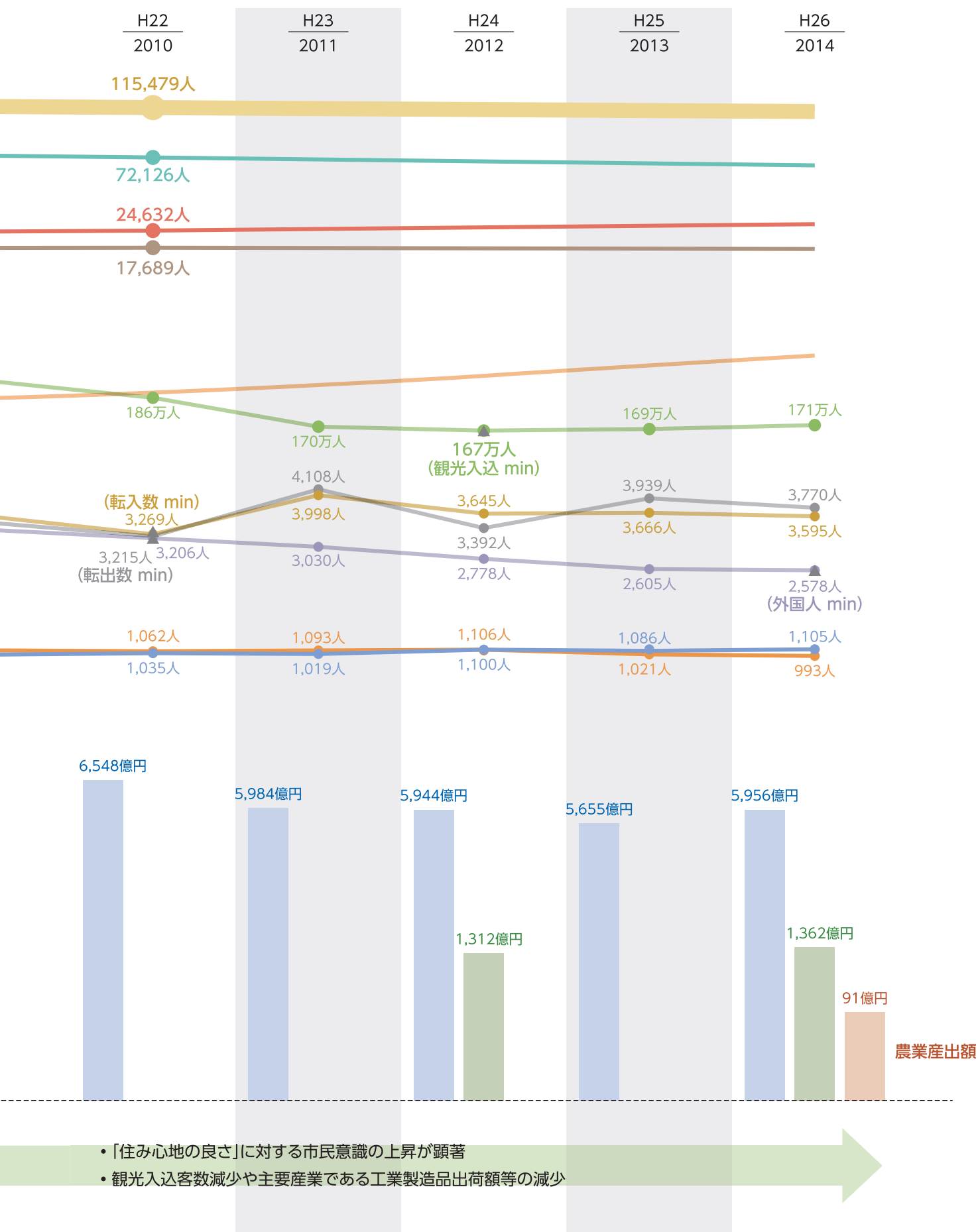
平成27年から令和6年まで

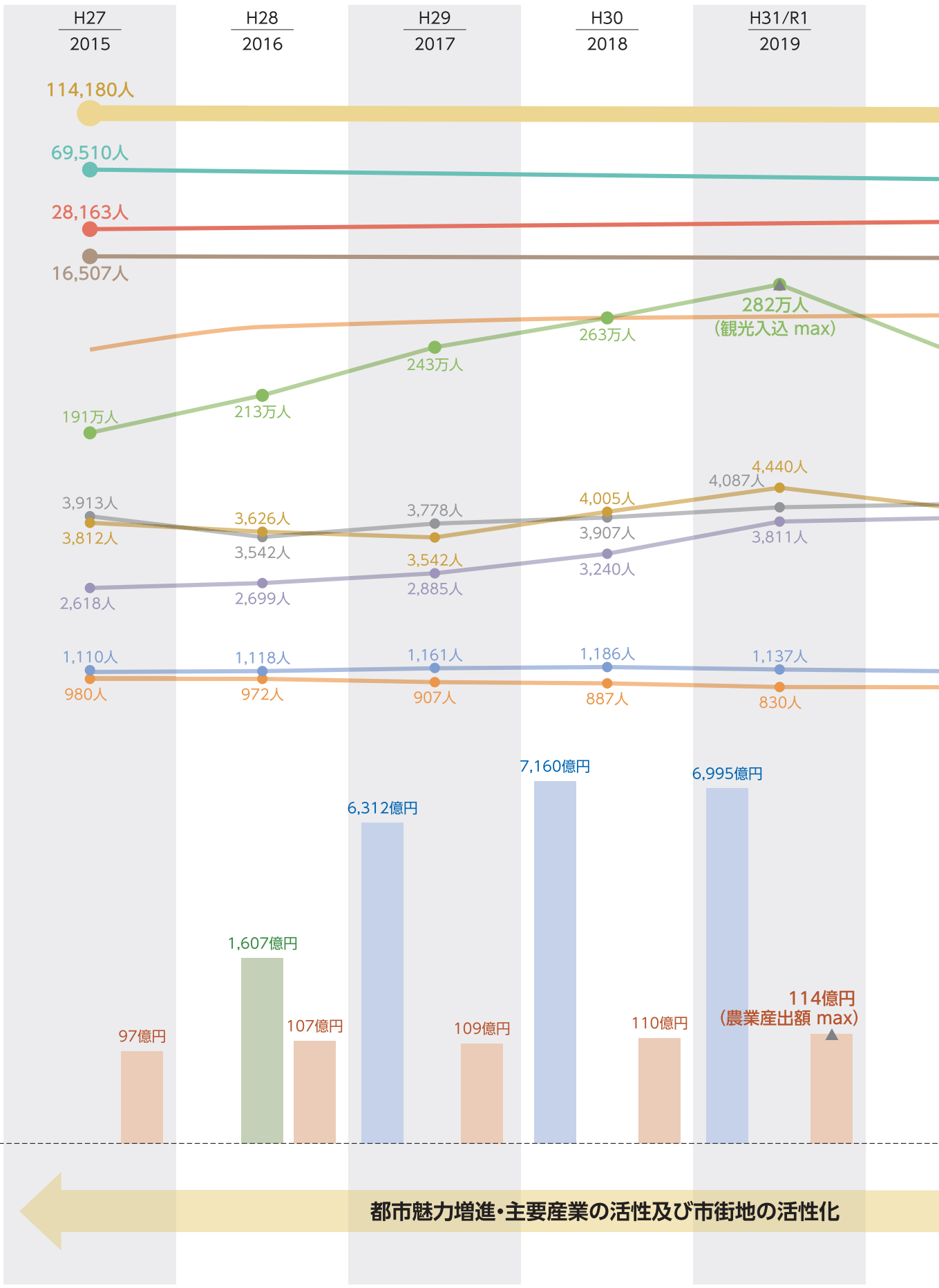
- 全国的な人口急減・超高齢化を受けて、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の動きを踏まえ、本市においても、平成27年に「東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少抑制をはじめ、地域資源の磨き上げやそれらに関わる人材育成など、潤いある豊かな生活を安心して営むことができる地域の実現を目指して各種取組を展開してきた。
- 第2次東近江市総合計画においては、第1次計画と同じ将来像を掲げ、「ひと・くらし・まち・行政経営」を基本方針とし、将来人口は2040年時点で10万人と設定した。
- 地域においては、地域の関係性の希薄さや運営が厳しい自治会等の実状を踏まえ、地域コミュニティの強化やS I Bの手法を用いて新たな資金調達の仕事づくりへの支援強化等に取り組んできた。
- 子育て及び教育の面では、地域ぐるみでの子供の育ちを支える仕組みの構築や学校教育環境及び幼児保育環境の整備、給食センターの整備、保健子育て複合施設ハピネスの整備等、子供の成長に伴い若い子育て世代が安心して子供を産み育てることができる環境づくりに取り組んできた。
- 健康・福祉の面では、能登川病院及び蒲生医療センターに指定管理者制度を導入し地域医療体制の強化に取り組むとともに、医療機関連携を図るため、地域医療連携推進法人東近江メディカルケアネットワークを設立した。また、高齢者・障害者支援のニーズの複雑化・多様化を受け、地域包括ケアシステムや発達支援センターの継続・強化を推進した。
- 環境の面では、森里川湖の保全・活用や子供の頃からの自然とのふれあいによるふるさとへの愛着心の醸成、地球温暖化による世界的な気候変動等を受けた温室効果ガス発生抑制等に取り組んできた。
- 農林水産面では、地域商社株式会社東近江あぐりステーション設立による農産物の地域内中規模流通の促進や森林経営管理制度を推進した。
- 産業面では、企業立地促進を強化し税収増による財政力強化を図るとともに、雇用創出等の産業振興に取り組んできた。
- 中心市街地においては、一般社団法人八日市まちづくり公社を設立し、延命新地のまちなみ環境整備やホテル、大型商業施設の誘致、空家や空店舗を活用した事業を展開することで、まちなかのにぎわい創出に取り組んできた。
- 観光面では、ホテルや大型量販店を誘致するとともに、地域の歴史文化遺産に磨きをかけた広域観光の展開、道の駅機能の拡充等、本市の特色をいかした観光振興に取り組んできた。
- 交通・都市基盤面では、市内道路ネットワークの充実や「公有民営方式による上下分離」の新たな運行形態への移行による近江鉄道線の存続・再生など公共交通網の強化やインフラ施設の適切な維持管理・更新に努めてきた。
- 行政運営では、デジタル技術をいかした業務改革やSociety5.0の実現を念頭においた取組を進めてきた。

本市の主要指標、主な動き

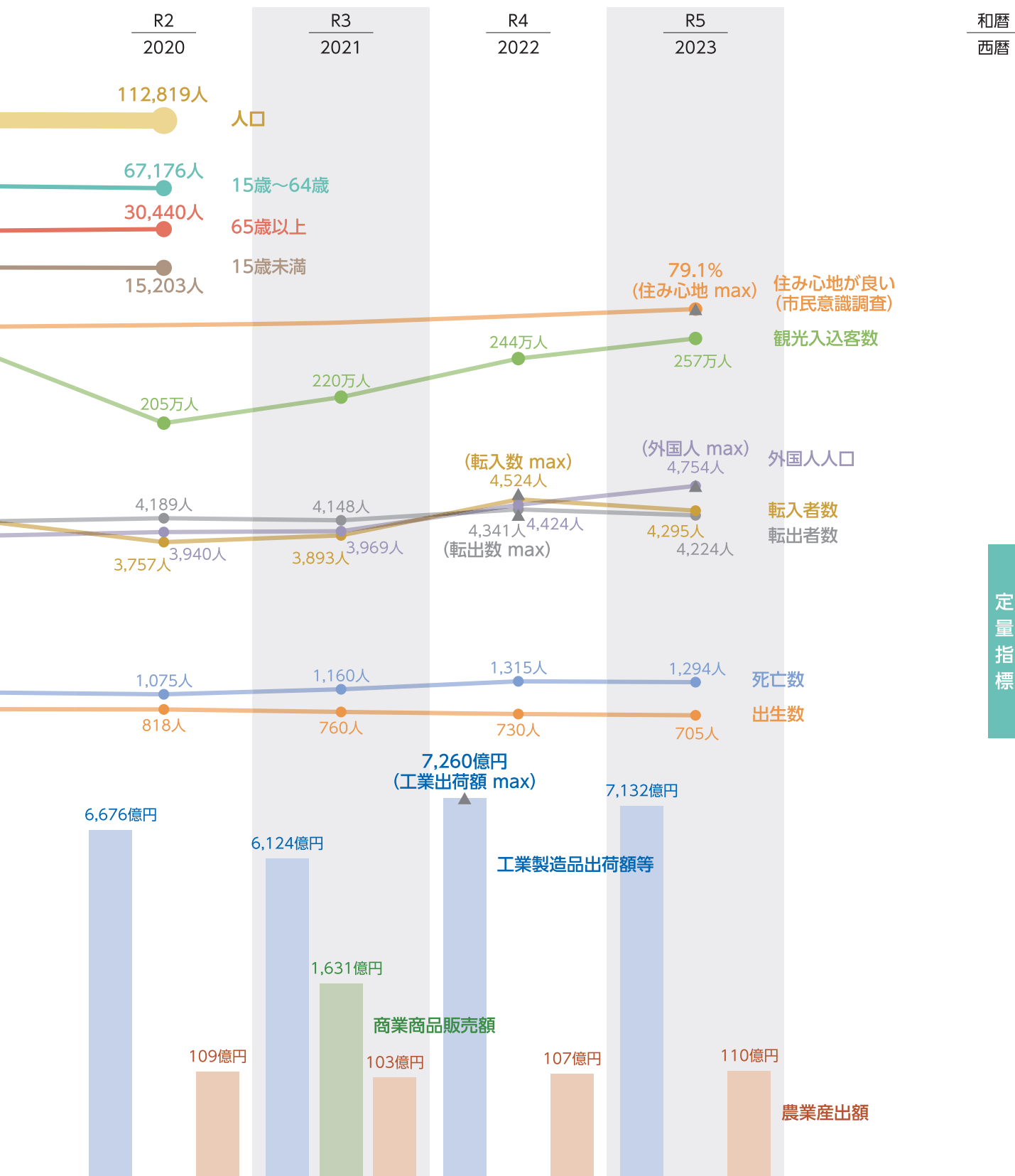
年表(年度)







都市魅力増進・主要産業の活性及び市街地の活性化



定量指標

- 観光入込客数が大きく上昇
- 工業製造品出荷額等の上昇、市政開始後最高値を記録
- 転入者増加の一方、転出者数も増加の兆し
- 新型コロナウイルスの流行による観光入込客数の大幅減から回復傾向
- 住み心地の良さは継続して上昇

市政運営の
基本的性格

まちづくりの現状・課題については、市民や事業者、まちづくり団体等を対象にアンケートやヒアリング等の実施結果と社会・経済の動きや本市の動向を踏まえ、分野ごとに整理したものである。

1 地域共生、子育て、教育、文化・スポーツに係る課題

地域共生

本市は、中世から惣村(集落)が形成され、住民の合議による様々な規律を定め、共同で祭事、農事、普請等が行われ、村内の強い結びつきにより自治精神が育まれてきた地域である。

合併後はそれまで育まれてきた各地域の個性をいかしたまちづくりや培われてきた歴史・文化・伝統を引き継ぐとともに、次代に即応した地域づくりを行うため、各地区に「まちづくり協議会」が設立され、地域の課題解決に住民自らが取り組んできているところである。

また、福祉、環境など様々な地域課題を解決するため、地域資源をいかした多彩な活動が展開される中で地域活動の担い手が育ってきた。しかし、自治会加入率の低下が続き、市民意識調査の結果では、「身近な地域で、住民同士の助け合いができています」という回答について、特に若い世代の回答率が低い状況がみられるとともに、担い手不足や高齢化等による地域活動の停滞が進み、運営が厳しい自治会もみられるなど、地域コミュニティの弱体化が懸念されている。

長年育まれてきた地域自治の精神を大切にして地域の特性がいかされるとともに、NPO法人や市民団体等が様々な分野で活動を展開しており、その多様性が融合することにより地域コミュニティの強化が図れるよう、地域を守り育てる意識の醸成や人材の育成、多世代にわたるひとづくり、持続可能な協働の仕組みづくり、地域間の情報共有や連携など地域活動が更に発展する取組が必要である。

子育て

子育てについては、地域のつながりが希薄化する中で、孤立した状況で子育てにおける精神面や経済面での不安や悩みなどを抱え、負担に感じる家庭もあり、子育てに関する相談も増加していることから、早期の相談や対応等が求められている。

また、子育て交流の場など地域とのつながりの重要性を認識した子育て支援に取り組む地域や妊娠・出産・育児等、様々な支援を行う団体の活動もみられる。多様な子育てニーズに対応していくため、子供を家庭だけでなく、地域ぐるみで見守り育てる価値観の醸成と実現できる環境をつくる必要がある。

ライフスタイルの多様化に伴う保育ニーズの高まりにより幼児施設への入所希望者が増加しており、待機児童が発生している。待機児童の問題を解消するには、児童受入枠の整備及び保育士等の人材確保の両面での対応が必要である。そのためには、幼児施設の整備や老朽化対策を行い、良好な保育環境を提供するとともに、幼児施設での働きやすい職場環境の整備を行う必要がある。

さらに、地域子育て支援拠点事業の利用ニーズも高く、乳幼児とその保護者への情報提供を充実させることや子供連れ家庭が気軽に集い、交流できる場が必要となっている。

あわせて、子供が若者となり、大人として充実した社会生活を送ることができるよう、青年期以降に

において不安や悩みを抱える若者が就労、結婚、出産、子育てなど生涯を通したライフサイクルを描けるような支援が必要となっている。

教育・文化・スポーツ

人口減少や少子高齢化、グローバル化や多極化、地球環境問題等、目まぐるしく変化を続ける時代(変動性、不確実性、複雑性、あいまい性)にある中、自ら課題を見つけ主体的・協働的に未来を切り拓いていく力を身につけていくことが必要になっている。

教育の根幹となる学力向上を基本に、地域の子供は学校を含めた地域で育てるという考え方のもと、家庭での教育や子育てへの支援、地域や関係機関と連携した教育環境づくりを一層進めていくことが求められている。

さらに、特別な支援を必要とする児童生徒や外国人児童生徒の増加、いじめ、不登校、児童虐待、保護者対応など学校の抱える課題は年々多様化・複雑化しており、保幼小中連携など学校教育への支援体制を強化していくことが必要である。

子供たちが安心して学ぶことができる環境をつくるため、校舎等の学校教育施設については施設の長寿命化計画に基づく効果的・効率的な整備、通学路の安全対策等教育環境の改善が必要である。

人生100年時代を豊かに生きていくため、若年期の教育、出産や子育て等、ライフステージに対応した女性の活躍支援、生き生きとした高齢者の暮らし等の観点を踏まえ、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化できる教育を実現していくことが必要である。

本市の多様な歴史文化は、人と自然との関わりの中で育まれてきたかけがえのない貴重な宝である。本市が発祥の地である木地師文化や近江商人、ガリ版印刷は全国に展開することで日本経済や文化の礎を築いてきた。また、市内各地域には、長年にわたり地域の人々によって守り育てられてきた豊かな歴史・文化・伝統があり、これら一つ一つを磨き上げ、その価値を高めることで後世に伝えていかなければならない。とりわけ、森は文化の発生の源でもあり、木地師文化をはじめとした森の文化は人と自然の関わりがあってこそ生まれ、豊かに形成されるものであるが、近年そうした関わりが失われつつあるため、鈴鹿の森を原点とした森林や森林文化の価値の再認識・再構築に向けた取組が必要である。

スポーツでは、健康・体力の増進だけでなく、人々の交流、中高年者の健康・生きがいづくり、健康寿命の延伸等、多様な点からニーズが高まっている。2025年に滋賀県で開催された第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会などのスポーツイベント開催による市民のスポーツ意識の高まりや充実したスポーツ環境をいかに、生涯スポーツの推進につなげていくことが重要となっている。

2 福祉、健康医療、保険年金、市民人権、環境、安全・安心に係る課題

福祉・健康医療・保険年金

高齢者人口の増加に伴い、今後も医療や介護を必要とする人が増えることが予測されるが、支える側の人口減少も見込まれており必要な支援を受けることができなくなることが懸念される。介護が必要になっても住み慣れた地域で生きがいを持ち自分らしい暮らしが続けられるよう、地域の資源や人材を発掘し、見守りや共に支え合うまちづくりを目指すことが必要である。

また、障害者の雇用や就学等の社会活動への参加に関する課題、また、障害に対する人々の理解の向上など日常生活における問題解決が重要となっている。

高齢者、障害者、子供、生活困窮といった対象者ごとのサービスでは十分対応できない様々な課題が複合化・複雑化したケースも増加しており、暮らしの中で直面する困難や生きづらさ等の課題に応えるため、重層的な支援体制の整備を継続し、包括的な支援体制の強化を進めていかなければならない。

加えて、労働力人口の減少等による福祉サービスの持続性をどうするかという課題があり、これらに対応するための福祉人材の確保が必要となる。

市民の健康面については、高齢化の進行や生活習慣の変化によって疾病構造が変化し、がん患者をはじめ、循環器疾患や糖尿病等の慢性疾患を抱える人が増加するとともに、新型コロナウイルス感染症の流行を経て人々の生活様式が変化したことによる健康への影響が懸念されている。

これらのことから、地域の医療機関が連携し、全ての市民が必要な医療を必要な時に受けることができる医療体制を確保し、生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、市民の健康保持・増進に取り組むとともに、健康寿命の延伸を図ることが重要な課題となっている。

また、高齢化の進行や医療技術の高度化等により、国民健康保険や後期高齢者医療制度の医療費給付が増加することで保険財政を圧迫しており、適正な受診対策を進めるほか、保健事業の適正な推進と医療費の適正化や制度周知により社会保障制度に対する理解を高めていくことが必要である。

人権

私たちは皆、全ての基本的人権と法の下での平等を憲法において保障されており、一切の差別は許されないものである。それに基づいた今日までの人権に関する地道な取組の成果により、人権意識の高まりが見られる一方、依然として部落差別（同和問題）や女性、子供、高齢者、障害のある人、外国人等、様々な人権問題が存在している。近年では、国際化・情報化や少子高齢化の進展、経済格差の拡大等、人権をめぐる社会経済情勢が大きく変化し、人権に関する課題も複雑多様化が進む中、インターネット上においては個人の名誉やプライバシーを侵害し、差別を助長するような書き込みがあふれ、人命に関わる事件に発展する事象も起こっている。さらに、新型コロナウイルス感染症の発生時には、これまでに経験したことのない困難に直面する中で、関連した差別やひぼう中傷が社会問題となるなど、人権を取り巻く状況の大きな変化が見られた。

こうした状況の変化に応じ、全ての人の人権が尊重され、誰もが生きやすい社会づくりを目指す取組が必要である。

環境

地球温暖化による世界的な気候変動や生物多様性の損失などの問題は、人類のみならず地球上の生物全てに危機的な状況を生じさせており、その一因とされる温室効果ガスを削減するため、ごみの減量や資源化、資源循環型のまちづくりの推進、石油等の化石燃料に依存しすぎない社会づくり及び持続可能な再生可能エネルギーの活用等を進めていくことが重要である。

今、世界ではこうした地球規模の危機に対応していくための取組の一つとして、生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」といった考え方が主流となりつつある。この考え方は、人が適切に関わることで保ってきた多様で豊かな自然環境を基盤として、千年を超える歴史と文化が継承されてきた本市の姿そのものであることから、本市は近畿2府4県の自治体で初のネイチャーポジティブ宣言を行った。引き続き本市ならではの「ネイチャーポジティブ」の理念に基づいた地域資源の持続的利用の実現に向けた取組が必要である。

併せて、本市の地下水は、酒造業や繊維業等の伝統的産業に欠かせないだけでなく、水道水源、農業用水、製造業など多方面に利用されている。本市の森里川湖の豊かな自然環境や歴史文化、産業、人の暮らしは、地下水を基盤として成り立ってきたと言っても過言ではない。鈴鹿の山々に降った雨が地下水として利用できるまでには、推定で50年必要と言われており、今のうちに、地下水を安定的、継続的に利用していく仕組みの構築が必要である。

また、本市の森里川湖が有する豊かで多様性のある自然を保全・活用し、次代につなげていくため、幼少期から自然に触れ親しむなど、ふるさとへの愛着を高めていくことが必要となっている。

安全・安心

近年、全国各地で地震や風水害等の大規模な自然災害が発生し、一瞬にして市民の生命や財産を奪うなど甚大な被害が発生しており、自助・共助・公助による防災・減災対策の一層の充実と、「強さ」と「しなやかさ」を備えた地域づくりの構築が必要である。

また、市民を犯罪や事故から守るため、関係団体及び関係機関との連携を図りながら防犯・交通安全活動に取り組むなど、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進が重要である。

さらに、デジタル社会の進展に伴い、誰もが遭遇する可能性のある消費生活トラブルに対し、きめ細やかな対応等が必要である。

3 産業・経済、都市整備、水道に係る課題

産業・経済

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、各種産業の担い手や労働力の不足が懸念されており、近年増加の傾向が続いている外国人材等新たな担い手の育成や受入れ体制の整備など、就農、創業、起業、事業承継、技術や技能の伝承、就業等の支援により、農林水産業や商工業の活力の維持や増進を図っていくことが重要である。

農業については、農業従事者の高齢化に伴う深刻な担い手の不足や肥料など資材価格の高騰、耕作条件不利地域における耕作放棄地の発生、野生鳥獣による農作物被害の拡大など、地域農業を維持していくことが困難になることが予想される一方、世界的に食料安全保障の問題が顕在化しており、食料の安定供給や食の安全を考えていく上で、農業の重要性について再認識することが重要である。今後、優良な農地の確保、農業基盤の整備、担い手への農地の集積、経営体の育成及び米・麦・大豆中心の作付けから野菜など高収益作物栽培への転換と、マーケットインの視点からの生産振興、ブランド化による農業所得の向上、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の導入、周年営農活動ができる農業近代化施設の整備等によって、もうかる農業の確立を図っていくことが重要である。

林業については、これまでの木材価格低迷や担い手不足等により、適切な管理が行われていない森林が増加しており、今後、森林境界の明確化、森林経営管理制度の推進による効率的な森林の管理、地域産木材の活用の促進など市域の6割近くを占める森林の有効利用を図る必要がある。

また、漁業においても担い手不足が進んでおり、担い手の確保、特産品の開発等による漁業振興に取り組むことが必要となっている。

工業については、国土軸である名神高速道路、国道8号、JR琵琶湖線等恵まれた広域交通条件や市内企業の優れた技術等をいかし、企業誘致や新商品の開発等による販路拡大、それらを担う人材の確保と育成、企業同士の連携強化が必要となっている。

商業については、市街地等での新規出店があるものの、依然として多くの空店舗があることや個店の廃業も見られることなどから、受入れ環境を整備するとともに後継者の育成を推進し、中心市街地でのにぎわいづくりの強化をはじめ、市民が日々の買い物を市内で完結でき、市外からも多くの人が買い物に訪れる魅力づくりが必要である。

また、若者に選ばれる働く場づくりや意欲ある元気な高齢者が働き続けることができる環境づくり等、魅力ある仕事づくりや働く人材の確保、雇用創出に取り組むことで地域経済を活性化し、まち全体のにぎわいづくりにつなげていくことが求められている。

観光については、本市の魅力を理解し関わりを持つ人や訪れる人を増やすため、本市の認知度と知名度を高めるとともに地域の自然や歴史・文化等の資源に磨きをかけて発信し、エコツーリズムなど本市の特性をいかした多様な観光産業の展開を図っていくことが必要である。

都市整備

本市は、地形的にも森林、河川、丘陵地や平野が広がり、そこに一定のまとまりを持った集落が分散しており、それぞれの地域のバランスと連携を図る都市基盤の整備を進めていくことが必要である。

具体的には、鈴鹿の山々とそれを源とする河川、里山、田園そして琵琶湖など豊かな自然と美しい風景があり、これら本市を特徴づける空間の構造を維持していく土地利用が必要である。

また、(仮称)黒丸スマートインターチェンジの開通を見越し、総合運動公園やびわこ学院大学等が立地する文化スポーツ学研ゾーンの整備を進め、周辺地域の活性化を図るとともに、産業の活力向上など地域のにぎわいづくりを展開していくことが重要である。

一方で、国道8号バイパスをはじめとする広域的な道路ネットワークの形成や広域幹線道路における慢性的な渋滞、離合が困難な区間の解消、さらには、市の一体性を強め、活力あるまちづくりにつながる各地域を結ぶ道路体系の強化、特に、中心市街地とJR能登川駅を結ぶ交通軸の強化が重要になっている。

加えて、道路、橋りょう、公園等のインフラ施設の老朽化が進んでおり、各施設の点検・診断の結果による長寿命化計画に基づき、中長期的な見通しを把握した中で予算の平準化を図りつつ、計画的な維持管理・更新を進めることで、持続可能なインフラ施設の構築に向けた取組が必要である。

河川整備では、愛知川、田野川、蛇砂川、大同川など市内を流れる主要な河川の整備、八日市新川広域河川改修事業の早期完了を進めていくことが必要である。

「公有民営方式による上下分離」に移行し、新たなスタートを切った近江鉄道線をはじめ、JR琵琶湖線、バス、タクシー等の公共交通について、市民の暮らしやまちづくり、来訪者の移動を支える手段として、サービスを維持・強化していくことが求められている。

近年の空家数は、適正管理に係る啓発や指導、空家バンク制度の運用等の対策により横ばいとなっているが、今後の増加は避けられないものと考えられる。建物の老朽化による倒壊のおそれや衛生環境の悪化が危惧されており、危険な空家の撤去、危険箇所の改善など生活環境を整える必要がある。

上下水道

上下水道については、これまでの計画的な整備の結果、安定的な水道水の供給及び汚水の適正処理により市民の衛生的な生活環境が確保されている。

既存の上下水道施設については、老朽化の進展状況を考慮し、起因する事故を防止するなど市民の暮らしの安定と安全確保に向け、施設を適切に管理する必要がある。加えて、予防保全の観点から、点検等を通じて施設を適切に把握し、施設の耐震化及び老朽化対策を図る必要がある。

4 行政経営(企画・総務・税務)に係る課題

企画

少子高齢化による社会構造の変化は、労働力不足や経済成長の鈍化、社会保障費の増大等をもたらし、地域全体の活力を弱めていくおそれがある。

このため、地域全体の課題を解決し、本市の有する強みをいかして、活力あるまちの創出に向けた取組を進める必要があることから、「東近江市人口ビジョン」、「東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少社会の中でまちの活力の維持発展に取り組んでいる。

また、本市の中心市街地は、郊外への大型商業施設の進出とともに商店街を中心に小売店が減少するなど、空家・空店舗が増加し空洞化が進んだことから、にぎわいを取り戻すため、駅前での宿泊施設の誘致、まちなみ景観の形成、空店舗活用等様々な活性化策に取り組み、一定の成果が上がりつつあるが、引き続きまちの核として一層のにぎわい創出に取り組む必要がある。

本市が誕生し20年が経過したが、今後も、まちの一体感の醸成や地域のアイデンティティの形成のほか、自然・歴史・文化・特産品等を含め「東近江市」の魅力をあらゆる媒体を通じて積極的に発信し、知名度向

上を図っていくことが必要である。

加えて、本市の在留外国人は近年増加傾向にあり、この地域で暮らし、働き、学ぶ全ての人が、国籍などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性をいかして活躍できるまちづくりが必要である。

総務

社会経済情勢の変化による行政サービスの多様化・複雑化、人口減少や少子高齢化の進行による社会構造の変化等によって生じる様々な課題に的確に対応するため、柔軟な組織を構築し、効果的な行政が推進できる体制づくりが必要である。

また、インフラ施設の老朽化や高齢化に伴う社会保障関係費の増加、生産年齢人口の減少などにより、財政状況が一層厳しくなることが予測される。このことから、庁内組織の見直しや職員個々の能力が十分に発揮できる環境を整えていくなど、一層の効率的かつ効果的な行政運営を進めていく必要がある。

さらに、デジタル技術を活用して国が進めるSociety5.0の実現に向けた取組や、各分野での施策を効率的・効果的に実施するための取組を推進する必要がある。

税務

人口減少や少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が見込まれており、自律的で信頼される行政経営ができるよう、税に関する徴税の公平性・透明性の確保や地域産業の活性化等を通じ、自主財源の軸となっている市税の安定的かつ効率的な確保に向けた取組が必要である。

第3部

基本構想

本市は、森里川湖の多様な自然、千年を超える歴史文化を有するまちで、近畿圏と中京圏の結節点に位置し、交通の要衝でもあることから、商工業が発展してきたまちでもある。

また、古来、この地域が有する地理的優位性や歴史・文化的価値を高め、多様性につながるスケールメリットをいかすことができるまちである。

こうした本市が有する地理的優位性や歴史・文化的価値は、これを認識し、活用することによって後世への伝承が可能となり、また、自然環境については適切に管理がされなければ荒廃し、生物多様性も失われていく可能性がある。先人たちがそうであったように、そこに住む人々が創意工夫を重ねて歴史を築き、文化を創造することで、更にまちは栄え発展するものである。そうして発展したまちで、人々はより良い社会を築くために躍動し、まちはより一層活気づいていくものでもある。

そのため、本計画においては、「人」が最も重要であると考え、その人が輝く基盤として「まち」の発展を目指すという二つの視点を設定する。

『人が輝く』

視点1

「まち」が活気づくための原動力は「人」である。それぞれの個性や価値観を尊重し、一人一人が持つ力を最大限に伸ばし、思い描く未来や夢に向けていかしていくことで、人は一層輝いて見える。

『まちが栄える』

視点2

「ひと」が輝いて暮らすためには、「まち」の基盤の安定に加えて、地域そのものが魅力や活力に満ちていることが重要である。

将来都市像

うるおいとにぎわいのまち 東近江市

～自然と歴史・文化の恵みを磨き上げ、一人一人が豊かさを実感できるまちづくり～

本市は、鈴鹿の山々から琵琶湖まで広がる森里川湖の豊かな緑や美しい水辺等に恵まれた自然環境を有し、それらをいかしたまちの営みや歴史・文化を育み、人と自然のつながりを大切にしてきたまちである。

これらの脈々と受け継がれてきた自然の恵みや歴史・文化を大切にし、地域を愛する市民同士が温かくつながり、快適で心地よい生活環境を整え、ゆとりを持って心豊かに「このまちで素晴らしい人生を過ごしている」と実感できる潤いのあるまちを目指す。

また、日本の中心部に位置し、中京圏・近畿圏の結節点である地理的な好条件をいかし、豊かな自然や歴史・文化の魅力資源等を磨き上げ、人々が集まり、人と人とのコミュニケーションにより文化・経済の交流が生み出され、まちの活力創出につなげていくことが重要である。

まちの個性や魅力、お互いの文化や価値観の違いを相互に理解し、地域活動や産業活動等人と人とのつながりを生み出す環境を整え、人が集まり、交流し、様々なコミュニティの形成や産業振興といったまちの活力を生み出すとともに、物心共に豊かな暮らしと持続可能な発展を両立するにぎわいのあるまちを目指す。

基本方針1 「住みたいと実感できる自立したまち」

市民が本市に住みたいと心から感じることができるよう、子育てや教育、福祉、健康、医療等への支援の充実や事業活動の支援、また、働く場の確保につながる産業振興や防災力の強化等、市民が安全・安心に暮らすことができるまちを目指す。

また、資源やエネルギー、経済について、地域で循環できるシステムを構築し、持続可能で自立的なまちを目指す。

基本方針2 「質の高い暮らしが享受できるまち」

多様な子育てニーズに応じた切れ目のない支援や健康で長生きできる暮らしの支援、また、個性をいかし能力が発揮できる環境の構築など、市民一人一人の様々なライフステージやライフスタイルに応じたきめ細かなサービスを提供することにより、市民が幸せを感じ、質の高い暮らしが享受できるまちを目指す。

また、市民の質の高い暮らしを実現するため、利便性や交流・生活サービス機能が充実した都市拠点の形成や公共交通機能、都市基盤等が充実したまちを目指す。

【総論】

本市には、森里川湖の豊かで多様な自然がある。森で育まれた様々な恵みが里を潤し、琵琶湖に至るまでに形成された流域でつながることにより、市域が一体感をもって発展してきた。さらには、森里川湖のつながりを再構築し、歴史・文化の継承と発展をも視野に入れた本市ならではの「ネイチャーポジティブ」の実現を目指すことを宣言した。

この本市の誇る自然を軸として、千年を超える歴史・文化があり、近畿圏と中京圏の結節点に位置する交通の要衝でもあることから、農業や商工業等、産業の発展にもつながってきた。

こうしたことから、本市の『自然』を生活の中にある当たり前ではなく、私たちが長きにわたりこの地で守り、育ててきたからこそ今があるということに誇りを持ち、その理念と価値を再認識して引き継いでいくために、誰もが主体的に行動し、誰もが主役となるまちづくりを進めていくこととする。

政策1 安心して子供を産み健やかに育てることができるまち

《20年後に目指す「人」と「まち」の姿》

- 多様なニーズや生活実態に対応した必要な保育を受けている。
- 特別な配慮が必要な子供とその家庭に必要な支援が届いている。
- 地域で安心して元気で健康的に遊んでいる。
- 豊かな心と健やかな体が生まれ、生きる力を身につけている。
- 様々な体験や多くの人々との交流により、健全に成長している。
- 安全・安心で快適に過ごせる保育・学校環境が整えられている。

子育て政策では、子供の誕生前から乳幼児期・学童期・思春期・青年期において、出会いから結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援をはじめ、若い世代が安心して子供を産み育てられる環境づくりと豊かな自然や歴史等をいかしたデジタル時代における子供の健やかな成長を図る。

また、幼児施設での保育を必要とする子育て家庭の希望がかない、家庭での保育を行う世帯や特別な配慮を要する家庭の子供が必要な支援を受けられるよう、多様なニーズに応える子育て環境の充実を図る。

併せて、幼児教育と保育の質の向上を図り、全ての子供の健全な育成が保障される保育環境づくりを推進する。

さらに、子供の人権尊重や地域で活動する様々な団体等と連携した子育て支援を展開し、子供の交流・体験の機会の創出や安全・安心な環境づくり等を進める。



教育政策では、子供たちの豊かな心と確かな学力を育み、社会を生き抜く力を身につけられるよう地域住民と協力するとともに、保幼小中の連携を強化し、一人一人に応じた指導や支援の充実、主体的に学ぶ子供を育成する。また、特別な支援を必要とする子供への教育支援など、全ての子供の育ちを支える仕組みを構築する中で、地域資源をいかした教育活動を通じ、郷土を愛する心や豊かな人間性を育む教育を推進する。

小中学校においては、子供や保護者の悩みや不安等に対応するため、相談・支援体制の充実を図るとともに、変化の激しい社会の情報化や国際化に対応するため、課題解決の力を育む探求的な学びの充実や質の向上を図る。

また、地場農産物の積極的な活用など地域の農業と連携し、より充実した安全・安心な学校給食を提供するとともに、食育の推進を図る。

施設面では、学校施設や設備の計画的な改修など子供が安心して快適に学ぶことができる環境づくりの取組を推進する。

《20年後に目指す「人」と「まち」の姿》

- 身近なところで相談ができ、地域や関係機関、各種団体等とのつながりを持っている。
- 地域で互いに支え合う役割を持っていることを実感しながら暮らしている。
- 多様なニーズに合った福祉サービスを利用し、安心して暮らしている。
- 社会参加をしながら、やりがいや生きがいを持って心豊かに暮らしている。
- 自分に合った健康づくりを見つけ、行動している。
- 身近な医療機関で安心して受診できる環境が整っている。
- 様々な価値観を認め合いながら暮らしている。

福祉政策では、現代に受け継がれている相互扶助の精神をいかしながら、地域に合った市民の暮らしを共に支える仕組みを充実し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進する。

また、高齢者、障害者、子供、生活困窮者などの自立支援を推進するとともに、地域住民誰もが役割を持ち孤立しない地域づくりのため、地域福祉の充実に向けた多くの機能がある拠点づくりや居場所・仲間づくり、関係機関や各種団体等との協働の支援体制の構築等重層的な支援体制の整備を推進する。

健康政策では、ライフステージに応じた健康づくりや食育推進、生活習慣病予防、介護予防活動の推進等に取り組み、健康寿命の延伸を図る。

医療政策では、誰もが質の高い医療を安心して受けられるよう、地域医療の充実を図るとともに、広域圏での医療機関相互の連携や医療介護連携の強化、医療や介護従事者を育成する学校との連携による安定的な医療・介護人材の確保等、東近江医療圏域の医療提供体制の高度化を図る。

医療保険等については、国民皆保険制度のもと誰もが安心して医療を受けることができ、暮らしを支える安定した医療保険や給付制度の確保を図る。

人権政策では、全ての人の人権が尊重され、市民一人一人が輝き、安全

で安心して生活するこ

とができる環境を整えていくことが大切であるため、市民、団体、事業者、行政等が連携し、一人一人が大切にされ、人権尊重の考え方を基本に個性や能力が発揮できる地域づくりを推進する。

また、企業等との連携のもと、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを進めるとともに、多様性を認め合い、誰もが生き生きと活躍でき幸せを実感できる男女共同参画の実現に向けた取組を推進する。



《20年後に目指す「人」と「まち」の姿》

- 自治会活動やボランティアなど様々な地域の活動に参加している。
- 多様な主体が連携し、地域課題の解決が図られている。
- 個人の学習ニーズに合った多様な講座や充実した図書館など、生涯を通じて学ぶ環境がある。
- 地域を挙げて歴史や文化の保存活用、継承に取り組んでいる。
- 体力や年齢、障害の有無等に関わらず、それぞれのライフステージでスポーツに取り組んでいる。
- 安全で快適に利用できるスポーツ環境により、スポーツに親しむ人が増えている。



地域共生社会の実現については、市民や市民活動団体、事業者、教育・研究機関等、多様な主体がまちづくりの担い手であることを再認識し、それぞれの主体が地域を愛し、地域のまちづくりに参画し、連携・協力のもと、様々な地域課題への対応や地域の個性をいかしたまちづくりを推進する。さらには、基礎的な自治の組織である地縁で結ばれた自治会組織や多様な主体で構成されるまちづくり協議会の在り方等、地域で活動するコミュニティ組織において地域の課題を自らが解決する力を高めるよう共に考え、その取組を支援するとともに、地域に対する愛着やまちづくりへの意識の向上を図るなど、地域コミュニティの強化を推進する。

また、様々な地域課題に対応する市民活動の活性化に向けて、人材の育成や活動の場づくり、多世代にわたる人づくり等の支援を強化するとともに、多様な主体による協働のまちづくりを推進する。

生涯学習では、人生100年時代を迎え、生涯を通じた学びを豊かな人生につなげていけるよう、市民の学習ニーズや自己実現に向けた気運の高まりに対し、学習の成果がいかせる仕組みを充実する。

歴史・文化では、本市の豊かな自然の中で育まれた木地師文化や近江商人発祥の地等様々な奥深い歴史や文化等を更に磨き上げ、それらを活用することで市民のふるさと意識の醸成を図るとともに、次世代への継承を推進する。

また、多様な文化の発生の源である森については、鈴鹿の森を原点とした森林や森林文化の価値の再認識・再構築に向けた取組を推進する。

スポーツでは、スポーツ意識の高まりや充実したスポーツ環境をいかし、市民それぞれのライフステージでスポーツに親しむことができる機会づくりなど、生涯スポーツの推進を図る。



《20年後に目指す「人」と「まち」の姿》

- 森里川湖のつながりで育まれる自然の恵みの価値を理解し、更に環境美化が進んだきれいで快適なまちになっている。
- 環境への関心を高め、積極的に環境保全活動に取り組んでいる。
- 防災・減災意識が更に高くなり、災害への備えができています。
- 自主防災組織の活性化により、災害対応力が向上している。
- 防犯対策の推進で、犯罪発生件数が減少している。
- 交通安全意識が向上し、人身事故発生件数が減少している。

環境政策では、市内の多様な自然環境や豊かな恵みを再評価し、持続可能な地域社会の構築を図るとともに、ネイチャーポジティブの実践により地域資源の保全と再生等やカーボンニュートラル社会の実現に向けた取組を進めるなど、循環共生型のまちづくりを推進する。

また、自然からの恵みである地下水保全のため、地下水を利用する多様な主体との連携強化を図り、地下水を涵養^{かん}する森林にも目を向け、持続的に地下水が利用できる仕組みづくりを推進する。



さらに、幼少期から身近な自然に触れる場や機会を創出するなど、環境学習の取組を推進する。

安全・安心な地域づくりについては、地震や大雨等の自然災害、火災、犯罪などから市民の生命と財産を守るため、消防施設及び資機材の整備や災害関連情報の収集伝達体制の強化、減災対策の充実を図るとともに、市民の防災意識の向上や防災情報の発信、消防団活動の支援、地域防災の担い手確保を図るなど、平時から大規模自然災害等に対して体制を整え、災害に強いまちづくりを推進する。

また、防犯対策を強化するとともに、自治会や防犯活動団体への支援を行い、市民の防犯意識の向上に努め、安全で安心な暮らしの確保を推進する。

さらに、交通安全に関する啓発活動の推進をはじめ、交通安全団体や関係機関等との連携による交通安全対策の充実を図る。

《20年後に目指す「人」と「まち」の姿》

- 農業基盤が整備された農地が有効に活用されている。
- 農業経営が安定し、持続的に営農できる農業者が増えている。
- 森林が持つ価値が再評価され、新たな活用を可能にする技術の向上とともに担い手が増えている。
- 働きやすい環境が充実している事業所が増え、若者や女性等の就労者が増えている。
- 新たな創業などチャレンジしやすい環境が整っている。
- 地域や事業者と行政の協力により、観光資源の魅力がますます向上し、市に関心を持つ人が増えている。

人と自然とが深く関わり合う農林水産業では、国土の保全や水源の涵養、良好な景観の形成、歴史・文化の継承等、本市の根幹を支える重要な役割を改めて認識し、担い手の確保や育成を図るなど、誇りを持って働くことができる第一次産業の成長を目指すとともに、東近江市産の特色ある農産物や水産品の地域内流通やブランド化による発信力・販売力の強化、マーケットインを意識した生産体制の確立、食の教育や地産地消の推進、獣害対策の強化、周年営農活動ができる農業近代化施設の整備等もうかる農業や漁業の振興を図り、食の安全保障を考える上でも重要な農水産業の振興を推進する。



また、農業生産を支える優良な農地を確保するとともに、持続可能な農業経営を進めるため、スマート農業の導入や基盤整備の促進、農業の有する多面的機能の維持増進、農村集落に根付く歴史・文化や農村景観の継承等、農村環境をいかした地域の活性化等を図る。



林業では、適切な森林管理を促進するため、担い手の育成を図るとともに、森林経営管理制度の推進や森林境界の明確化、専門知識を有する人材活用、地域産木材の活用を促す主伐及び搬出間伐の施業地拡大、木製品の開発、森林の有する多面的機能を発揮させるための取組等を推進する。

商工業では、経済団体等と連携した中小企業支援や創業支援、異業種間の交流等を通じた魅力ある商品開発など本市のブランド力を高めるとともに、企業の更なる立地促進による雇用の創出をはじめ、これまで培われてきた技術や技能の伝承や就労環境の向上など、地域経済の活性化につながる多様な商工業の振興を図る。

また、市街地等において空店舗を活用した新規出店を促すなど受入れ環境を整備するとともに、後継者の育成を推進し、中心市街地のにぎわいづくりをはじめ、市民が日々の買い物等を市内で完結でき、市外からも多くの方が買い物等に訪れる魅力づくりを推進する。

労働政策では、若い人材や元気な高齢者、障害者等、多様な人材が働きたくなる仕事づくり・働く場の確保を支援するとともに、勤労者団体と連携し、勤労者の福利厚生の実現を図る。



観光政策では、鈴鹿の山々から琵琶湖まで広がる豊かな自然、由緒ある社寺、木地師文化や近江商人の発祥の地をはじめとした奥深い歴史・文化、本市の特色ある暮らしや食、もの・コトづくり等の地域資源に磨きをかけ、近畿圏と中京圏の結節点に位置する優位性をいかしつつ、受入れ体制の充実や市外・広域・世界へ向けて積極的に情報発信を行うなど交流人口の増加に努め、エコツーリズムなど「東近江市」ならではのテーマを持った観光振興の強化を図る。

創生の取組では、社会経済情勢や人口構造が大きく変化し財政状況が厳しくなる中、地域の活力や魅力を高めるとともに、働く場や良好な住環境の創出等、定住移住策をはじめとした戦略的な創生を推進する。その中で、様々な角度から地域を見つめ直し、鈴鹿の山々から琵琶湖まで広がる森里川湖の魅力をも市民自らが再認識することで地域への愛着を醸成するとともに、地域の歴史・文化の継承や新たな地域文化の創造等により、質が高く活気のある地域づくりに取り組む。

また、近畿圏と中京圏の結節点に位置する強みをいかすなど、戦略的かつ積極的な情報発信を通じて地域のブランド力や知名度を高めるシティプロモーションに取り組み、行きたいまち住みたいまちとして本市の魅力やアイデンティティを高める。

さらに、地域自立の核となる中心市街地のにぎわいの創出による市域全域への波及や個性と活力を有した魅力ある地域づくり、また、人・企業・情報・モノが集まり新たな価値を創造するまちづくりの推進に取り組み、地域経済や人の流れの好循環の実現を図る。



政策6 都市基盤が整った快適なまち

《20年後に目指す「人」と「まち」の姿》

- 幹線道路や生活道路の整備が進み、利便性や安全性が向上している。
- インフラ施設が適切に維持管理され、安全に利用できている。
- 市民の憩いの場となる公園や緑地が整備され、市民が思い思いにくつろぎ、遊んだりしている。
- 適正な土地利用で、良好な都市空間が形成されている。
- 公共交通機関が多くの市民に親しまれて利用されている。
- 安心して暮らせる住宅が、良好に住み継がれている。
- 安全な水の安定的な供給と快適で衛生的な生活環境が確保されている。



都市基盤の整備では、広域的な交通網の整備推進や交通の円滑化を図るバイパス整備の促進、地域内道路ネットワークの充実等を図り、渋滞の緩和や地域内における移動の利便性・安全性の向上等、経済活動をはじめとした円滑な都市活動や市民の生活環境の向上を図る。

また、道路や橋りょう、トンネル、公園等、安心してインフラ施設が利用できるよう施設の点検や機能向上を図るとともに、市民の生命と財産を守るための河川の整備を推進する。

都市計画では、本市の広大な市域に形づくられた地域特性をいかしつつ、市民の快適な生活、地域の産業活動等を支えるため、基盤となる都市機能の強化を図る。都市と農村が自然と共生し、地域の特性をいかした自立的な発展及び駅やインターチェンジといった交通結節点や国土軸となる広域交通のポテンシャルを活用した計画的で効果的な土地利用を推進する。

また、中心市街地のにぎわい創出や鉄道駅を中心とした都市的拠点機能整備・市街地整備等、計画的に魅力ある都市空間の形成を図る。

公共交通については、近江鉄道線をはじめ、JR琵琶湖線、バス、タクシー等公共交通機関の安定的な運営のため、利用促進を通じ地域の交通を自ら守り育てる機運の醸成等を推進する。

住宅政策では、住宅確保に配慮を要する市民に対して住宅セーフティネットの確保を図るとともに、良質な住宅ストックの蓄積、空家等の対策を推進する。

また、若い世代の人口流出を抑制し、定住・移住増加につながる住宅施策に取り組む。

上下水道については、安全な水を安定的に供給するとともに、快適で衛生的な生活環境の確保に努める。

また、老朽化が進む上下水道施設について、適正な維持管理と計画的な更新等を図る。



本市の総人口は、令和2年(2020年)10月1日現在(国勢調査)で112,819人となっている。

今後、人口の減少傾向は続くとみられることから、基本構想に基づき推進する基本計画の各種施策を実施することにより、人口の減少幅をできるだけ少なくしていくこととして、本市の将来目標人口を、令和27年(2045年)に10万人とする。

本市は市域の56パーセントを森林が占めており、2割程度の農地や鈴鹿山脈を源とする愛知川や日野川等の河川、また、これらの河川が流れ込む琵琶湖など豊かな自然環境を有している。河川の流域には田園が広がり農村集落や里山が点在し、美しい田園風景を形成している。

一方、古くから活発な経済活動の場として「市」が栄えた商業都市としての歴史を有し、近畿圏や中京圏の結節点に位置していることや交通の利便性等のポテンシャルをいかし、商業、工業等の多様な機能や住宅が集積している。

これらの様々な特性を持った土地について、それぞれの特性を確保しつつ、本市の将来の発展に向けて、バランスのとれた都市基盤の整備を進めていくことが必要である。

1 農用地

平野部に広がる農用地は、近畿で最も大きく県下有数の穀倉地帯であり、県下一位の農業産出額を誇っている。

農用地の周辺には、集落や里山など多様な景観が一体的に調和して存在し、美しい田園風景を形成している。

農用地においては、農業生産を支える優良な農地を確保するとともに、持続可能な農業経営を進めるための基盤や住環境の整備、農業の持つ多面的機能の維持増進を図る。

また、担い手への農地集積・集約を進め、効率的な農地利用を図る。

さらに、美しい自然と調和した農村環境を交流の資源として活用に努める。

2 森林

鈴鹿の山々を中心とする森林は、木材の供給源として「伐って、使って、植えて、育てる」森林の循環利用を促進することで森林の保全を図る役割をはじめ、生物多様性の保全や観光、地球温暖化の防止、国土の保全、水源涵養、災害防止、さらには木地師による伝統工芸や自然景観の形成といった文化機能など多面的な機能を有していることから、これら多様な機能を発揮できるよう適切な森林整備を推進する。

里山等市街地近郊や周辺の森林は、自然との関わり方を学び自然に親しむ癒しの場としての保健休養機能やレクリエーション、生物多様性保全、観光、教育等の場としての交流機能の向上を図るとともに、農山村集落の活性化等適切な利活用を推進する。

3 河川・水辺

愛知川や日野川等の河川は、豊かな自然環境を有するとともに、本市の農業を支える用水や自然災害から市民の命を守る役割等様々な機能を有している。

また、琵琶湖は、京阪神の重要な水源であるとともに、水生生物の宝庫であり、市民をはじめとする多くの人の憩いの場となっている。

河川や水辺においては、多様な生態系を育む自然環境の保全を基本としつつ、適正な管理と整備を図る一方、人々に潤いを与える空間として、観光やレクリエーション等の活用に努める。

氾濫の危険性が高い河川については、治水施設の整備等による安全性の確保を図る。

4 市街地等

市域には、国道8号や国道307号、国道421号が通り、近江鉄道線やJR琵琶湖線の鉄道駅、さらには名神高速道路インターチェンジ等の交通結節点を有し、その周辺に市街地を形成している。

また、近江鉄道八日市駅前をはじめとする商業地や名神高速道路インターチェンジ周辺を中心とした工業地のほか、住宅地や公共機関等の多様な機能が集積し、本市の都市機能の中核を担っている。

市街地においては、都市基盤の整備や居住環境の改善をはじめ、商業や工業、交流、サービス、文化、行政サービスなど魅力ある市街地としての機能の強化を推進する。とりわけ、鉄道駅周辺等の拠点性の高い市街地については、総合的な都市生活機能の拠点としてふさわしい市街地の形成と魅力あるにぎわいの創出、交通利便性の向上を図る。

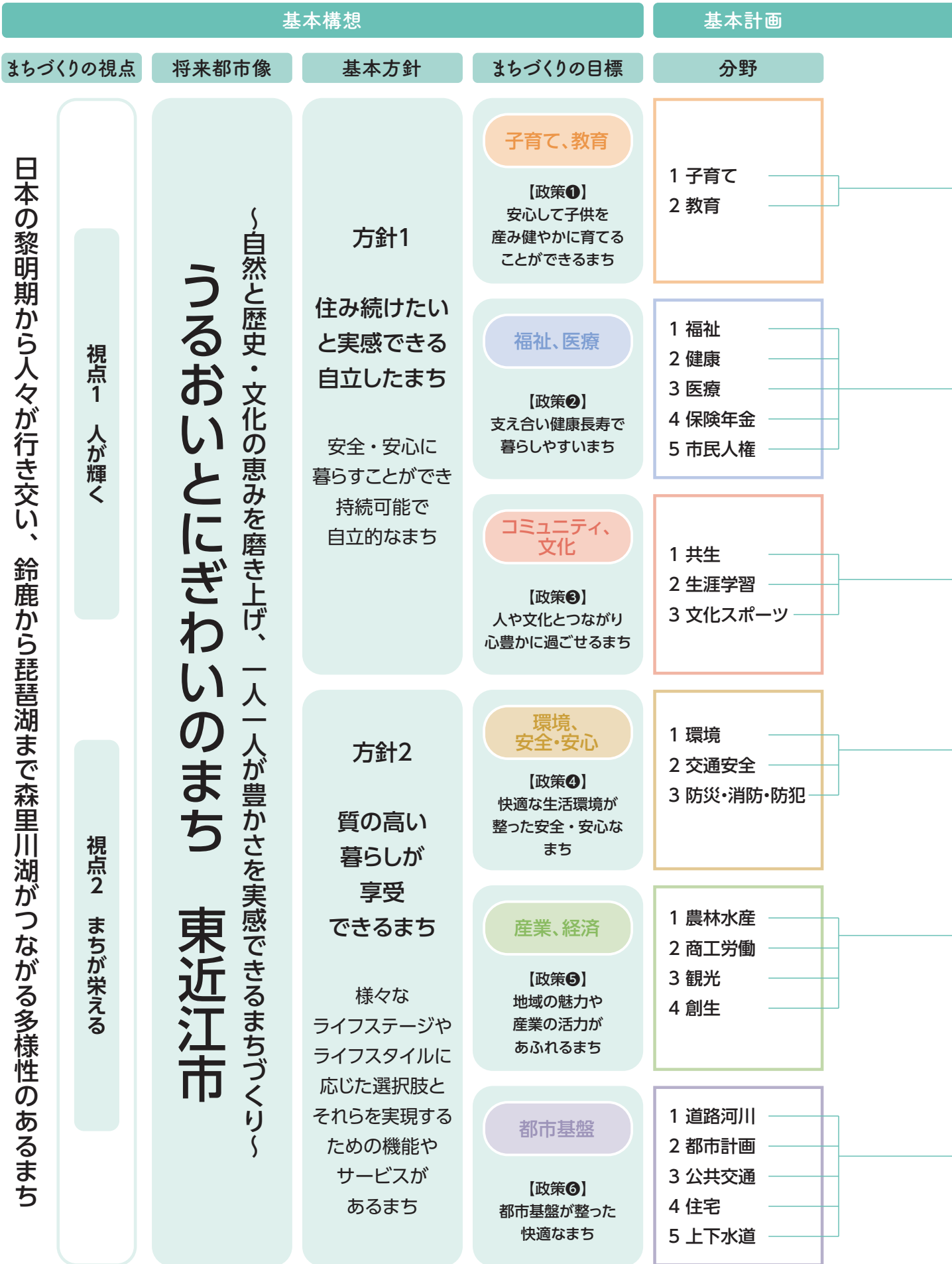
総合計画の推進に当たっては、職員一人一人が行政課題に共通の認識を持ち、各部局が連携して政策の立案や事業実施に関わり、総合的に政策を推進する体制を強化するとともに、あらゆる分野においてデジタル技術を最大限に活用し、効率的、効果的かつ柔軟に施策の推進を図ることとする。

また、持続可能な地域づくりのため、適正な行政経営等や中長期を見据えた健全な財政運営に努め、行政評価の実施や経営資源を最大限いかすとともに、選択と集中を図った事業展開を行い、時代の潮流を見極め、的確に対応する戦略的な行財政運営に挑むこととする。

さらに、広域及び近隣市町との連携を強化し、経済や産業圏域の形成、国や県と連携した広域的な視点による基盤の整備を図るなど、交流と連携による取組を効率的かつ効果的に進め、自立的な地域づくりに努める。

第4部

第1期基本計画



基本計画

基本施策

①-1	様々な家庭の子育てを支援するまちづくり 子供が元気に育つ幼児教育・保育が充実したまちづくり	子育てへの悩みにきめ細かく対応できるまちづくり 多様化する子育てニーズに対応できる環境が整備されているまちづくり
	①-2	子供と大人と地域が共に育つまちづくり 子供が健やかに育つことができるまちづくり
②-1	誰もが支え支えられ豊かに暮らせるまちづくり 住み慣れた地域で自立した暮らしができるまちづくり 障害者が笑顔でいきあうまちづくり	健康で文化的な生活ができるまちづくり 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり 発達に障害のある人の個性が大切にされるまちづくり
	②-2	健やかで心豊かに生活できるまちづくり
②-3	質の高い医療を受けられるまちづくり	
②-4	医療保険や給付制度が確保されているまちづくり	
②-5	一人一人の人権が尊重され個性や能力が発揮できるまちづくり	暮らしの困りごとを身近に相談できるまちづくり
③-1	地域の課題解決能力が育つまちづくり	国籍にとらわれず互いを認め合うまちづくり
③-2	生涯にわたり学ぶことができ学んだことがいかせるまちづくり	生涯を通じて図書に親しめるまちづくり
③-3	豊かな歴史・文化・伝統をいかすまちづくり	気軽にスポーツを楽しめるまちづくり
④-1	環境美化と資源循環意識の高いまちづくり 生活環境が守られたまちづくり	豊かな自然を未来につなげるまちづくり
	④-2	交通安全意識の高いまちづくり
④-3	災害に強く防犯意識の高いまちづくり	
⑤-1	活力と多様性のある農業水産が発展するまちづくり 安定した生産性の高い農業が継続できるまちづくり	森林や里山が適切に保全管理され資源を活用するまちづくり 農地の適切な維持と有効利用できるまちづくり
	⑤-2	活発な産業が展開されいきいきと働くことができるまちづくり
⑤-3	多彩な魅力を感じ多くの人が訪れるまちづくり	
⑤-4	質が高く活気のあるまちづくり	
⑥-1	広域的な都市基盤が整っているまちづくり 道路・橋梁・河川が適切に維持管理されているまちづくり	道路・河川が整備されているまちづくり
	⑥-2	計画的な土地利用を進め良好な市街地が形成されているまちづくり
⑥-3	交通環境が整っているまちづくり	
⑥-4	快適な居住環境が整っているまちづくり	
⑥-5	安定的に水道水が供給されるまちづくり 農村下水道が適正に維持管理されているまちづくり	水質が保全され快適で衛生的な生活環境があるまちづくり

基本計画

施策

子育て	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭への切れ目のない支援 ひとり親家庭への支援 子育て家庭の相談体制の充実 幼児教育・保育の充実 幼児教育・保育施設の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 学童保育の充実 子供を守る地域ネットワークの強化 困難な問題を抱える女性への支援の充実 子育て支援拠点機能の充実 学童保育施設の充実
教育	<ul style="list-style-type: none"> 学びを支える環境づくり 児童・生徒の育成 特別支援教育の推進 学校給食の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 教育環境の充実 教育内容の充実 教育相談体制の充実
福祉	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動の推進 生活安定への支援 生活困窮者への自立支援 地域で暮らし続けるための支援の充実 障害者の社会参加の促進 地域生活支援体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉活動の推進 地域包括ケアの推進 高齢者の生きがいづくりの推進 介護保険制度の健全運営とサービスの充実 障害福祉制度の充実 発達障害に対する支援体制の充実
健康	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりのための主体的な取組の推進 介護予防の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ライフステージに応じた保健予防活動の推進 感染症予防対策の推進
医療	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療の充実 	
保険年金	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の健全運営 福祉医療費助成制度の推進 介護保険財政の安定運営 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療制度の円滑な運営 国民年金の啓発
市民人権	<ul style="list-style-type: none"> 人権施策・啓発の推進 市民相談体制の充実 在住外国人への窓口支援の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の推進 消費生活相談・啓発の推進
共生	<ul style="list-style-type: none"> 協働のまちづくりの推進 地域コミュニティへの支援 多文化共生の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動への支援 コミュニティセンターの適正な管理運営
生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育・啓発の推進 多様な学習機会・情報の提供 市民のための図書館づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の健全育成 文化芸術の振興
文化スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> 地域文化の継承と創造 文化財の活用・愛護の普及 スポーツの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存・継承 森の文化の継承・魅力発信

基本計画

施策

環境	環境美化の推進 循環型社会の構築 森里川湖の次世代への継承 カーボンニュートラルの推進 公害防止対策の推進 畜犬の適正管理	ごみの適正処理 森里川湖のつながり創生 循環共生型まちづくりの推進 し尿の適正処理 斎場・墓地の適正管理
	交通安全	交通安全運動の推進
防災・消防 ・防犯	防災・減災対策の充実 防犯対策の充実	消防体制の充実
農林水産	農地の保全 農業生産・特産品の振興 畜産の振興 食育・地産地消の推進 有害鳥獣対策 農地の多面的機能の維持・発揮	農業担い手育成 環境農業の推進 水産業の振興 林業の振興 農業生産基盤の整備 農業委員会
	商工労働	企業内人権教育・啓発の推進 勤労者支援の推進 商店街等の活性化 企業立地の促進
観光	観光資源の磨き上げと受入環境の充実・強化	積極的な誘客と戦略的な情報発信
創生	地域資源を活用した地域振興と持続可能な地域づくりの推進 戦略的かつ積極的な情報発信の推進	ケーブルネットワークの活用促進
道路河川	主要幹線道路の整備 地域内道路の整備 道路の安全と快適性の確保 砂防等の災害対策の推進	一級河川の整備 雨水排水の整備 河川・水路の管理
	都市計画	良好な景観の形成 計画的な土地利用の推進 適正な公共施設整備
公共交通	公共交通の充実 公共交通関連施設の適切な管理	公共交通の利用促進
住宅	市営住宅の計画的な整備 空家等対策の推進	住宅整備の促進
上下水道	水道の安定供給 汚水の適正処理	下水道事業の安定経営

安心して子供を産み

健やかに育てることができるまち

分野	基本施策	施策
子育て	1 様々な家庭の子育てを支援するまちづくり	1 子育て家庭への切れ目のない支援 2 学童保育の充実 3 ひとり親家庭への支援
	2 子育てへの悩みにきめ細かく対応できるまちづくり	1 子供を守る地域ネットワークの強化 2 子育て家庭の相談体制の充実 3 困難な問題を抱える女性への支援の充実
	3 子供が元気に育つ幼児教育・保育が充実したまちづくり	1 幼児教育・保育の充実 2 子育て支援拠点機能の充実
	4 多様化する子育てニーズに対応できる環境が整備されているまちづくり	1 幼児教育・保育施設の充実 2 学童保育施設の充実
教育	5 子供と大人と地域が共に育つまちづくり	1 学びを支える環境づくり
	6 子供が安全で快適な環境のもと学べるまちづくり	1 教育環境の充実
	7 子供が健やかに育つことができるまちづくり	1 児童・生徒の育成 2 教育内容の充実 3 特別支援教育の推進 4 教育相談体制の充実
	8 子供の食を支えるまちづくり	1 学校給食の充実

● 施策1 子育て家庭への切れ目のない支援

現状分析

核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化等に伴い、育児不安を抱えながら孤立している家庭が増加している。また、子供にとって必要な支援が一定の年齢で途切れないようにする必要がある。

達成目標

一定の年齢によって子供の支援が途切れることなく、子供が健やかに成長するまちを目指す。

具体的な取組

- こども基本法に規定するこども施策の調査審議及び子ども・子育て支援事業計画の進行管理を行う。
- 児童センターの運営内容の充実を図る。
- 絵本を通じて赤ちゃんに触れ合うきっかけづくり(ブックスタート)に取り組む。
- 見守りおむつ宅配便による子育て家庭への声かけや見守りと経済的負担の軽減を行う。
- 結婚・妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する。
- 児童手当を対象家庭に支給する。

主な事業

児童福祉推進事業

次世代育成対策事業
妊婦のための支援給付事業

児童手当支給事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
おむつ宅配による不安解消率	90.4%	100%

《指標設定の考え方》

子育て家庭の不安や孤立の解消につながっているかを見る指標として設定

● 施策2 学童保育の充実

現状分析

保護者の就労や核家族化の進行等により、放課後の子供を見守る学童保育所を利用する児童が増加しており、待機児童が生じている。また、学童保育における保育の質の向上や安定した事業運営が求められている。

達成目標

就労等によって保護者が昼間家庭にいない小学生に遊び・生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、学童保育所が充実したまちを目指す。

具体的な取組

- 学童保育所を適正に管理・運営する。
- 指導員研修の開催など指導員のスキルアップを図る。

主な事業

学童保育所運営事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
待機児童数	72人	0人

《指標設定の考え方》

放課後における児童の健全な育成が図れているかを見る指標として設定

● 施策3 ひとり親家庭への支援

現状分析

ひとり親家庭は、経済的な課題や養育上の問題等を抱えていることが多く、仕事と子育ての両方を担っていることから多様なサポートを必要としている。

達成目標

ひとり親家庭の経済的な負担の軽減や子育てに関する不安が解消されるまちを目指す。

具体的な取組

- 母子福祉団体の活動を支援する。
- ひとり親家庭の就業や自立を支援する。
- ひとり親家庭等の相談体制を充実する。
- 母子・父子福祉センターの運営内容の充実を図る。
- 児童扶養手当をひとり親の対象家庭に支給する。

主な事業

母子・父子福祉事業

児童扶養手当支給事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
児童扶養手当受給者の養育費受取率	28.4%	40.0%

《指標設定の考え方》

ひとり親家庭の生活の安定と子供の健やかな成長を見る指標として設定

基本
施策 2

子育てへの悩みにきめ細かく対応できるまちづくり

● 施策1 子供を守る地域ネットワークの強化

現状分析

核家族化の進行や子育て世帯の孤立、不安定な就労による生活困窮、若年妊娠、親の精神不安等の様々な要因が複雑に絡み合い、児童虐待に関する相談が増加しており、その対応も長期化している。

達成目標

こども家庭センターと要保護児童対策地域協議会が両輪となり、地域資源を活用して妊娠期から子育て期までを切れ目なくサポートし、児童虐待を未然に防止できる地域づくりを目指す。

具体的な取組

- 児童虐待の早期発見と適切な初期対応を図る。
- 要保護児童対策地域協議会の体制を強化する。
- 子ども家庭相談センター等と連携し家庭への適切な支援や長期的な見守りの体制の構築に努める。
- 緊急に児童の保護が必要な場合等に、一定期間、養育及び保護する子育て短期支援事業を実施する。
- 児童虐待防止に対する市民の理解を深めるため、積極的な啓発活動を行う。
- 子供への適切な関わり方のスキルを身につけて指導できる人材の育成を行う。
- こども家庭センターとして関係機関との連携を強化し、妊娠期から切れ目のない支援を行う。

主な事業

児童虐待防止対策事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
児童虐待対応件数	546件	506件

《指標設定の考え方》

こども家庭センターと要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関が連携することにより、児童虐待の未然防止ができているかを見る指標として設定

● 施策 2 子育て家庭の相談体制の充実

現状分析

核家族化の進行等により、身近に相談相手がいないなどの要因から子育て家庭の不安が高まっているため、各家庭の状況に応じた支援が求められる。

達成目標

子育て家庭の不安が軽減され、子供が健やかに育つ環境の確保を目指す。

具体的な取組

- 子供の相談体制の充実を図る。
- こども家庭支援員が不安を抱く養育者の相談に対応する。
- 養育に不安を抱える家庭に専門的な育児指導を行う専門的相談員を派遣する。
- 簡易な家事指導や育児相談を行う家庭支援員を派遣する。
- 養育に不安を抱える家庭の児童に学生ボランティア等支援員を派遣する。
- 経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を支援する。

主な事業

家庭支援事業

児童入所施設等措置事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
児童虐待対応件数	546件	506件

《指標設定の考え方》

相談体制を充実し、子育て家庭の不安を軽減することにより、児童虐待の未然防止ができているかを見る指標として設定

● 施策3 困難な問題を抱える女性への支援の充実

現状分析

DVやストーカー、性被害、生活困窮など、昨今の女性をめぐる課題に鑑み、社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性の適切な保護及び自立の支援が求められている。

達成目標

一人一人のニーズに応じた保護及び支援を行い、困難な問題を抱える女性が相談しやすいサポート体制の充実を目指す。

具体的な取組

- 女性の相談体制の充実を図る。
- DV等の被害を受けている女性の保護及び自立を支援する。

主な事業

児童入所施設等措置事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
相談者本人が女性相談窓口を知っている割合	64.5%	80.0%

《指標設定の考え方》

DV等困難な問題を抱える女性が、女性相談窓口の存在を知っているかを見る指標として設定

● 施策1 幼児教育・保育の充実

現状分析

保護者の就労や核家族化の進行に伴う保育ニーズの高まりにより、待機児童が発生していることから、計画的な保育施設の整備を進めるとともに、保育人材の確保が必要である。

達成目標

待機児童の解消をはじめ、保育人材の安定的な確保及び育成に取り組み、多様な保育ニーズに合わせた質の高い幼児教育・保育が提供されるまちを目指す。

具体的な取組	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 保育人材の確保を図る。 ● 地域型保育や病児保育等多様な保育の充実を図る。 ● 保育アドバイザーを配置し、施設やサービス利用の相談支援を行う。 	保育推進事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 保育人材の育成を推進し、幼児教育・保育の質的向上を図る。 	幼児教育センター運営事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童一人一人の発達に応じた支援の充実を図る。 ● 家庭、地域、認定こども園・保育所・幼稚園等における食育を推進する。 ● 支援を必要とする子供、外国にルーツのある子供等、多様な特性、背景等を持つ子供が同じ環境で共に育つインクルーシブな保育体制の充実を図る。 	公立認定こども園運営事業 公立小規模保育事業所運営事業 民間保育所等運営支援事業 公立幼稚園運営事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 民間認定こども園、保育所、小規模保育事業所等の運営や職員の処遇改善を支援する。 	民間保育所等運営支援事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
待機児童数	15人	0人

《指標設定の考え方》

充実した幼児教育・保育が提供できているかを見る指標として設定

● 施策2 子育て支援拠点機能の充実

現状分析

核家族化の進行により、子育て家庭の孤独感や不安感等を緩和する親子の交流等の支援が求められる。

達成目標

気軽に子育て家庭の交流・相談ができることにより、子供の健やかな育ちを支援するまちを目指す。

具体的な取組

- 子育て中の親子が集い、気軽に交流や相談ができる地域の子育て拠点の機能を充実させる。
- 子育てコンシェルジュを配置し、関係機関と連携強化を図る。
- 子育て拠点施設の管理を行う。
- ファミリーサポートセンターを組織し、地域での子育てや社会参加等を支援する。

主な事業

地域子育て支援拠点事業

ファミリーサポートセンター運営事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
子育て支援拠点利用満足度	91.8%	100%

《指標設定の考え方》

子育て支援体制が充実しているかを見る指標として設定

多様化する子育てニーズに 対応できる環境が整備されているまちづくり

● 施策1 幼児教育・保育施設の充実

現状分析

0歳児から2歳児までの待機児童が発生していることから、地域の保育需要等を見定めた受皿の確保が必要である。

達成目標

地域の保育ニーズに対応する受皿の確保に向け、安心して利用できる保育環境の充実を目指す。

具体的な取組

- 認定こども園の整備や既存施設の改修等を進める。
- 単独幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行を図る。
- 民間認定こども園や保育所の整備運営を支援する。
- 認定こども園の適正な維持管理を行う。
- 幼稚園の適正な維持管理を行う。

主な事業

- 公立認定こども園施設整備事業
- 公立幼稚園施設整備事業
- 民間保育所施設整備支援事業
- 公立認定こども園施設管理事業
- 公立幼稚園施設管理事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
2号・3号認定の利用定員	2,828人	2,994人

《指標設定の考え方》

充実した幼児教育・保育が提供できているかを見る指標として設定

● 施策2 学童保育施設の充実

現状分析

保護者の就労や核家族化の進行で学童保育のニーズが高まり、待機児童が発生しているため、施設の改修等による受皿の確保が必要である。

達成目標

就労等によって保護者が昼間家庭にいない小学生に遊び・生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、学童保育所が整ったまちを目指す。

具体的な取組

- 学童保育所の整備や既存施設の改修等を進める。
- 学童保育所の適正な維持管理を行う。

主な事業

- 学童保育所施設整備事業
- 学童保育所施設管理事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
学童保育所	40支援単位	41支援単位

《指標設定の考え方》

放課後における児童の健全な育成が図れているかを見る指標として設定

● 施策1 学びを支える環境づくり

現状分析

教育課題の解決に向けた支援を積極的に進めているが、教育を取り巻く環境は複雑で多様化、困難化している。

達成目標

多様化、困難化する教育課題に適切に対応するとともに、児童生徒の教育環境を整え、子供と大人と地域が共に育つまちを目指す。

具体的な取組

- 総合教育会議を開催し、教育行政の推進を図る。
- 教育振興基本計画の着実な実施による教育行政を推進する。
- 適正な就学援助により児童生徒の教育環境を支援する。
- 関係機関との連携を強化し、通学路の安全対策を実施する。

主な事業

- 教育委員会運営事業
- 教育総務管理事業
- 就学援助事業
- 通学路安全対策事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
通学路安全対策への満足度(市民意識調査)	32.5%	37.0%

《指標設定の考え方》

通学路の安全が確保されているかを見る指標として設定

● 施策1 教育環境の充実

現状分析

全小中学校施設の耐震化は完了したが、長寿命化への対応が必要である。

達成目標

小中学校施設の長寿命化を推進し、安全で快適な学習環境を目指す。

具体的な取組

- 学校施設を適正に管理する。
- 学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な改修を行う。

主な事業

小学校管理事業
中学校管理事業

小学校施設整備事業
中学校施設整備事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
学校施設長寿命化計画に基づく施設改修箇所数	0/4箇所	4/4箇所

《指標設定の考え方》

安全で快適な学習環境を提供できているかを見る指標として設定

● 施策1 児童・生徒の育成

現状分析

家族の絆や地域での人間関係が希薄化の傾向にあり、ルールや社会性、人を思いやる心や感動する心など、豊かな心が十分に育っていない子供たちが増えている。

達成目標

児童生徒が、豊かな体験活動を積むことにより、規範意識や思いやりの心と望ましい職業観等の社会性や豊かな人間性を身につけ、心身共に健やかに育つことを目指す。

具体的な取組

- 生きる力を育む豊かな体験活動や校外活動を支援する。
- 市内小学校の水泳や陸上の記録会を支援し、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する力の育成を図る。
- 自主的、実践的な態度を育てるため、中学校の生徒会活動の充実や交流、部活動の地域連携等を支援する。
- 外国人児童・生徒の学校生活を支援する。
- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び保護者と連携し適切な健康管理に努める。
- 学校管理下における児童生徒の事故や災害に対して、賠償や補償等事務を適切に行う。

主な事業

- 小学校体験活動等支援事業
中学校体験活動等支援事業
- 小学校体験活動等支援事業
- 中学校体験活動等支援事業
- 外国人児童生徒等教育支援事業
- 学校保健事業
- 学校災害補償事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
学力学習状況調査児童生徒質問紙 設問「自分には良いところがある」への肯定的回答率	小学校 84.7% 中学校 78.9%	小学校 89.0% 中学校 83.0%

《指標設定の考え方》

自分を大切に思う自尊感情が豊かな心の育成に当たり重要であるため指標として設定

● 施策2 教育内容の充実

現状分析

国際化や情報化の進展に対応できる児童生徒の「生きる力」（確かな学力・豊かな心・健やかな体）が求められている。

達成目標

子供たち一人一人に、人として生きる上で大切な道徳性や人を思いやる心を育み、子供たちが将来にわたって幸せな生活を営んでいくための基礎的な力の育成を目指す。

具体的な取組

- ICT環境を整備し、機器を活用した授業改善を推進する。
- 学力向上に取り組む。
- 保幼小中が連携して育ちを支える取組を推進する。
- 教材及び教師用教科書等の整備を行い、子供たちの学習環境の充実、教師の指導力向上を図る。
- 児童生徒の読書環境の充実を図る。
- 英語教育、国際理解教育の推進を図る。
- 美術や書写教育の振興と芸術性の向上を図る。
- 生活と学ぶ意欲を支える基本となる自尊感情を高める取組を推進する。
- 基本的な生活習慣を身につける指導の充実を図る。
- 食に関する指導の充実を図る。
- ふるさとへの愛着や誇りを醸成する取組を推進する。
- 教職員の資質向上に資する事業を推進する。

主な事業

- 校務支援事業
- 教育指導力向上事業
- 幼小中連携推進事業
- 小学校教育振興事業
中学校教育振興事業
- 英語教育振興事業
- 豊かな情操育成事業
- 教育研究所運営事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
学力学習状況調査児童生徒質問紙 設問「授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいますか」への肯定的回答率	小学校 81.0% 中学校 78.0%	小学校 85.0% 中学校 82.0%

《指標設定の考え方》

主体的に課題を設定し解決していく力の育成は「生きる力」（確かな学力・豊かな心・健やかな体）を育む上で重要であるため指標として設定

● 施策3 特別支援教育の推進

現状分析

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加している。

達成目標

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立する力の育成を目指す。

具体的な取組

- 教職員の特別支援教育の研修の機会の充実を図る。
- 保幼小中が連携し、特別支援教育の充実を図る。
- 発達相談員を配置し、発達相談に関する相談の充実を図る。
- 通級による指導（通級指導教室）を実施する。

主な事業

特別支援教育推進事業
通級指導教室運営事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
個別の指導計画連携率	小学校 69.6%	小学校 75.0%
	中学校 58.5%	中学校 75.0%

《指標設定の考え方》

「個別の教育支援計画」の作成・評価時に保護者及び関係機関との連携を行うことにより、自立に向けた支援が充実することが見込まれることから指標として設定

● 施策4 教育相談体制の充実

現状分析

学習や人間関係に対する不安など様々な要因により、学校に登校できない児童生徒がいる。

達成目標

個々の相談や不登校支援において、きめ細かな対応ができる教育相談体制により、登校できる児童生徒の増加や将来の社会的自立を目指す。

具体的な取組

- スクールソーシャルワーカー及びスクーリングケアサポーターを配置する。
- スクールカウンセラーを配置する。
- 校内教育支援センターの運営の充実を図る。
- 関係各課、各機関との連携を推進する。
- 不登校（傾向）にある児童生徒の保護者及び学校関係者への相談を実施する。
- 支援教室を開設し、不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた支援を行う。
- 子どもオアシスを管理運営する。

主な事業

- 学校問題対策事業
- いじめ対策推進事業
- 不登校児童生徒支援事業
- 子どもオアシス管理運営事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
学校への復帰率	62.5%	60%以上

《指標設定の考え方》

きめ細かな支援ができているかを見る指標として設定

● 施策1 学校給食の充実

現状分析

偏食や食習慣の乱れ等、児童生徒の食に関する様々な問題が起こっている。自身の食習慣を見直し、心身の成長のために食事の重要性を理解することが大切である。また、地場農産物を積極的に取り入れたより良い食生活を実践することが求められる。

達成目標

地場農産物の利用等を通し、食文化への関心を高めるとともに、子供たちの食に対する意識を高めつつ、適正な食習慣が身につくことを目指す。

具体的な取組

- 衛生管理を徹底し、安全で安心な給食を提供する。
- 学校給食を通して、食育の充実を図る。
- 学校給食への地場農産物の利用拡大を進める。
- 食文化に関心を深める郷土食、行事食を提供する。

主な事業

学校給食センター管理運営事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
学校給食地場農産物利用率	43.9%	45%以上

《指標設定の考え方》

地産地消の推進状況を見る指標として設定

分野	基本施策	施策
福祉	1 誰もが支え支えられ豊かに暮らせるまちづくり	1 地域福祉活動の推進 2 社会福祉活動の推進
	2 健康で文化的な生活ができるまちづくり	1 生活安定への支援
	3 住み慣れた地域で自立した暮らしができるまちづくり	1 地域包括ケアの推進 2 生活困窮者への自立支援
	4 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	1 高齢者の生きがいづくりの推進 2 地域で暮らし続けるための支援の充実 3 介護保険制度の健全運営とサービスの充実
	5 障害者が笑顔でいきあうまちづくり	1 障害者の社会参加の促進 2 障害福祉制度の充実 3 地域生活支援体制の充実
	6 発達に障害のある人の個性が大切にされるまちづくり	1 発達障害に対する支援体制の充実
健康	7 健やかで心豊かに生活できるまちづくり	1 健康づくりのための主体的な取組の推進 2 ライフステージに応じた保健予防活動の推進 3 介護予防の推進 4 感染症予防対策の推進
医療	8 質の高い医療を受けられるまちづくり	1 地域医療の充実
保険年金	9 医療保険や給付制度が確保されているまちづくり	1 国民健康保険の健全運営 2 後期高齢者医療制度の円滑な運営 3 福祉医療費助成制度の推進 4 国民年金の啓発 5 介護保険財政の安定運営
市民人権	10 一人一人の人権が尊重され個性や能力が発揮できるまちづくり	1 人権施策・啓発の推進 2 男女共同参画の推進
	11 暮らしの困りごとを身近に相談できるまちづくり	1 市民相談体制の充実 2 消費生活相談・啓発の推進 3 在住外国人への窓口支援の推進

● 施策1 地域福祉活動の推進

現状分析

少子高齢化や人口減少が進み、グローバル化、多様性の受容などによる社会構造の変化などを背景に、地域の課題が複合化・複雑化している。

達成目標

身近な地域単位で、支え、支えられる関係を築くことで安心して暮らせるまちを目指す。

具体的な取組

- 地域福祉計画の着実な推進と進行管理を行う。
- 重層的支援体制の整備を進める。
- 社会福祉法人に対し、適正な指導監査を行う。

主な事業

地域福祉推進事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
地域での助け合いができていると思う市民の割合 (市民意識調査)	45.3%	50.0%

《指標設定の考え方》

地域の福祉力向上の度合いを見る指標として設定

● 施策2 社会福祉活動の推進

現状分析

少子高齢化や核家族化が進み、福祉のニーズも多様化したことで、行政サービスだけではそのニーズに応えきれない状況になっている。

達成目標

社会福祉団体や地域で活動するボランティア団体等と連携し、社会生活に配慮を必要とする人が安心して暮らせるまちを目指す。

具体的な取組

- 社会福祉団体等の活動を支援する。
- 戦傷病者や戦没者遺族に対する援護を行う。
- 避難行動要支援者の避難支援を推進する。
- 福祉避難所の適正配置を図る。
- 福祉センターの適正な管理運営を行う。
- 民生委員・児童委員の活動を支援する。

主な事業

社会福祉推進事業

福祉センター等管理運営事業

民生委員児童委員活動事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
ボランティア活動参加者数	2,911人	3,500人

《指標設定の考え方》

ボランティア活動など地域福祉への意識の高さを見る指標として設定

● 施策1 生活安定への支援

現状分析

現状では、生活保護の被保護世帯数はおおむね横ばいの状況であるが、今後の高齢者人口の高まりや物価高騰など社会情勢の変化により、被保護世帯数の増加が見込まれる。

達成目標

生活に困窮する市民に対して最低限度の生活保障と自立助長を図る生活保護制度が、最後のセーフティネットとしての機能を適切に果たすことができるよう、制度の適正な運用と実施を目指す。

具体的な取組

- 生活保護法に基づき、適正な保護を実施する。
- 生活困窮世帯に生活保護費を支給する。
- 中国残留邦人の生活困窮世帯に生活支援給付費を支給する。
- 行旅病死人の救護等を行う。

主な事業

- 生活保護事務
- 生活保護費支給事業
- 生活支援給付費支給事業
- 行旅病死人救護費支給事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
訪問計画数達成割合	98.1%	100%

《指標設定の考え方》

受給者の生活実態が適正に把握できているかを見る指標として設定

● 施策1 地域包括ケアの推進

現状分析

単身高齢者や認知症高齢者が増加する中、様々な支援を必要とする高齢者が増加している。

達成目標

高齢者の尊厳の保持と自立した生活の支援のもと、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるまちを目指す。

具体的な取組

主な事業

● 高齢者の困りごとの把握と早期支援につなげる。	総合相談支援事業
● 高齢者虐待の未然防止、早期発見及び早期対応を強化する。	権利擁護事業
● 権利擁護や成年後見制度の周知及び相談体制を充実する。	包括的・継続的ケアマネジメント事業
● 介護支援専門員の育成を図るため、研修会等を開催する。	地域ケア会議推進事業
● 多職種連携による在宅医療の充実と介護の支援体制を構築する。	在宅医療・介護連携推進事業
● 介護支援専門員のケアマネジメント力向上を図るよう支援する。	生活支援体制整備事業
● 在宅医療・介護に関する啓発を行う。	認知症総合支援事業
● 地域支え合いの体制づくりを推進する。	認知症サポーター養成事業
● 認知症に対する早期相談体制の構築と支援を行う。	成年後見制度利用支援事業
● 認知症の方を地域で見守るためのネットワークを構築する。	家族介護支援事業
● 認知症サポーターを養成し、地域見守り体制を強化する。	介護予防支援給付ケアマネジメント事業
● 成年後見制度の利用支援を行う。	介護予防・生活支援サービス事業
● 在宅介護者を対象にした家族介護者の会への支援を行う。	福祉用具・住宅改修支援事業
● 予防給付によるサービス等が適切に提供されるよう、自立支援につながるケアマネジメントを行う。	
● 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する。	
● 介護保険の住宅改修の利用支援を行う。	

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
地域包括支援センターからの訪問件数	607件	800件

《指標設定の考え方》

地域包括支援センターからの訪問件数により、センター業務の充実度を見る指標として設定

● 施策2 生活困窮者への自立支援

現状分析

複合化、複雑化した課題を抱える生活困窮者が増加している。

達成目標

貧困の連鎖を防ぎ、生活困窮者が自立し生活ができるまちを目指す。

具体的な取組

- 関係機関との連携を強化し、包括的な相談支援を推進する。
- 居住支援の体制を整備する。
- 就労自立に向けた支援を行う。
- 家計再建に向けた相談支援を行う。
- 生活困窮家庭の子供に対する学習支援を行う。
- 若者無業者等に対して段階に応じた就労支援を行う。
- 地域福祉権利擁護事業を推進する。

主な事業

自立相談支援事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
支援による就労決定件数	39件	43件

《指標設定の考え方》

生活困窮からの脱却を見る指標として設定

● 施策1 高齢者の生きがいのづくりの推進

現状分析

高齢者が増加する中、高齢者が求める居場所や活躍の場は多様化している。

達成目標

地域に高齢者の居場所があり、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を発揮しながら活躍できるまちを目指す。

具体的な取組

- 老人クラブ活動を支援する。
- 高齢者の生きがいのづくりなどの活動ができる場を充実する。
- 高齢者の長寿をお祝いする。
- 地域で催される敬老事業を支援する。
- 地域サロン活動など高齢者の居場所づくりを支援する。
- 高齢者の生きがいや健康づくりにつながる事業を支援する。

主な事業

高齢者生きがいのづくり推進事業

高齢者慶祝事業

地域介護予防活動支援事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
住民主体の通いの場の数	247箇所	280箇所

《指標設定の考え方》

生きがいをもって元気に活動する高齢者が増加しているかどうかを見る指標として設定

● 施策2 地域で暮らし続けるための支援の充実

現状分析

住み慣れた家で暮らし続けたいと思う高齢者の割合は高いが、経済的又は環境的な理由等により、在宅生活が困難となる高齢者が増加している。

達成目標

高齢者が安心して健康的な生活を送ることができるまちを目指す。

具体的な取組

- 養護老人ホームへの入所が必要な高齢者を措置する。
- 独立して生活を営むことが困難な高齢者の生活を支援する。
- 社会福祉法人等が実施する介護保険サービス利用者負担軽減に対して支援する。
- 高齢者福祉施設等の整備を支援する。
- 事業所の介護・福祉人材確保を支援する。
- 緊急通報システム事業を行う。
- 在宅生活の継続と介護家族の支援をする。

主な事業

- 老人保護措置事業
- 高齢者生活支援ハウス運営事業
- 高齢者福祉事業
- 地域自立生活支援事業
- 保健福祉事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
地域密着型サービス施設整備率	96.4%	100%

《指標設定の考え方》

住み慣れた地域で暮らすための施設整備の進捗状況を見る指標として設定

● 施策3 介護保険制度の健全運営とサービスの充実

現状分析

高齢者人口の増加に伴い要介護認定者や給付費は増大しており、健全な介護保険財政運営が必要である。

達成目標

介護保険制度の円滑な運営を目指す。

具体的な取組

- 介護保険の運営管理を行う。
- 介護保険による保険給付を行う。
- 介護保険給付など費用の適正化を図る。
- 適正な介護認定を行う。
- 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の進捗を管理する。

主な事業

- 介護保険一般管理事務
- 介護保険給付事業
- 介護給付等適正化事業
- 介護認定審査会運営事業
- 介護保険運営協議会運営事業

成果指標

指標名	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
給付費実績値の計画値に対する割合	98.8%	100%

《指標設定の考え方》

介護保険事業が円滑に運営できたかどうかを見る指標として設定

● 施策1 障害者の社会参加の促進

現状分析

障害児(者)が地域活動や社会参加をするには、支援者による外出支援や移動に掛かる費用負担などの課題がある。

達成目標

障害児(者)が地域活動等に参加しやすいまちを目指す。

具体的な取組

- 障害児(者)の地域活動等への参加に必要な移動に掛かる費用を支援する。
- 障害者のスポーツ活動を支援する。
- 障害者が参加できる余暇活動を企画する。
- 障害者手帳の交付を通じて、障害支援制度の利用を支援する。
- 障害児(者)が安定した生活ができるよう手当を支給する。
- 障害児の地域活動を支援する。

主な事業

障害者社会参加促進事業
障害者福祉事業
特別障害者等手当支給事業
障害児地域生活支援事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
障害者に対する理解度(市民意識調査)	19.5%	25.0%

《指標設定の考え方》

障害者に対する理解の進捗を見る指標として設定

● 施策2 障害福祉制度の充実

現状分析

障害児(者)の生活を支えるために必要な障害福祉サービスを提供する社会基盤が不足している。

達成目標

障害児(者)が豊かに自立した生活を送ることができるまちを目指す。

具体的な取組

- 市が所管する障害者施設を適正に管理する。
- 民間事業者による障害者施設の整備を支援する。
- 適正な障害福祉サービスの給付に努める。
- 障害の特性に応じた補装具を給付することで、障害児(者)が自立した生活を送ることを支援する。
- 障害の程度に応じた適正な障害福祉サービスを給付するため、公平性が確保された審査会で障害支援区分を決定する。

主な事業

障害者施設管理・整備支援事業

障害者サービス等給付事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
市内の障害福祉サービス事業所数	110事業所	120事業所

《指標設定の考え方》

障害福祉制度の充実を見る指標として設定

● 施策3 地域生活支援体制の充実

現状分析

障害児(者)やその関係者からの相談が、家庭環境やニーズの多様化を背景に複雑・複合化しており、それぞれの地域に応じた支援体制の整備が必要である。

達成目標

障害児(者)の人権を尊重し、権利と財産が守られ、地域で安心して暮らせるまちを目指す。

具体的な取組

- 障害児(者)等の相談に応じ、必要な障害福祉制度の利用支援や支援関係者と情報共有する。
- 精神障害者の自立を支援する。
- 障害者(児)の権利と財産が守られるよう支援する。
- 障害者虐待防止のためのネットワークを強化する。
- 障害の特性に応じた日常生活用具を給付することで、障害児(者)が地域で安心して暮らせるよう支援する。
- 障害児(者)の地域活動等への参加に必要な外出支援事業を実施し、地域で安心して暮らせるよう支援する。
- 障害児(者)を日常的に介護する家族等の休息及び就労支援を目的に、日中一時支援事業を実施する。

主な事業

地域生活相談支援事業

地域生活サービス支援事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
市が登録する地域生活支援事業者数	42事業者	45事業者

《指標設定の考え方》

障害者に対する支援が地域で十分に確保できているかを見る指標として設定

● 施策1 発達障害に対する支援体制の充実

現状分析

発達障害が要因となり、生活していく上で様々な支援を必要とする児(人)やその家族は増えており、医療・保健・福祉・教育・就労などの各関係機関と連携し、支援をしていくことが求められている。

達成目標

一人一人の障害に応じ、切れ目なくきめ細やかな相談や必要な支援ができるまちを目指す。

具体的な取組

- 乳幼児期から成人期までの幅広い年齢層への相談支援を充実する。
- 保健センターや保育園、幼稚園、認定こども園、学童保育所等への巡回訪問を充実する。
- 本人・家族支援を充実する。
- 発達障害に対する情報提供及び普及啓発を行う。
- 医療診療等地域医療の活用と医療相談の充実を推進する。
- 児童発達支援センターめだかの学校を充実し、地域における障害児支援の中核的な役割を担う。
- ことばの教室を充実する。
- 児童相談支援事業こころの運営を充実する。

主な事業

発達支援センター相談支援事業

発達支援センター療育支援事業

発達支援センター地域支援事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
乳幼児期の発達相談件数(延べ)	1,385件	1,430件

《指標設定の考え方》

乳幼児期においてきめ細やかな相談・支援ができているかを見る指標として設定

基本
施策 7

健やかで心豊かに生活できるまちづくり

● 施策1 健康づくりのための主体的な取組の推進

現状分析

地域ぐるみで健康づくりについて考える機会が少なく、地域や個人での健康づくりの取組に差がある。また、壮年期男性の肥満、若い女性の痩せ及び高齢者の心身の虚弱化など、健康に課題のある人が増えている。

達成目標

健康に対する正しい知識を学び、自分に合った健康づくりに自ら主体的に取り組むことができるまちを目指す。

具体的な取組	主な事業
● 市民健康づくり推進協議会等の各種団体と協働して市民の健康づくりを推進する。	地域保健衛生活動推進事業
● 健康推進員の育成と活動の支援を行う。	
● 健康に関する知識の普及及び啓発を行う。	
● 自殺対策計画に基づき、自殺予防に対する正しい知識の普及及び啓発を行う。	
● ひがしおうみ健康食育推進プランに基づき、ライフステージに応じた食育を推進する。	

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
健康づくりに取り組んでいる人の割合(市民意識調査)	46.8%	50.8%

《指標設定の考え方》

健康づくりへの意識の高さを見る指標として設定

● 施策2 ライフステージに応じた保健予防活動の推進

現状分析

市民の健康寿命の延伸を妨げる要因として、がんや循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病の重症化予防が課題となっている。また、妊娠期から心身の健康課題を抱える人が増えている。

達成目標

全ての市民が、ライフステージに応じた保健予防活動に取り組むまちを目指す。

また、個々の状態に合わせ、細やかなアセスメントの上、妊娠期から子育て期を安心して送れるように切れ目のない支援を目指す。

具体的な取組

- 乳幼児の健やかな発育を支援し親の育児力の向上に努める。
- 妊娠期から生活習慣病予防、重症化予防の支援を強化する。
- 産後ケア事業及び多胎児家庭サポート事業を充実する。
- 保育園、幼稚園、認定こども園及び小学校においてフッ化物洗口を行う。
- ライフステージにあった歯の健康教育及び相談並びに歯周疾患検診を行う。
- 訪問等による保健指導を強化する。
- 生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進する。
- 保健センターを適正に管理運営します。

主な事業

母子保健事業

歯科保健事業

成人保健事業

保健センター管理事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
高血圧の改善 (中等症高血圧160/100mmHg以上の者の割合の減少)	男性 6.8% 女性 5.9%	男性 6.0% 女性 4.0%

《指標設定の考え方》

脳血管疾患、人工透析、心筋梗塞及び狭心症による受療者の医療費が高いため、その原因となる高血圧の数値が改善されているかを見る指標として設定

● 施策 3 介護予防の推進

現状分析

運動機能低下及び閉じこもりリスク該当者は増えており、社会参加の促進や活動の機会づくりが求められている。

達成目標

誰もが役割を持ち、互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるまちを目指す。

具体的な取組

- 介護予防の啓発を行う。
- 身近な地域での介護予防活動を支援する。

主な事業

- 介護予防普及啓発事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
80歳の高齢者が週1回以上外出している割合	65.3%	75.0%

《指標設定の考え方》

住民主体で身近な地域で通いの場づくりの支援を行うことで、社会参加意欲の醸成、地域や家庭における役割の維持及び孤立化の防止を目指す指標として設定

● 施策4 感染症予防対策の推進

現状分析

新型インフルエンザ等の新たな感染症のまん延により、市民の健康被害など憂慮すべき状況が想定される。また、予防接種によって獲得した免疫により、感染症の大きな流行は抑制できているが、定期的に小流行を繰り返す麻疹風しんや新興感染症の大流行が懸念される。

達成目標

新たな感染症などに対して市民が正しく理解するとともに、市民を健康被害から守るために感染拡大を最小限に抑えることを目指す。

また、予防接種により免疫水準を維持するとともに、市民を感染症から守ることを目指す。

具体的な取組

- 新たな感染症を予防するための周知啓発や感染症対策を推進する。
- 各種の定期予防接種を推進する。

主な事業

感染症予防対策事業

成果指標

指標名	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
麻疹風しんの予防接種率 (第1期、第2期)	第1期 97.9%	第1期 97.9%以上
	第2期 92.4%	第2期 95.0%以上

《指標設定の考え方》

麻疹風しんの免疫を獲得できているかを見る指標として設定

● 施策1 地域医療の充実

現状分析

少子高齢化が進む中で、将来を見据えた持続可能な地域医療体制の構築が求められている。

達成目標

必要なときに、安心して医療を受けられる地域医療体制を目指す。

具体的な取組

- 小児医療や救急医療、がん治療など地域に不足する医療機能の強化に努める。
- 在宅医療の確保に努める。
- 医師や看護師など医療従事者の確保・育成に努める。
- 地域医療構想に基づいた医療提供体制を構築する。
- 地域の医療機関連携を推進する。
- 医療機能の向上と施設の適正な管理を行う。
- 国民健康保険診療所施設の適正な管理を行う。

主な事業

地域医療確保対策事業
救急医療体制整備事業

病院管理運営事業

国保診療所運営事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
病院や救急時の医療体制に満足している人の割合 (市民意識調査)	50.7%	60.0%

《指標設定の考え方》

市民が地域医療に満足しているかを見る指標として設定

● 施策1 国民健康保険の健全運営

現状分析

被保険者の減少や高齢化の進行、一人当たりの医療費増加、これに伴う保険料負担の増加等により、国民健康保険の安定的運営が困難な状況が続いている。また、県単位化による令和9年度の保険料水準の統一を目指し、事務の整理や課題の解消が必要となる。

達成目標

被保険者が安心して医療を受けられる制度を確保し、国民健康保険事業の安定した運営と健康増進を目指す。

具体的な取組

- 国民健康保険による医療給付を行う。
- 国民健康保険の県単位化により、滋賀県と連携を図る。
- 国民健康保険資格及び給付の受付相談を行う。
- 国民健康保険被保険者の特定健康診査や特定保健指導の普及啓発を推進する。
- 国民健康保険被保険者の保健事業を推進する。
- 適正な債権管理等により国民健康保険料の収納率向上に努める。
- 国民健康保険医療費の適正化を推進する。

主な事業

- 保険給付事業
- 国民健康保険受付相談事業
- 保健事業
- 国保保険料収納対策事業
- 医療費適正化特別対策事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
国民健康保険料収納率	96.2%	96.2%以上

《指標設定の考え方》

国民健康保険制度の適正運営を図る観点から指標として設定

● 施策 2 後期高齢者医療制度の円滑な運営

現状分析

後期高齢者の医療費増加が医療保険財政を圧迫している。

達成目標

被保険者が安心して医療を受けられる制度を県単位で確保し、健康増進を目指す。

具体的な取組

- 後期高齢者医療制度の普及啓発を推進する。
- 滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携を図る。
- 適正な債権管理等により後期高齢者医療保険料の収納率向上に努める。

主な事業

後期高齢者医療事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
後期高齢者医療保険料収納率	99.8%	99.8%以上

《指標設定の考え方》

後期高齢者医療保険制度の適正運営を図る観点から指標として設定

● 施策3 福祉医療費助成制度の推進

現状分析

子供や社会的弱者が、経済的理由により必要な医療が受けられず、重い病気や生命に関わる病気に発展するようなことを防ぐ必要がある。

達成目標

対象者の福祉の向上と健康の増進を目指す。

具体的な取組

- 子供や妊産婦、障害者、母子家庭、高齢者等の対象者に対して医療費の一部助成を行う。
- 持続可能な医療費助成制度を検討する。

主な事業

福祉医療助成事業

成果指標

指標名	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
医療費受給券資格管理率	100%	100%

《指標設定の考え方》

保健の向上と福祉の増進を図る観点から指標として設定

● 施策4 国民年金の啓発

現状分析

年金の未納者は減少傾向だが、引き続き加入・納付に向けた啓発活動等が必要である。

達成目標

無年金者が無い、安定した国民年金制度を目指す。

具体的な取組

- 国民年金制度の啓発を行う。
- 国民年金に関する相談業務を行う。
- 国民年金を受給できない在日外国人に対して、老齢福祉金及び障害者福祉金を支給する。

主な事業

国民年金事業

在日外国人福祉金支給事務

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
国民年金制度広報回数	12回/年	12回/年

《指標設定の考え方》

年金制度への未加入・未納を減らすため、国民年金制度の啓発ができているかを見る指標として設定

● 施策5 介護保険財政の安定運営

現状分析

介護保険のサービス利用の増加により、介護保険財政を圧迫している。

達成目標

介護保険料の適正な賦課・徴収を目指す。

具体的な取組

- 適正な債権管理等により介護保険料の収納率向上に努める。

主な事業

保険料収納対策事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
介護保険料収納率	99.8%	99.8%以上

《指標設定の考え方》

介護保険制度の適正運営を図る観点から指標として設定

一人一人の人権が尊重され 個性や能力が発揮できるまちづくり

● 施策1 人権施策・啓発の推進

現状分析

社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題が顕著化するとともに、未だ解決されていない多くの人権問題が存在している。

達成目標

市民一人一人が様々な人権課題に対し理解を深め、人権が尊重されるまちを目指す。

具体的な取組

- 人権擁護委員の人権擁護活動を支援し、人権相談や啓発活動の充実を図る。
- 人権施策基本計画に基づき、施策の計画的な推進に取り組む。
- 関係機関と連携のもと、人権意識の向上を目指し啓発活動に取り組む。

主な事業

人権施策推進事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
人権が尊重されているまちだと思う割合 (市民意識調査)	26.4%	33.9%

《指標設定の考え方》

人権が尊重された明るく住みよいまちであるかを見る指標として設定

● 施策2 男女共同参画の推進

現状分析

固定的な性別役割分担意識の解消をはじめ、性差に関する偏見や無意識の思い込みの解消が十分に進んでいない。また、ワーク・ライフ・バランスについて、理想と現実に差があり、女性の就業継続が困難な状況などの課題が残っている。

達成目標

ワーク・ライフ・バランスの実現と男女が共に社会のあらゆる分野に参画できるまちを目指す。

具体的な取組

- 男女共同参画に対する理解と意識の浸透を図るための啓発に取り組む。
- 女性の活躍を支援するための基盤づくりを推進する。
- 長時間労働を抑制し働き方を見直し、その啓発をするなどワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。
- 家庭や地域における男女共同参画を推進する。
- 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくりに努める。

主な事業

男女共同参画推進事業

成果指標

指標名	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
「職場における男女の地位の平等感」について「平等」と答えた人の割合 (市民意識調査)	27.7%	32.0%

《指標設定の考え方》

職場において、男女の地位が平等になっているかを見る指標として設定

● 施策1 市民相談体制の充実

現状分析

市民を取り巻く生活課題や相談が多様化・複合化している。

達成目標

多様化し、複合化する生活課題に対応できる市民相談を目指す。

具体的な取組

- 弁護士等の有職者による相談の充実を図る。
- 関係機関との連携強化を図り、市民相談への適切な支援に取り組む。
- 市役所案内窓口の丁寧な案内に努める。

主な事業

市民相談事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
法律相談や登記相談等が受けられることを知っている人の割合(市民意識調査)	41.5%	50.0%

《指標設定の考え方》

市民の暮らしの困りごとに対し、適切に支援できているかを見る指標として設定

● 施策2 消費生活相談・啓発の推進

現状分析

消費者問題が増加しており、消費者に関するトラブルや多重債務相談が多く寄せられている。

達成目標

消費者意識が高く、消費者トラブルが少ないまちを目指す。

具体的な取組

- 消費生活相談員の資質向上、弁護士による相談など消費生活相談体制の充実を図る。
- 若年層への消費者教育を推進する。
- 消費者セミナー等を開催する。

主な事業

消費生活対策事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
消費生活センターに対する認知度(市民意識調査)	43.4%	50.0%

《指標設定の考え方》

消費者トラブルに巻き込まれたとき、早期相談につなげることができるかを見る指標として設定

● 施策3 在住外国人への窓口支援の推進

現状分析

在住外国人で行政手続の際に通訳等を必要とされる方がいる。

達成目標

行政手続等における在住外国人の負担の軽減を目指す。

具体的な取組

- 市役所案内窓口に外国語通訳者を配置し、通訳支援に取り組む。
- 市広報紙、市施策等を外国語に翻訳し、情報を提供する。

主な事業

在住外国人支援事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
在住外国人通訳受付支援件数	4,585件	5,000件

《指標設定の考え方》

在住外国人の負担を軽減できているかを見る指標として設定

人や文化とつながり 心豊かに過ごせるまち

分野	基本施策	施策
共生	1 地域の課題解決能力が育つまちづくり	1 協働のまちづくりの推進 2 市民活動への支援 3 地域コミュニティへの支援 4 コミュニティセンターの適正な管理運営
	2 国籍にとらわれず互いを認め合うまちづくり	1 多文化共生の推進
生涯学習	3 生涯にわたり学ぶことができ学んだことがいかせるまちづくり	1 人権教育・啓発の推進 2 青少年の健全育成 3 多様な学習機会・情報の提供 4 文化芸術の振興
	4 生涯を通じて図書に親しめるまちづくり	1 市民のための図書館づくり
文化スポーツ	5 豊かな歴史・文化・伝統をいかすまちづくり	1 地域文化の継承と創造 2 文化財の保存・継承 3 文化財の活用・愛護の普及 4 森の文化の継承・魅力発信
	6 気軽にスポーツを楽しめるまちづくり	1 スポーツの推進

● 施策1 協働のまちづくりの推進

現状分析

少子高齢化や人口減少により、地域の担い手不足や福祉ニーズの複雑化が進行しており、地域課題の解決には、行政と多様な主体との協働が不可欠となっている。

達成目標

多様な主体が地域課題の解決に主体的に関わり、役割を分かち合いながら、継続的に協働する地域社会の実現を目指す。

具体的な取組

- 郷土愛を育み、地域の困りごとを解決するため、知恵を出し合い、共に汗をかく人づくりを推進する。
- 多様な主体が地域課題の解決に取り組む仕組みづくりを構築・推進する。
- 多様な主体が参画できる協働事業を拡充し、参加の機会と分野を広げる。
- 市民と共に協働事業の評価と改善を行う。
- 地域課題の解決や雇用創出を担うコミュニティビジネスの起業・継続を支援する。
- 市民活動が継続的に実施できるよう、補助・助成・クラウドファンディング等の資金調達手法の活用を推進する。
- 市職員が地域活動に積極的に関与し、住民と協働して課題解決を進める姿勢と実践力を高める。
- まちづくり協議会が地域課題に総合的かつ主体的に取り組めるよう、体制整備や人材育成を支援する。

主な事業

協働のまちづくり事業

まちづくり協議会支援事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
協働のまちづくりができていると考える市民の割合 (市民意識調査)	16.5%	18.2%

《指標設定の考え方》

協働のまちづくりができているかを見る指標として設定

● 施策2 市民活動への支援

現状分析

NPO等の市民活動団体は分野も多様化し裾野が広がっているが、人口減少や担い手世代の多忙化などにより、人材・資金の確保が困難になっている。

達成目標

多彩な人材と安定的な活動基盤を持ち、地域の課題解決に継続的に取り組む市民活動団体の活躍が地域に根付き、共に支え合うまちを目指す。

具体的な取組

- 市民活動団体設立や運営を支援する。
- 市民活動に関する情報を多様な媒体で効果的に発信する。
- 市民活動を支える中間支援組織の機能強化を支援する。
- 市民活動団体と地域・行政等をつなぐコーディネーター人材を育成する。
- 市民活動を担う人材の発掘と、多様な場で活躍できる仕組みづくりを行う。
- 市民活動の資金調達に関する情報提供や助成申請の支援等を行う。

主な事業

市民活動支援事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
市民活動(地域活動、NPOやボランティア等の活動)への参加度(市民意識調査)	52.9%	58.2%

《指標設定の考え方》

地域活動を含めた市民活動の広がりを見る指標として設定

● 施策3 地域コミュニティへの支援

現状分析

ライフスタイル・価値観の多様化に伴い、住民同士のつながりや地域活動への参加意識が薄れつつある。その結果、自治会や地域組織の担い手不足による地域課題への対応力の低下が顕在化している。

達成目標

住民一人一人が無理なく地域と関わりながら、自治会などの地域組織が多様な人の力をいかし、持続的に活動できるまちを目指す。

具体的な取組

- 自治会加入の必要性和意義について啓発を強化し、地域住民の参加促進を図る。
- 自治会の多様な活動を積極的に支援し、住民の連帯感を高めることで集落機能の持続的な維持・強化を図る。
- 地区自治会連合会の組織運営や各種事業の円滑な推進を支援し、地域全体の連携強化を図る。
- 認可地縁団体の設立に向けた手続支援や運営支援を行い、地域の自主的な活動基盤の強化を図る。
- 多様なコミュニティ活動の推進を支援し、地域住民の交流と協働の場づくりを促進する。

主な事業

自治振興事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
住民同士の助け合いができていると考える市民の割合 (市民意識調査)	45.3%	49.8%

《指標設定の考え方》

地域コミュニティにおける住民同士の助け合いができているかを見る指標として設定

● 施策4 コミュニティセンターの適正な管理運営

現状分析

市内14地区のコミュニティセンターは、各まちづくり協議会が管理・運営し、地域に開かれた拠点として活用されている。一方で、担い手の不足や役割の多様化、施設の老朽化といった課題もあり、持続可能な運営体制や計画的な改修が求められている。

達成目標

多様な世代が関わり、地域の課題解決や交流の拠点となる、安心して利用できる持続可能なコミュニティセンターを目指す。

具体的な取組

- 地域の特性やニーズに応じた、柔軟で魅力あるコミュニティセンターの運営を推進する。
- 指定管理者や地域団体の円滑な運営に向けて、労務管理などの専門的な助言・支援を行う。
- 多様な住民が参加できる講座や交流イベントを企画・実施する。
- 将来を見据え、必要な機能や役割を定期的に見直し、計画的な施設整備・改修を行う。

主な事業

コミュニティセンター管理運営事業
コミュニティセンター整備事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
市民一人当たりの年間コミュニティセンター利用回数	3.4回	4.4回

《指標設定の考え方》

地域住民にとって身近で安心して利用できているかを見る指標として設定

● 施策1 多文化共生の推進

現状分析

日本語の理解が十分でないため、生活をする上で様々な困難を生じている外国人住民への対応が必要だが、外国人住民の増加と共に国籍の内訳も変化しており一律での対応は難しくなっている。また、市民を中心として海外の姉妹都市・友好都市と相互交流を推進し、国際理解を深める必要がある。

達成目標

国籍にとらわれず全ての市民が互いの文化や多様な価値観を認め合う多文化共生のまちを目指す。

具体的な取組

- 外国人住民と日本人住民との交流活動を支援する。
- 行政情報の多言語化等、情報を得やすい環境整備に努める。
- 多文化共生に関する情報を発信する。
- 日本語教室の開催や日本語指導ボランティアの育成を支援する。
- 市民による姉妹都市・友好都市交流を支援する。
- 姉妹都市・友好都市との産業・文化交流を推進する。
- 東近江国際交流協会の活動を支援する。

主な事業

多文化共生推進事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
日本語指導ボランティアの登録者数	64人	79人

《指標設定の考え方》

外国人住民と日本人住民がお互いの文化や習慣等の理解を深めることができるかを見る指標として設定

基本
施策 3

生涯にわたり学ぶことができ学んだことがいかせるまちづくり

● 施策1 人権教育・啓発の推進

現状分析

日常生活の中には様々な人権課題があり、正しく理解されるよう啓発する必要がある。

達成目標

人権感覚を高め、人権尊重の精神を日常生活の場で実践し、全ての人の人権が守られるまちを目指す。

具体的な取組

- 人権のまちづくり推進員等の人材育成を図る。
- 人権のまちづくり協議会の活動や町別懇談会の開催を推進する。
- 人権のまちづくり講座を開催する。
- 人権学習冊子を発行する。

主な事業

人権学習推進事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
人権に関する講座等に参加した人の割合 (市民意識調査)	34.5%	39.5%

《指標設定の考え方》

人権学習に対する意識の高さを見る指標として設定

● 施策 2 青少年の健全育成

現状分析

家庭や地域の教育力が低下し、子供の生きる力を育む自然体験や社会体験が不足している。また、就学、就労等に悩みをもつ青少年がいる。

達成目標

市民全体で健全な青少年を育成する意識を高め、若者がいきいきと活躍するまちを目指す。

具体的な取組

- 東近江市少年センターを核とし、若者に就学や就労に関する助言や指導を行い、青少年の立ち直りを支援する。
- 青少年育成市民会議が実施する青少年健全育成のための市民活動を支援する。
- 子供の自然体験活動や青少年活動を推進する。
- 青少年団体や青少年支援団体の支援を行い、青少年活動を推進する。
- 地域住民等の参画を得て、学校を核とした地域力強化を図る。

主な事業

少年センター管理運営事業

青少年育成推進事業

地域力強化事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
青少年育成推進事業への若者の協力者数	81人	83人

《指標設定の考え方》

将来地域で活躍することが期待される若者が事業に参加しているかを見る指標として設定

● 施策3 多様な学習機会・情報の提供

現状分析

多くの市民は、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、多様な学習の機会を求めており、市民や社会のニーズに応じた学習機会・情報を提供する必要がある。

達成目標

いつでも、どこでも、誰でもが、主体的に個々に応じた適切な方法で学習でき、学習成果を社会でいかすことのできるまちを目指す。

具体的な取組

- 社会教育に携わる人材の充実を図り、社会教育を推進する。
- 社会教育団体への指導や助言を充実し、活動を推進する。
- 多様な学習情報を提供する。
- 学んだことを社会でいかせる機会を創出する。
- 市民大学や生涯学習出前講座を開催する。

主な事業

社会教育推進事業

生涯学習推進事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
市民講師による生涯学習出前講座の実施回数	98回	108回

《指標設定の考え方》

学習成果が社会でいかされているかを見る指標として設定

● 施策 4 文化芸術の振興

現状分析

市民の文化芸術活動の発表や鑑賞の場を提供している。文化芸術活動により、心に豊かさや生きる活力をもたらすとともに、人と人との交流を生み、地域の活性化を図る必要がある。

達成目標

多様な文化芸術活動が生まれ、全ての市民が文化に触れ、心豊かで活力のあるまちを目指す。

具体的な取組

- 美術展覧会や芸術文化祭を開催する。
- 芸術文化活動団体の活動を推進する。
- 文化振興施設を適正に管理する。
- 文化振興施設を計画的に整備する。

主な事業

文化振興事業
文化振興施設管理運営事業
博物館等管理運営事業
文化振興施設管理運営事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
美術展覧会の入場者	1,049人	1,299人

《指標設定の考え方》

文化芸術に対する意識の高さを見る指標として設定

● 施策1 市民のための図書館づくり

現状分析

個々の利用者の状況により、図書館の利用頻度に差がある。また、施設の長寿命化のため、計画的に改修を進める必要がある。

達成目標

誰にとっても親しみやすく利用しやすい図書館を目指す。

具体的な取組

- 常に鮮度の高い蔵書を維持し、市民の求める資料を提供する。
- 地域や郷土に関わる資料や情報等の収集、発信を行う。
- 子供たちがより多くの図書に出会える豊かな読書環境を整備する。
- 施設の計画的な改修を進め、利用環境を整備する。
- 移動図書館車を活用し、他課と連携しながら図書館への来館が困難な市民へのサービス充実を図る。

主な事業

図書館管理運営事業

移動図書館事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
貸出者数	155,714人	160,000人

《指標設定の考え方》

図書館の利用状況を見る指標として設定

● 施策1 地域文化の継承と創造

現状分析

本市の歴史・文化等を調べ、その成果を発信することができる博物館は、豊かな地域資源をいかした活動環境を整え支援していく使命があるが、各施設とも経年劣化に伴う修繕等の維持経費が増えている。また、資料の増加に伴う収蔵スペースの不足により新規受入れが難しい状況となっており、資料の管理体制と収蔵機能の見直しが必要となっている。

達成目標

市内の博物館施設が機能分担しつつ情報共有・連携することで、いつでも、どこでも、誰もが、主体的に個々に応じた適切な方法で地域のことを学び、得られた成果を市民が自ら発信し、新しい文化を創造することができるまちを目指す。また、未来へ引き継がれるべき貴重な収蔵資料が適切に管理・活用される状態を目指す。

具体的な取組

- 個々の博物館等の機能をいかし総合的な博物館活動を行う。
- 市民学芸員の育成など新しい時代に向けた博物館運営を行う。
- 効果的な展示と各種講座等を行う。
- 歴史的資産や地域文化の情報発信を強化する。
- 民間を含む他の博物館との連携を図る。

主な事業

博物館等管理運営事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
博物館等利用者数	18,562人	23,690人

《指標設定の考え方》

企画展の観覧者等、施設が利用されているかを見る指標として設定

● 施策2 文化財の保存・継承

現状分析

少子高齢化など社会状況の変化により、郷土に伝えられてきた建物や美術品、生活、習わし等の保存・継承が難しくなっている。

達成目標

郷土の貴重な宝である文化財が未来へ継承されるまちを目指す。

具体的な取組

- 未指定文化財の調査を行い、文化財の保護に取り組む。
- 文化財の保存・継承を支援する。
- 埋蔵文化財の記録保存や出土品の管理に取り組む。
- 史跡等の適切な保存・管理に取り組む。
- 伝建地区の歴史的景観の保全・継承に努める。
- 文化的景観地区の良好な環境の保全・継承に努める。

主な事業

- 文化財保護事業
- 埋蔵文化財保護事業
埋蔵文化財保護受託等事業
埋蔵文化財センター管理運営事業
- 史跡等管理運営事業
- 伝統的建造物群保存事業
- 文化的景観保存事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
市指定文化財件数	206件	216件

《指標設定の考え方》

文化財が確実に継承されているかを見る指標として設定

● 施策3 文化財の活用・愛護の普及

現状分析

文化財が郷土を学ぶ資源として、十分に活用できていない。

達成目標

郷土の文化財に親しむ機会を増やし、地域に愛着を持ち、これからも住み続けたいと思うまちを目指す。

具体的な取組

- 文化財所有者等が行う公開活用事業を支援する。
- 文化財の周知に取り組む。
- 文化財保護の普及啓発に取り組む。
- 埋蔵文化財・史跡等の活用に取り組む。

主な事業

文化財保護事業

埋蔵文化財活用事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
文化財啓発事業の参加者人数	1,102人	1,773人

《指標設定の考え方》

文化財がどの程度活用されているのかを見る指標として設定

● 施策4 森の文化の継承・魅力発信

現状分析

森の自然や歴史文化が十分に活用できていない。

達成目標

自然を保全し、文化を育み、森と人が共生する豊かなまちを目指す。

具体的な取組

- 自然、歴史、民俗、木地師等の調査・研究を進める。
- 森の文化に関する観察会や体験事業等を実施し、魅力発信に取り組む。
- 大学や企業、研究機関との連携を推進する。
- 森の文化継承及び魅力発信に資する拠点整備を進める。

主な事業

森の文化推進事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
森の文化に係る観察会等の実施回数	1回	10回

《指標設定の考え方》

森の文化に関する普及事業数を見る指標として設定

● 施策1 スポーツの推進

現状分析

スポーツのニーズは、健康・体力の増進、人々の交流、健康・生きがいづくり、長寿社会の実現等、多様な点から高まっているが、スポーツ実施率は国の目標値を下回っており、習慣的にスポーツを実施するきっかけづくりが必要である。

達成目標

市民それぞれのライフステージでスポーツに親しむことができるまちを目指す。

具体的な取組

- 気軽に運動やスポーツに取り組む機運の醸成を図る。
- 身近な地域のスポーツ活動を支援する。
- 子供の体力向上に取り組む。
- スポーツを通じた長寿社会の実現に取り組む。
- 障害者がスポーツに親しめる場づくりに取り組む。
- 身近な地域でのスポーツやスポーツイベントに関する情報を広く発信する。
- プロスポーツ団体や大学等と連携し、スポーツに親しむ機会を充実させる。
- スポーツリーダーを育成する。
- スポーツ協会、競技団体及びスポーツ少年団の活動を支援する。
- 各種スポーツ大会の開催を支援する。
- 総合型地域スポーツクラブの活動を支援する。
- 地元スポーツ団体の競技力向上と地元選手の発掘育成に努める。
- 学校体育施設を開放するなど、スポーツができる場を提供する。
- スポーツ施設を適正に管理する。
- 安全安心に利用できる施設整備に努める。

主な事業

生涯スポーツ振興事業

スポーツレクリエーション推進事業

総合型地域スポーツクラブ活動支援事業

競技スポーツ推進事業

学校体育施設開放事業

スポーツ施設管理運営事業

スポーツ施設整備事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
成人の週1回以上のスポーツ実施率(市民意識調査)	1回以上 47.9% 3回以上 26.2%	70.0%

《指標設定の考え方》

スポーツを習慣的かつ気軽に実施されているかを見る指標として設定

快適な生活環境が整った 安全・安心なまち

分野	基本施策	施策
環境	1 環境美化と資源循環意識の高いまちづくり	1 環境美化の推進 2 ごみの適正処理 3 循環型社会の構築
	2 豊かな自然を未来につなげるまちづくり	1 森里川湖のつながり創生 2 森里川湖の次世代への継承 3 循環共生型まちづくりの推進 4 カーボンニュートラルの推進
	3 生活環境が守られたまちづくり	1 し尿の適正処理 2 公害防止対策の推進 3 斎場・墓地の適正管理 4 畜犬の適正管理
交通安全	4 交通安全意識の高いまちづくり	1 交通安全運動の推進
防災・消防・防犯	5 災害に強く防犯意識の高いまちづくり	1 防災・減災対策の充実 2 消防体制の充実 3 防犯対策の充実

● 施策1 環境美化の推進

現状分析

不法投棄や散在性ごみの未然防止、早期発見及び監視強化が必要となっている。また、環境美化啓発や環境教育活動の更なる充実を通じて「不法投棄されにくい」環境を作る必要がある。

達成目標

不法投棄や散在性ごみに関する市民の環境美化の意識の向上を目指す。

具体的な取組

- 不法投棄箇所の監視・取締りや不法投棄監視員によるパトロールを強化する。
- 環境美化推進員による散在性ごみの回収や美化意識の啓発を推進する。
- 美化清掃活動を通じて散在性ごみ問題を啓発する。
- 市民団体等への美化意識の啓発や教育機関への環境教育活動を実施する。

主な事業

美化推進対策事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
清掃美化活動の参加者数	123人	300人

《指標設定の考え方》

不法投棄や散在性ごみに関する市民の環境美化の意識の向上を図る指標として設定

● 施策2 ごみの適正処理

現状分析

市民生活に不可欠なごみ収集運搬及び処理業務が着実に継続できる体制が必要である。

達成目標

適正かつ持続的なごみ収集運搬及び処理を行う必要があるため、市民一人当たりのごみ量の抑制を目指す。

具体的な取組

- 中部清掃組合の構成市町と連携し、ごみを適正に処理する。
- ごみの出し方や分別方法の徹底を啓発する。
- ごみステーションの設置・修繕及び集約化を支援する。
- 危険物の回収等を実施し、収集運搬及び処理業務の安全を確保する。
- 大規模災害時における災害廃棄物の処理体制を構築する。
- 災害時などにおいても収集運搬及び処理業務が継続できる体制を整える。

主な事業

廃棄物処理対策事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
市民一人当たりのごみ量	781g/ 1日	760g/ 1日

《指標設定の考え方》

適正かつ持続的なごみ収集運搬及び処理を行うため、市民一人当たりのごみ量の抑制を図る指標として設定

● 施策3 循環型社会の構築

現状分析

市民一人一人がごみの減量化や正しい分別に取り組み、再資源化への高い意識を持つことが必要である。

達成目標

ごみの減量化と資源リサイクルの推進により、資源循環型社会を構築する。

具体的な取組

- 資源回収や資源分別活動を推進する。
- 生ごみの減量化や堆肥化を推進する。
- 食品ロス削減を推進する。
- ごみの減量化、再資源化への市民啓発・環境学習を推進する。

主な事業

廃棄物減量化推進事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
ごみのリサイクル率	7.2%	9.0%

《指標設定の考え方》

ごみの減量化と資源リサイクルの推進により、資源循環社会の構築を図る指標として設定

● 施策1 森里川湖のつながり創生

現状分析

本市では、人々の暮らしの中で多様性のある豊かな自然や奥深い歴史文化などが育まれてきたが、社会やライフスタイルの変化等によりこれらの地域資源と人との関わりが失われつつある。

達成目標

鈴鹿山脈から琵琶湖まで、森里川湖のつながりを保全・活用し、ネイチャーポジティブの実現に向けて人と自然の関わりが深化するまちを目指す。

具体的な取組

- 100年先を見据えた森林づくりや資源利用を推進する。
- 鈴鹿10座の保全・活用を推進する。
- 森里川湖の原風景を未来につなぐエコツーリズムを推進する。
- 森里川湖のつながりをいかした流域政策に取り組む。

主な事業

森里川湖のつながり創生事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
自然と関わる人の割合(市民意識調査)	57.6%	61.3%

《指標設定の考え方》

暮らしや仕事など、日々の営みの中で自然との関わりが感じられているかを見る指標として設定

● 施策 2 森里川湖の次世代への継承

現状分析

本市には、森里川湖のつながりが育む多様で豊かな自然があるが、これらと触れ合う場や機会が減少することにより、その価値を認識し次世代に継承することが難しくなっている。

達成目標

身近な自然に触れる場や機会を創出することで市民がその価値を認識し、それらに関わることで森里川湖のつながりが育む多様で豊かな自然を次世代に継承するまちを目指す。

具体的な取組

- 豊かな自然と人が触れ合える場所づくりを推進する。
- 豊かな自然を活用した環境学習を推進する。
- 自然を活用した環境学習施設を適正に管理運営する。
- 里山の保全活動を支援する。
- 緑のまちづくりを推進する。

主な事業

森里川湖次世代継承事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
自然と関わる人の割合(市民意識調査)	57.6%	61.3%

《指標設定の考え方》

暮らしや仕事など、日々の営みの中で自然との関わりが感じられているかを見る指標として設定

● 施策3 循環共生型まちづくりの推進

現状分析

生活様式の変化や地球温暖化等により持続的利用が可能な自然環境が損なわれるとともに、人と自然の関わりが希薄化することで、多様な生態系の恵みが享受できなくなっている。

達成目標

豊かな自然と市民の営みが有機的につながり、市民が豊かさを感じる循環共生型のまちを目指す。

具体的な取組

- 環境基本計画の進捗管理を行い、環境政策を推進する。
- 環境学習等を通じて資源循環活動を普及推進する。
- 生物多様性に富む安定した生態系の保全再生に取り組む。

主な事業

- 循環共生型まちづくり推進事業
- 生物多様性保全再生事業

成果指標

指標名	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
自然環境・環境保全に対する満足度 (市民意識調査)	29.0%	30.5%

《指標設定の考え方》

森里川湖の恵まれた自然環境に親しみをもち、未来に引き継げる環境啓発が行えているかを見る指標として設定

● 施策4 カーボンニュートラルの推進

現状分析

2020年10月、国が2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。これまでの取組により温室効果ガス排出量は減少傾向にあるが、更なる排出量削減の取組が必要となる。

達成目標

市民の温暖化防止に対する意識を更に高め、ライフスタイルの転換、再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガス排出量の更なる削減を目指す。

具体的な取組

- 再生可能エネルギーの利用を推進する。
- 市の施設及び業務において環境マネジメントシステムの取組を推進する。
- 温室効果ガスの削減に向けた活動等を啓発する。
- 地域資源の循環に関する学習を推進する。
- あいとうエコプラザ菜の花館の拠点施設機能を充実する。

主な事業

地球温暖化対策・再生可能エネルギー促進事業

菜の花エコプロジェクト推進事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
再生可能エネルギー発電設備導入容量	134,806kW	160,000kW

《指標設定の考え方》

市民のライフスタイル転換を促進し、温室効果ガス排出量が削減できているかを見る指標として設定

● 施策1 し尿の適正処理

現状分析

し尿及び浄化槽汚泥発生量の減少に伴い八日市布引ライフ組合の処理施設の維持管理が難しくなっている。また、下水道又は農業集落排水区域外の浄化槽が設置後30年を超えてきたことから、計画的な更新が必要となる。

達成目標

し尿処理や浄化槽の機能が維持され、衛生的に処理されるまちを目指す。

具体的な取組

- 八日市布引ライフ組合の構成市町と連携し、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理する。
- 八日市布引ライフ組合の構成市町と連携し、処理施設の適正な改修を検討する。
- 浄化槽法定検査の受検推進を指導啓発する。
- 下水道区域外における浄化槽による汚水処理を支援する。

主な事業

汚水処理対策事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
下水道又は農業集落排水区域外で、合併処理浄化槽管理組合を置く地域における浄化槽法定検査(法第11条)受検率	91.9%	92.9%

《指標設定の考え方》

生活雑排水による水環境の悪化を防止するため、法定検査受検の啓発を行い、水質保全への意識高揚が図れているかを見る指標として設定

● 施策 2 公害防止対策の推進

現状分析

工場や事業所では、環境保全のため各種環境基準等を守り経済活動が行われているが、法規制対象にならない苦情等が発生している。

達成目標

公害による不安のない良好な市民生活の環境を維持し、苦情の少ないまちを目指す。

具体的な取組

- 公害の発生源の調査と指導を行う。
- 工場に対してパトロールや指導を行う。
- 公害の防止、緑の確保等に関する協定を事業者と締結する。
- 河川水質等の環境調査を実施する。
- 公害防止を啓発する。

主な事業

環境調査事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
公害苦情件数	134件	119件

《指標設定の考え方》

公害による不安のない良好な市民生活の環境を維持し、苦情が少ないまちとなっているかを見る指標として設定

● 施策3 斎場・墓地の適正管理

現状分析

ライフスタイルの変化とともに墓地に対する考え方が多様化している。また、近年は墓じまいに関する問合せが増えている。

達成目標

市民ニーズに配慮した市営墓地の整備を検討するとともに、利用権承継の把握と無縁化の発生抑制対策を行い、適正な管理を目指す。

具体的な取組

- 八日市布引ライフ組合の構成市町と連携し、火葬を適正に行う。
- 市営墓地を適正に管理する。
- 市内墓地の適正管理を指導する。

主な事業

斎場・墓地管理運営事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
市営墓地公園の新規利用申込者数	8人	18人

《指標設定の考え方》

返還墓地について随時利用者募集を行い、適正な維持管理に努め、快適な利用環境が提供できているかを見る指標として設定

● 施策4 畜犬の適正管理

現状分析

狂犬病予防注射の接種率が伸び悩んでいる。また、犬の放し飼いや散歩時のふんの放置に対する苦情が多数ある。

達成目標

畜犬登録制度と狂犬病予防注射の重要性を周知し、接種率の向上を目指す。また、飼い主のマナーやモラル向上を目指す。

具体的な取組

- 畜犬登録を推進する。
- 狂犬病の予防接種を推進する。
- 犬の飼育に関する市民啓発に取り組む。

主な事業

狂犬病予防事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
狂犬病予防注射接種率	56.4%	61.4%

《指標設定の考え方》

狂犬病予防接種の必要性についての啓発及び予防接種についての周知ができているかを見る指標として設定

● 施策1 交通安全運動の推進

現状分析

交通事故の件数は下げ止まり傾向にあり、高齢者の事故件数も全体の3割以上を占めている。

達成目標

幼児や高齢者といった交通弱者をはじめ、全ての人の交通事故が減少する交通の安全が守られたまちを目指す。

具体的な取組

- 交通安全教室など啓発の充実を図る。
- 関係機関と連携し、交通安全施策を推進する。
- 交通安全団体の活動を支援する。
- 高齢者の交通安全対策の充実を図る。

主な事業

交通安全啓発事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
市内の交通事故件数(人身事故)	200件	150件

《指標設定の考え方》

交通の安全対策が確保されているかを見る指標として設定

基本
施策 5

災害に強く防犯意識の高いまちづくり

● 施策1 防災・減災対策の充実

現状分析

大規模災害時における被害の拡大を防ぐためには、国、県及び市の対応だけでなく、地域住民による自主防災活動が必要となる。また、近年、滋賀県内で大規模な自然災害が発生していないため、防災意識が低いことが懸念されている。

達成目標

危機管理体制及び自主防災体制が整った、防災意識の高いまちを目指す。

具体的な取組	主な事業
● 総合防災訓練の実施や防災研修会を開催する。	防災対策事業
● 自主防災組織の設置促進と活動を支援する。	
● 防災リーダーを養成し、防災を担う人材を育成する。	
● 防災マップを普及啓発する。	
● 自主防災組織の資機材整備を支援する。	
● 「地域防災計画」を適宜・適切に修正する。	防災施設整備事業
● 災害用備蓄食料等の確保を進める。	
● 災害用資機材を整備する。	
● 災害時応援協定の締結を推進する。	
● 防災行政無線を適正に管理する。	
● 防災情報告知放送システムを整備する。	
● 避難所等防災拠点施設の整備に努める。	
● 県防災ヘリコプターの運航を支援する。	

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
自主防災組織の組織率(自警団を含む)	84.7%	90.0%

《指標設定の考え方》

防災意識の高さを見る指標として設定

● 施策2 消防体制の充実

現状分析

火災発生件数は年度によって増減があり、特に野焼き等の人為的な火災が増加傾向にある。

達成目標

消防力や市民の火災予防意識が高く、火災が少ないまちを目指す。

具体的な取組

- 東近江行政組合の構成市町と連携し、常備消防力を維持する。
- 消防団員の確保を図り、消防団活動を継続する。
- 防火意識の啓発を強化する。
- 消防団活動拠点、消防車両等を計画的に整備する。
- 消火栓や耐震性防火水槽の整備を支援する。
- 地域の消防防災設備の整備を支援する。

主な事業

- 常備消防事業
- 非常備消防事業
- 非常備消防施設整備事業
- 消防水利施設整備事業

成果指標

指標名	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
出火率 (人口1万人当たりの出火件数)	2.4件	2.0件

《指標設定の考え方》

火災予防意識の高さを見る指標として設定

● 施策3 防犯対策の充実

現状分析

刑法犯認知件数は増加傾向にあるが、特に特殊詐欺被害において、発生件数及び被害額ともに増加している。

達成目標

市民の防犯に対する意識が高く、犯罪のないまちを目指す。

具体的な取組

- 東近江・愛知地区防犯自治会の活動を支援する。
- 自治会、学校等への防犯活動を推進する。
- 犯罪抑止情報を発信し、防犯意識の高揚を図る。
- 犯罪を抑止する環境整備を推進する。

主な事業

防犯活動推進事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
犯罪率(人口1万人当たりの刑法犯認知件数)	39.9件	30.8件

《指標設定の考え方》

防犯意識の高さを見る指標として設定

地域の魅力や 産業の活力があふれるまち

分野	基本施策	施策
農林水産	1 活力と多様性のある農業水産が発展するまちづくり	1 農地の保全 2 農業担い手育成 3 農業生産・特産品の振興 4 環境農業の推進 5 畜産の振興 6 水産業の振興 7 食育・地産地消の推進
	2 森林や里山が適切に保全管理され資源を活用するまちづくり	1 林業の振興 2 有害鳥獣対策
	3 安定した生産性の高い農業が継続できるまちづくり	1 農業生産基盤の整備 2 農地の多面的機能の維持・発揮
	4 農地の適切な維持と有効利用でできるまちづくり	1 農業委員会
商工労働	5 活発な産業が展開されいきいきと働くことができるまちづくり	1 企業内人権教育・啓発の推進 2 企業支援の推進 3 勤労者支援の推進 4 雇用機会の充実 5 商店街等の活性化 6 中心市街地のにぎわいの創出
	6 元気で魅力ある企業が立地するまちづくり	1 企業立地の促進
観光	7 多彩な魅力を感じ多くの人が訪れるまちづくり	1 観光資源の磨き上げと受入環境の充実・強化 2 積極的な誘客と戦略的な情報発信
創生	8 質が高く活気のあるまちづくり	1 地域資源を活用した地域振興と持続可能な地域づくりの推進 2 戦略的かつ積極的な情報発信の推進 3 ケーブルネットワークの活用促進

● 施策1 農地の保全

現状分析

耕作放棄地や低利用農地の存在、優良農地への転用圧力の高まりなどから、生産性の高い優良農地の保全・確保が必要となる。

達成目標

農業振興地域整備計画の適正運用と耕作放棄地対策を実施し、生産性の高い優良農地が保全されるまちを目指す。

具体的な取組

- 農業振興地域整備計画と農地法に基づき、農地を計画的に保全する。
- 耕作放棄地対策を推進し農地の有効利用を図る。

主な事業

農業振興地域整備計画等管理運営事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
農業振興地域内農用地の面積	9,298.8ha	9,219.5ha

《指標設定の考え方》

農振農用地区域内農地(耕地)の保全状況を見る指標として設定

● 施策2 農業担い手育成

現状分析

農家戸数や農業従事者数が共に減少傾向であり、農業従事者の高齢化や担い手不足など生産体制の脆弱化が進んでいる。

達成目標

安定的な経営体として認定農業者、農業法人をはじめ多様な経営体を育成し、地域の特性をいかした生産体制の確立したまちを目指す。

具体的な取組

- 農業関係団体を支援する。
- 認定農業者を育成・支援する。
- 集落営農組織の法人化を推進する。
- 女性や新規就農者等の担い手を育成する。
- 集落営農組織における担い手の育成を支援する。
- ロボット技術やICT等先端技術を活用したスマート農業を推進する。
- NPO等と協力し新規就農希望者の相談活動や空き農地の斡旋等を行う。
- 農業経営基盤強化資金の利子補給など制度融資を推進する。
- 担い手への農用地の集積・集約を促進する。

主な事業

- 農業総務管理事業
- 担い手支援事業
- 農用地利用集積促進事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
農用地の担い手への集積率	79.4%	83.0%

《指標設定の考え方》

地域農業の生産体制が確立されているかを見る指標として設定

● 施策3 農業生産・特産品の振興

現状分析

消費者が求める安全で安心な野菜や果樹などの農産物の生産量が不安定である。米作中心の農業経営では所得の増加は見込めない。

達成目標

近江米をはじめとする農産物の品質向上とともに、収益性の高い野菜や特産物の安定的かつ計画的な生産が行われる農業を目指す。

具体的な取組	主な事業
● 近江米の品質向上と消費拡大を図る。	米政策支援推進事業
● 売れる米づくりと水田を有効活用した麦・大豆・野菜等の産地づくりを推進する。	
● 収益性の高い野菜の作付けを拡大する。	
● 生産調整作物の作付けの団地化等を推進する。	
● 地場農産物の栽培面積の拡大と、生産機械の導入支援を行う。	特産品生産振興事業
● 地場農産物のブランド化と加工品開発、農商工連携を図る。	
● 農林水産まつりを開催し、生産者と消費者の交流を進める。	農業振興啓発事業
● ひがしおうみ晴耕塾を開催し、先進的な農業情報の提供を進める。	
● マーケットイン型農業を推進し、生產品目及び生産量の拡大を図る。	農林水産創造・ネットワーク事業
● 地域内で地場農産物が売れる地域内中規模流通システムの推進を図る。	

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
水田野菜の作付面積	248.4ha	260.0ha

《指標設定の考え方》

水田野菜の作付状況を見る指標として設定

● 施策4 環境農業の推進

現状分析

安全で安心な農産物に対する意識が高まっており、農薬や化学肥料の使用を削減し環境への負荷を低減した農業が求められている。

達成目標

安全で安心な農産物を生産し、琵琶湖の水環境保全と地球温暖化防止につながる環境農業が盛んなまちを目指す。

具体的な取組

- 環境こだわり農業を推進する。
- 濁水防止を推進する。
- 農業用廃棄プラスチック及び廃棄農薬を回収する。
- 資源循環型農業を推進する。
- 環境保全型農業の取組を支援する。

主な事業

環境農業推進事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
環境こだわり米の作付面積率	42.3%	50.0%

《指標設定の考え方》

環境農業の推進状況を見る指標として設定

● 施策 5 畜産の振興

現状分析

家畜の飼養環境等による環境問題、飼料等の価格変動、家畜伝染病などのリスクにより、生産や流通環境が変化し、安定した生産・供給体制の整備が難しい状況である。

達成目標

生産コストの低減が図られ、安定的な畜産経営が行えるまちを目指す。

具体的な取組

- 東近江市産畜産物のPRを推進する。
- 飼料作物の増産を推進する。
- 家畜の伝染病対策を推進する。
- 畜産の環境対策を推進する。

主な事業

畜産振興事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
乳牛・肉用牛の飼養頭数	2,548頭	2,737頭

《指標設定の考え方》

飼養頭数の維持拡大の状況を見る指標として設定

● 施策6 水産業の振興

現状分析

外来魚やカワウによる食害、異常繁茂した水草等による漁場環境の悪化や漁業者の高齢化等による後継者不足が深刻である。

達成目標

水産資源が持続的に利用できる環境を目指す。

具体的な取組

- 漁場環境づくりを支援する。
- カワウ防除対策を推進する。

主な事業

水産業振興対策事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
愛知川に生息するカワウの数	3,845羽	850羽

《指標設定の考え方》

カワウの食害被害から漁場環境の改善を見る指標として設定

● 施策 7 食育・地産地消の推進

現状分析

消費者の食の安全や安心に対する関心は高まりつつあるが、生産者の減少に伴い、地場農産物を購入する機会が減少している。

達成目標

消費者と生産者が食の大切さへの関心を高め、いつでも地場農産物を購入できるまちを目指す。

具体的な取組

- 地場農産物の供給拡大を推進する。
- 地産地消の推進と啓発活動を行う。
- 食育講座や農業体験講座を開催し、食育学習を推進する。

主な事業

食農・食育推進事業
地産地消関連施設管理運営事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
農業産出額(推計)	109.7億円(R5)	140.0億円

《指標設定の考え方》

地域農業の生産販売の推進状況を見る指標として設定

森林や里山が適切に保全管理され 資源を利活用するまちづくり

● 施策1 林業の振興

現状分析

木材価格の低迷等による森林所有者の森林整備意欲の減退が進み、適切な維持管理が行われていない森林が多くなっている。また、人工林の半数以上が主伐期を迎えており、森林資源の有効利用を図っていく必要がある。

達成目標

市内産木材が有効利用され、森林が適切に維持管理されているまちを目指す。

具体的な取組

- 関係機関、周辺自治体及び集落と連携して森林保全に取り組む。
- 市内産木材の利活用促進を図る。
- 地域資源の流通の確立と販売促進を図る。
- 林業関係団体を支援する。
- 森林境界の明確化を推進する。
- 施業の集約化による効率的な森林管理を推進する。
- 森林経営管理制度による放置人工林対策を推進する。
- 林業の新たな担い手を育成する。
- 森林の保全と育成を支援する。
- 林道の適正な管理と整備を行う。

主な事業

林業総務管理事業

地域産材利活用事業

林業振興対策事業

森林環境保全事業

林道整備事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
市内産木材の搬出量	4,521m ³	10,000m ³

《指標設定の考え方》

森林が整備され、林業振興が図れているかを見る指標として設定

● 施策 2 有害鳥獣対策

現状分析

里山に手が入らなくなったことなどにより、イノシシ、シカ、ニホンザル、カラス等による農作物や地域環境等への被害が続いている。

達成目標

野生鳥獣による農作物被害等のないまちを目指す。

具体的な取組

- 有害鳥獣の捕獲や個体数調整を行う。
- 追払い活動など集落ぐるみの取組を推進する。
- 侵入防止柵や電気柵の施設整備を支援する。
- 広域鳥獣被害防止対策協議会等の関係機関と連携した対策を図る。
- 林辺の緩衝帯整備を行う。

主な事業

鳥獣対策事業

森林環境保全事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
農作物被害金額	2,315千円	2,000千円

《指標設定の考え方》

有害鳥獣対策が適切に講じられているかを見る指標として設定

基本
施策 3

安定した生産性の高い農業が継続できるまちづくり

● 施策1 農業生産基盤の整備

現状分析

ほ場が未整備なため効率的な農業ができない地域が残っている。また、農道、用排水路等の老朽化により、補修や更新を必要とする地域が増加している。

達成目標

安定した生産性の高い農業を継続できる生産基盤の整ったまちを目指す。

具体的な取組

- 用排水路や農道を適正に管理する。
- 土地改良区等の運営を支援する。
- 基幹水利施設を適正に管理する。
- 基幹水利施設を計画的に更新整備する。
- 大区画ほ場を整備する。
- 畑作が可能な水田を整備する。

主な事業

- 土地改良施設維持管理事業
県営土地改良事業
農道維持管理事業
- 土地改良施設維持管理事業
- 国営関連かんがい排水事業
大中の湖地区基幹水利施設管理事業
- 団体営土地改良事業
県営土地改良事業
国営土地改良事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
農業生産基盤の整備(ほ場整備)ができた割合	91.6%	93.6%

《指標設定の考え方》

効率的な農業ができているかを見る指標として設定

● 施策 2 農地の多面的機能の維持・発揮

現状分析

集落機能の低下により、農業用排水路等の適切な維持管理が難しくなっている。また、耕作されていない農地や利用が低い農地等が増加傾向にある。

達成目標

農業生産基盤が適切に維持管理され、農地が有効利用されるまちを目指す。

具体的な取組

- 農道、用排水路等の施設が適正に維持管理されるよう支援する。
- 中山間地域の集落単位による農業の生産活動等を支援する。

主な事業

農用地環境保全事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策取組面積	7,036ha	7,069ha

《指標設定の考え方》

農業施設の適切な維持管理が行われ、有効利用されているかを見る指標として設定

● 施策1 農業委員会

現状分析

高齢化や農業従事者数の減少により、耕作をされない農地が増加している。

達成目標

農地の荒廃化を抑制し、農地が適正に利用されるまちを目指す。

具体的な取組

- 遊休農地の発生防止と解消に向けた活動を行い、農地等の利用の最適化を推進する。
- 担い手への農地利用の集積・集約化、農業への新規参入促進の支援を行い、農地等の利用の最適化を推進する。
- 農地転用に係る許可の可否を決定する。
- 農地の売買や貸借等の権利移動に係る許可事務を行う。
- 違反転用に対して適正に対応する。

主な事業

農業委員会運営事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
再生利用が可能な荒廃農地面積	4.7ha	4.2ha

《指標設定の考え方》

農地が適正に利用されているかを見る指標として設定

● 施策1 企業内人権教育・啓発の推進

現状分析

人権問題への取組として、企業内研修や人権啓発等を推進しているが、依然として様々な人権に関わる問題が顕在化している。企業内の人権教育・啓発に対する一層の取組が求められている。

達成目標

企業の社会的責任として誰もが働きやすい明るい職場環境が整ったまちを目指す。

具体的な取組

- 事業所内における公正採用選考及び人権啓発活動を支援する。
- 企業の人権教育や啓発活動の推進に取り組む。

主な事業

企業内人権啓発推進事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
東近江市企業内人権教育推進協議会加入事業所数	112事業所	127事業所

《指標設定の考え方》

誰もが働きやすく明るい職場づくりがされているかを見る指標として設定

● 施策2 企業支援の推進

現状分析

景気の先行きが不透明な状況が続いており、中小企業等では、経営の安定と事業の承継に対する懸念がある。

達成目標

中小企業が安定した経営のできるまちを目指す。

具体的な取組

- 中小企業の事業経営の安定に努める。
- 中小企業の事業承継と後継者育成を支援する。
- 経営相談や経営指導活動を支援する。
- 金融機関や経済団体など様々な機関と連携した企業支援を推進する。
- 各産業界が連携する地域経済の活性化に取り組む。
- 創業や起業を支援する。

主な事業

中小企業対策事業

商工振興対策事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
利子補給制度の利用件数	59件	109件

《指標設定の考え方》

安定的な企業経営、企業への支援状況を見る指標として設定

● 施策3 勤労者支援の推進

現状分析

事業所における勤労者の福利厚生の実現が求められている。

達成目標

勤労者の福利厚生の実現度が高いまちを目指す。

具体的な取組

- 勤労者関係施設の適正な管理を支援する。
- 勤労者団体活動を支援する。
- 中小企業退職金共済制度への加入促進に努める。

主な事業

勤労者施設管理運営事業

勤労者支援事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
勤労者互助会の加入者数	3,791人	3,980人

《指標設定の考え方》

勤労者の福利厚生が受けやすい環境にあるかを見る指標として設定

● 施策4 雇用機会の充実

現状分析

雇用環境が多様化する中、高齢者や障害者、子育て中の女性、外国人労働者等の雇用環境は厳しい状況である。また、若年層の雇用についても定着しない状況が見られる。

達成目標

就労を希望する全ての市民が働くことに誇りと喜びを感じる活力あるまちを目指す。

具体的な取組

- シルバー人材センターの活動を支援する。
- 多様な人材の確保、育成及び定着を支援する。
- 障害者雇用の促進を支援する。
- 女性の雇用機会の拡大に向けた取組を支援する。

主な事業

雇用対策事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
事業所と求職者のマッチング件数 (しごとづくり応援センターマッチング件数)	73件	173件

《指標設定の考え方》

雇用機会が増加しているかを見る指標として設定

● 施策 5 商店街等の活性化

現状分析

ライフスタイルの多様化や商業機能の複合化、郊外化等が進んだ影響から、商店街利用者の減少とともに後継者不足が深刻化しており、空店舗が増加している。

達成目標

空店舗の利活用を促進し、商店街がにぎわうまちを目指す。

具体的な取組

- 空店舗の利活用を推進する。
- 商店街や商業活性化イベントを支援する。
- 魅力ある商店等の創出を通じ商店街等の活性化を支援する。
- 市内で資金が循環することによる商業の活性化を推進する。
- 中心市街地のにぎわいを創出するイベントを支援する。
- 中心市街地の空店舗改修を支援する。
- 八日市公設地方卸売市場の安定した経営に取り組む。

主な事業

商店街等活性化事業

中心市街地活性化対策事業

卸売市場管理運営事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
空店舗の利活用件数 (空店舗の利活用補助制度の活用件数)	8件	43件

《指標設定の考え方》

空店舗が活用されているかを見る指標として設定

● 施策6 中心市街地のにぎわいの創出

現状分析

官民一体となって様々な事業を実施した結果、中心市街地の人口、営業店舗・事業所数が増加傾向となるなど、徐々に効果が表れてきているが、依然として空家・空店舗が目立つことからにぎわい創出に向けた更なる対策が必要である。

達成目標

暮らしたい、暮らし続けたいと思える良好な住環境が整い、誰もが訪れたいくなる、商いをしたくなる魅力的な中心市街地のにぎわいの創出を目指す。

具体的な取組

- 八日市駅周辺の地域資源を活用したまちづくりを行う。
- 中心市街地内に新たな居住空間の創出に取り組み、移住等を促進する。
- 公園の再生や子育て環境の充実により住環境の向上を図る。
- 空店舗活用や古民家再生など魅力的な店舗を創出する。
- 八日市駅前に拠点施設と駅前広場を整備する。
- マルシェ等のイベント開催を支援する。
- 駐車場の確保など市街地に訪れやすい環境を整える。

主な事業

中心市街地にぎわい創出事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
中心市街地(ピアガーデン前)の歩行者・自転車通行者数	9,052人	9,576人

《指標設定の考え方》

中心市街地のにぎわいを見る指標として設定

● 施策1 企業立地の促進

現状分析

企業の投資意欲は高いものの、市内における企業活動に必要な法規制のない事業用地や労働力の確保が難しい状況にある。

達成目標

新規企業誘致の推進、既存企業の事業拡大や経営安定化を図り、雇用機会の拡大と地域経済の活性化を目指す。また、商業施設の立地等により、まちのにぎわいを創出し、活力のあるまちを目指す。

具体的な取組

- 工業団地や商業施設用地等の創出など企業進出用地の確保に努め、企業立地を支援する。
- 新規企業の立地、既存企業の事業拡大、設備投資や市民の雇用に対する支援を行う。
- 県と連携し、産業用地開発事業を推進する。

主な事業

企業立地促進対策事業

産業用地開発事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
市内における企業の設備投資の掘り起こし件数	延べ147件	延べ180件

《指標設定の考え方》

企業立地の推進を見る指標として設定

● 施策1 観光資源の磨き上げと受入環境の充実・強化

現状分析

地域経済への波及効果を意識した戦略的な取組が十分ではない。

達成目標

観光業に携わる人が増加し、地域経済に好影響を与える観光産業の成長と観光入込客数の増加を目指す。

具体的な取組

- 地域資源をいかした着地型旅行商品の造成や特産品の販売拡大を支援する。
- 日本遺産など歴史的資源を活用した観光振興を図る。
- 観光物産振興による地域経済への波及効果の拡大を図る。
- 観光施設の適正な維持管理と計画的な整備を行う。
- 民間活力による施設活用の取組を進める。
- 観光客の受入環境を整備する。
- 観光振興に寄与する人材の確保と組織の構築を図り、おもてなし観光の人材を育成する。

主な事業

観光資源ブランド化推進事業

観光施設管理運営事業

観光機能強化事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
東近江市を訪れた観光客数	2,582,317人	3,100,000人

《指標設定の考え方》

経済効果の測定を観光入込客数の増減から把握し、本市の観光を取り巻く動向を把握する指標として設定

● 施策2 積極的な誘客と戦略的な情報発信

現状分析

多様な観光資源について、十分な活用ができていない。

達成目標

豊かな自然、奥深い歴史と文化に魅力を感じ、多くの観光客が訪れるまちを目指す。

具体的な取組

- 戦略的な観光情報の発信に努める。
- 広域観光の推進を図る。
- 森里川湖の多様な自然、歴史や文化をいかした体験交流型観光の促進を図る。
- 効果的な情報発信等を通じ、インバウンドの獲得を図る。
- 観光客の増加及び知名度向上につながるイベントを実施する。

主な事業

観光戦略推進事業

観光イベント実施事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
東近江市を訪れた観光客数	2,582,317人	3,100,000人

《指標設定の考え方》

本市の観光を取り巻く動向を把握する指標として設定

● 施策1 地域資源を活用した地域振興と持続可能な地域づくりの推進

現状分析

本市の多様性のある自然や歴史・文化など豊かな地域資源をいかした取組を進める一方、人口減少や高齢化の進展による社会構造の変化等に伴い、生じる様々な課題に対応する必要がある。

達成目標

多様性のある自然や歴史・文化などの魅力を再認識し発信することで、「ふるさと東近江市」への愛着を高めるまちづくりを進めるとともに、社会構造の変化に伴う市民サービスの低下を招かないよう持続可能な地域づくりを目指す。

具体的な取組

- 大学等との連携により地域課題の解決に取り組む。
- 公共施設の適正な配置と運営の効率化を図る。
- PPP/PFI手法導入を優先的に検討するとともに民間委託や指定管理者制度の推進を図る。
- 効率的な行政運営を推進する。
- 地域資源に磨きをかけ、まちづくりにいかす取組を支援する。
- 定住移住の推進を行うとともに効果的な情報発信を行う。
- 地域課題の解決及び地域活性化に向けて地域おこし協力隊を導入する。

主な事業

- 企画調整事業
- 行財政改革推進事業
- 地域活性化事業
- 定住移住推進事業
- 地域おこし協力隊推進事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
東近江市に対する愛着度(市民意識調査)	66.3%	76.0%

《指標設定の考え方》

東近江市への愛着の高さを見る指標として設定

● 施策 2 戦略的かつ積極的な情報発信の推進

現状分析

市民への情報提供や市民の声を聴くための施策に対するニーズが高まっている。また、本市には多様性のある自然や歴史・文化など誇れる地域資源が多い反面、その資源を十分に活用、発信できていない。

達成目標

行政情報や地域情報がより市民に届き、市民の声が市政に反映されるとともに、本市の知名度向上や市民が誇れるクオリティの高いまちを目指す。

具体的な取組

- 広報ひがしおうみ、市ホームページ、東近江スマイルネット、SNS など様々な媒体を利用し、行政情報や地域情報を幅広く発信する。
- 市民の郷土愛を醸成し、市内外に本市の情報を効果的に発信するなど、シティプロモーションを推進する。
- 市民の意見を聴く機会の充実に努める。

主な事業

広報活動事業

広聴事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
広報ひがしおうみの内容満足度(市民意識調査)	58.9%	63.9%

《指標設定の考え方》

行政情報や地域情報が広く市民に届いているかを見る指標として設定

● 施策3 ケーブルネットワークの活用促進

現状分析

地域情報格差を是正するために整備したケーブルネットワークは、地域情報の道となっている。

達成目標

ケーブルネットワークの安定的運用と利活用を図り、情報が行き届くまちを目指す。

具体的な取組

- ケーブルネットワークを適切に維持管理する。
- 情報の道を活用した事業の展開を図る。

主な事業

ケーブルネットワーク施設管理事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
情報の道を活用する事業者件数	16件	21件

《指標設定の考え方》

ケーブルネットワークが有効に活用されているかを見る指標として設定

都市基盤が整った快適なまち

分野	基本施策	施策
道路河川	1 広域的な都市基盤が整っているまちづくり	1 主要幹線道路の整備 2 一級河川の整備
	2 道路・河川が整備されているまちづくり	1 地域内道路の整備 2 雨水排水の整備
	3 道路・橋梁・河川が適切に維持管理されているまちづくり	1 道路の安全と快適性の確保 2 河川・水路の管理 3 砂防等の災害対策の推進
都市計画	4 計画的な土地利用を進め良好な市街地が形成されているまちづくり	1 良好な景観の形成 2 適正な公園の整備・維持管理 3 計画的な土地利用の推進
	5 住まいの安全性が確保されているまちづくり	1 耐震化の推進
	6 質の高い公共施設があるまちづくり	1 適正な公共施設整備
公共交通	7 交通環境が整っているまちづくり	1 公共交通の充実 2 公共交通の利用促進 3 公共交通関連施設の適切な管理
住宅	8 快適な居住環境が整っているまちづくり	1 市営住宅の計画的な整備 2 住宅整備の促進 3 空家等対策の推進
上下水道	9 安定的に水道水が供給されるまちづくり	1 水道の安定供給
	10 水質が保全され快適で衛生的な生活環境があるまちづくり	1 下水道事業の安定経営
	11 農村下水道が適正に維持管理されているまちづくり	1 汚水の適正処理

基本
施策 1

広域的な都市基盤が整っているまちづくり

● 施策1 主要幹線道路の整備

現状分析

主要幹線道路(国道・県道)において、交通集中による渋滞が発生しているところや道路幅員が狭い箇所があり、通行に支障がある。

達成目標

地域内の交通の利便性が高く、円滑な交通が確保できるまちを目指す。

具体的な取組

- 国道や県道の改良、バイパス整備等を推進する。
- 名神名阪連絡道路の整備を推進する。
- (仮称)黒丸スマートインターチェンジの整備に向けて取り組むとともに、周辺地域の活性化に取り組む。

主な事業

主要幹線道路整備促進事業
インターチェンジ設置推進事業
文化スポーツ学研ゾーン推進事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
—	—	—

● 施策 2 一級河川の整備

現 状 分 析

愛知川、日野川、蛇砂川等市内の一級河川の中に、氾濫、堤防決壊、浸水等の危険性が存在している。

達 成 目 標

安全で、良好な一級河川の環境が整ったまちを目指す。

具体的な取組

- 一級河川愛知川や日野川の改修事業の早期実現を推進する。
- 一級河川蛇砂川の本川改修と八日市新川全川の早期完成を推進する。
- 一級河川の定期的な維持管理による安全確保を推進する。

主 な 事 業

河川・砂防整備推進事業

成 果 指 標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
—	—	—

● 施策1 地域内道路の整備

現状分析

地域内幹線道路(市道)において、道路幅員が狭く、車両の円滑な離合ができないところがある。

達成目標

人に優しく誰もが安全で快適に移動できる道路環境が整ったまちを目指す。

具体的な取組

- 周辺市町との道路ネットワークの整備促進を図る。
- 道路整備計画に基づき、道路事業を進める。
- 通学路や生活道路の安全対策を推進する。

主な事業

地域内幹線道路整備促進事業
道路新設改良事業
街路事業
交通安全施設整備事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
道路整備計画路線の整備率	42.8%	50.6%

《指標設定の考え方》

幹線道路の整備状況を見る指標として設定

● 施策 2 雨水排水の整備

現状分析

都市化の進展に伴い、雨水の流出量が増大し、集中豪雨時等における家屋への浸水や道路冠水等の局地的な都市型の浸水被害が多くなっている。

達成目標

安全な生活環境を確保し、良好な雨水排水環境が整ったまちを目指す。

具体的な取組

- 計画的な雨水排水対策を行う。

主な事業

排水対策事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
雨水排水整備が十分ではないと思う市民の割合 (市民意識調査)	22.9%	11.4%

《指標設定の考え方》

市民の安全な雨水排水整備の進捗状況を見る指標として設定

● 施策1 道路の安全と快適性の確保

現状分析

道路や橋梁の定期的な点検の結果、修繕が必要な箇所がある。

達成目標

道路や橋梁の安全と快適性が確保されたまちを目指す。

具体的な取組

- 橋梁の法定点検や修繕を実施する。
- 道路を適正に管理する。
- 道路管理事務の効率化を図る。
- 舗装及びトンネルの法定点検や修繕を実施する。
- 市道の適切な維持管理に取り組む。
- 道路関連施設を適正に管理する。
- 自治会が行う集落周辺道路整備を支援する。
- 主要道路の除雪や融雪対策を推進する。

主な事業

- 橋梁長寿命化対策事業
- 土木総務管理事業
- 道路長寿命化対策事業
- 道路維持管理事業
- 道路関連施設維持管理事業
- 生活道路等環境整備事業
- 雪寒対策事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
橋梁の適切な管理率	98.7%	99.1%

《指標設定の考え方》

橋梁の適切な維持管理状況を見る指標として設定

● 施策 2 河川・水路の管理

現状分析

地域住民が身近な河川や水路に関心を持ち、除草、水路整備等が地域住民自らの手で行われている。

達成目標

河川や水路が安全で、良好に維持管理されたまちを目指す。

具体的な取組

- 水辺空間整備を支援する。
- 河川愛護活動を支援する。
- 河川の浚渫や除草を行う。

主な事業

水辺空間整備支援事業
河川維持管理事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
河川愛護活動取組団体数	203団体	208団体

《指標設定の考え方》

地域での河川や水路の維持管理に関する市民意識の高さを見る指標として設定

● 施策3 砂防等の災害対策の推進

現状分析

山間部等における土砂災害や市街地における水害の危険性がある箇所がある。

達成目標

土砂災害等の危険性について住民の意識が高く、災害に備えたまちを目指す。

具体的な取組

- 土のうステーションを設置する。
- 洪水ハザードマップを活用し、浸水災害の啓発に取り組む。
- 急傾斜地対策を推進する。
- 土砂災害警戒区域の指定に向けた取組を推進する。
- 土砂災害危険箇所の周知と警戒避難発令時の対応に取り組む。

主な事業

水防活動事業

急傾斜地崩壊対策事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
急傾斜地崩壊対策率	29.0%	31.2%

《指標設定の考え方》

安全な斜面の確保の状況を見る指標として設定

計画的な土地利用を進め 良好な市街地が形成されているまちづくり

● 施策1 良好な景観の形成

現状分析

鈴鹿の山々から琵琶湖まで多様で個性豊かな風景に恵まれているが、人々の価値観の多様化、生活様式の変化や都市化の進展に伴って、恵まれた風景が損なわれる可能性がある。

達成目標

市民共有の財産である景観を次世代へ継承するとともに、更に魅力ある風景があるまちを目指す。

具体的な取組

- 周辺景観と調和した建築を誘導する。
- 地区計画等を活用し、良好な街並景観を形成する。
- 景観形成重点地域や景観形成重点地区を指定する。
- 歴史的街道景観形成計画を策定する。
- 景観重要建造物や景観重要樹木を指定する。
- 屋外広告物の適正な設置を指導する。

主な事業

景観形成事業

屋外広告物指導事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
景観形成重点地区数	1地区	3地区

《指標設定の考え方》

良好な景観形成が図れているかを見る指標として設定

● 施策2 適正な公園の整備・維持管理

現状分析

都市公園等の遊具・施設の老朽化対策や市街地での公園整備等が必要となっている。

達成目標

市民の憩いの場となり、子供が安心して遊べる安全で良好な公園があるまちを目指す。

具体的な取組

- 都市公園やその他の公園を適正に管理する。
- 市街地における都市公園を整備する。
- 自治会による児童遊園の管理を支援する。
- 公園施設長寿命化計画に基づき、都市公園内の遊具及び施設を更新し、適正に管理する。

主な事業

- 公園緑地管理事業
- 公園遊具安全対策事業
- 公園施設長寿命化対策支援事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
市民一人当たりの都市公園面積	7.60㎡	7.72㎡

《指標設定の考え方》

市民の憩いの場の確保状況を見る指標として設定

● 施策3 計画的な土地利用の推進

現状分析

土地利用が図れるまとまった市街化区域が不足している。

達成目標

都市計画マスタープランで定める全体構想及び地域別構想に基づき、計画的な土地利用を推進し、市街地内のにぎわいの創出と各地区の特性がいかされたまちを目指す。

具体的な取組

- 都市計画区域の再編に取り組む。
- 区域区分や用途地域を見直す。
- 市街化区域内の空地整序に取り組む。
- 市街化調整区域の地区計画運用基準に基づき、良好な市街地形成を誘導する。
- 歩いて暮らせる「まちなか居住」を推進する。
- 立地適正化計画に基づき、都市機能が集約した市街地整備に取り組む。
- 国土利用計画法及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出処理を行う。
- 適切な開発指導、開発許可を行う。
- 地域の実情に適合した有効な土地利用が図れるよう開発許可基準等を見直す。
- 地籍調査を計画的に実施する。

主な事業

都市計画整備推進事業

土地利用規制対策事業

開発指導事業

地籍調査事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
市街化区域の面積	1,440.5ha	1,531.5ha

《指標設定の考え方》

各地区の特性をいかした計画的な土地利用が図られている状況を見る指標として設定

基本
施策 5

住まいの安全性が確保されているまちづくり

● 施策1 耐震化の推進

現状分析

市内には耐震性能が不足する住宅が存在している。

達成目標

地震災害に強い住まいが整ったまちを目指す。

具体的な取組

- 旧耐震基準の木造住宅の耐震診断及び改修を支援する。
- 高齢者世帯、子育て世帯の耐震改修を支援する。
- 滋賀県産材を活用した耐震改修を支援する。
- 建築物の耐震化を啓発し、支援制度を周知する。
- 避難路沿道のブロック塀等の撤去を支援する。
- 安全安心で耐震性のある住宅ストックの形成を推進する。

主な事業

木造住宅地震対策推進事業

建築物地震対策推進事業

建築確認事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
住宅の耐震化率	87.7%	95.0%

《指標設定の考え方》

地震災害に強い住まいであるかを見る指標として設定

● 施策1 適正な公共施設整備

現状分析

市内の公共施設には改善が必要な建築物が存在している。

達成目標

安全安心な公共建築物が整備されたまちを目指す。

具体的な取組

- 公共建築物の工事において質の高い設計監理を行う。
- 公共建築物の点検を実施する。
- 公共建築物の適正な維持管理を推進する。

主な事業

公共施設営繕事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
公共建築物12条設備点検における 要是正の指摘がない施設の割合	35.0%	60.0%

《指標設定の考え方》

公共建築物が適正に維持管理されているかを見る指標として設定

基本
施策 7

交通環境が整っているまちづくり

● 施策1 公共交通の充実

現状分析

マイカー依存が常態化し、公共交通を支える交通事業者は厳しい経営環境に直面している。一方で、公共交通利用者の満足度は低い状況にあり、バス路線の便数等の改善を求める声が多い。

達成目標

公共交通の維持・充実を図り、便利で満足度の高いまちを目指す。

具体的な取組

- 需要動向に合った効率的なコミュニティバスを運行する。
- 路線バスの確保維持を図るため事業者への支援を行う。
- 高齢者など交通弱者が利用しやすい交通環境整備を行う。
- 駅舎バリアフリー化に対して支援する。
- JR能登川駅の利用促進に向けた取組を進める。
- 近江鉄道線の利用促進と利便性向上を図る。
- びわこ京阪奈線（仮称）鉄道建設構想の推進を図る。
- 公共交通のICTを活用した情報サービスの提供を進める。
- 自動運転をはじめ新たなモビリティの推進を図る。

主な事業

バス・鉄道活性化事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
バス、鉄道等の公共交通に対する満足度(市民意識調査)	14.9%	20.0%

《指標設定の考え方》

誰もが安心して住み続けられるネットワーク型公共交通体系の実現のため、公共交通の利便性を見る指標として設定

● 施策 2 公共交通の利用促進

現状分析

コミュニティバスをはじめ公共交通利用者は、コロナ禍前の水準に回復しつつあるものの、運行維持に係る行政負担は増大化しており、利用者の確保と潜在需要者の開拓を図る必要がある。

達成目標

バスや鉄道利用者の更なる増加を図るため、効果的な利用促進を目指す。

具体的な取組

- 沿線企業、商店街及び交通事業者と連携し、公共交通を利用しやすい環境づくりに取り組む。
- エコ通勤等マイカーからの利用転換を啓発する。
- 地域に根ざした公共交通利用啓発を実施する。

主な事業

公共交通利用促進事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
ちょこっとバス・ちょこっとタクシー利用者数	176,757人	230,000人

《指標設定の考え方》

公共交通の利用促進状況を見る指標として設定

● 施策3 公共交通関連施設の適切な管理

現状分析

公共交通関連施設については、放置自転車対策、自転車駐車場、駅舎の老朽化等の課題がある。

達成目標

公共交通関連施設が適切に管理され、快適に利用できる交通環境を目指す。

具体的な取組

- 放置自転車の解消に向けて監視を強化する。
- 駅関連施設の適切な改修や保守管理に努める。

主な事業

公共交通関連施設管理事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
放置自転車撤去台数	21台	0台

《指標設定の考え方》

公共交通関連施設の管理状況を見る指標として設定

● 施策1 市営住宅の計画的な整備

現状分析

老朽化する市営住宅が多い中、住宅の更新や長寿命化を図るべき住宅の維持管理などを計画的に行う必要がある。

達成目標

入居者が安全で快適に暮らせる市営住宅の供給を目指す。

具体的な取組

- 市営住宅の統廃合を図り、適正な維持管理を行う。
- 長寿命化計画に基づき、市営住宅の改修、建替等の整備を進める。
- 債権の適正な管理を推進する。

主な事業

市営住宅管理事業

市営住宅管理事業
住宅新築資金等貸付金償還事務

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
長寿命化計画に基づく市営住宅の改善率	20.3%	72.9%

《指標設定の考え方》

安全で快適に暮らせるよう整備された市営住宅の割合を見る指標として設定

● 施策2 住宅整備の促進

現状分析

本市の人口動態を見ると、20歳代や30歳代の転出、また、近隣市町への転出が超過状態にあることから、人口流出を防ぎ、定住・移住の増加に向けた取組が必要である。

達成目標

住宅取得や住宅改修支援により人口減少の抑制を図ることで、持続可能でにぎわいのあるまちを目指す。

具体的な取組

- 若い世代などの住宅取得を支援する。
- 住宅のリフォームを支援する。

主な事業

定住移住・子育て促進住宅取得事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
新築戸建住宅数	313棟	310棟

《指標設定の考え方》

住宅取得に係る支援の効果を見る指標として設定

● 施策3 空家等対策の推進

現状分析

相続人がいない等の理由から適正に管理されていない空家等が増加し、防犯、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことが懸念される。

達成目標

空家等が適正に管理されるまちを目指す。

具体的な取組

- 空家等の実態把握を行う。
- 特定空家等に対する措置を行う。
- 空家等の適正な管理方法、相談窓口等の啓発を行う。
- 適切に管理されていない空家等について、効果的な措置をとるよう情報提供、助言等を行う。
- 空家バンク制度の運営体制の強化と充実を図る。
- 空家等を除却し、跡地を活用する活動の支援を行う。
- 相続人が不存在の空家等について、問題化を未然に防ぐため財産管理制度を活用し流通促進等を図る。

主な事業

空家等対策事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
適正に管理されている空家等率	75.8%	80.0%

《指標設定の考え方》

適正に管理されている空家等の割合を見る指標として設定

基本
施策 9

安定的に水道水が供給されるまちづくり

● 施策1 水道の安定供給

現状分析

老朽化施設の更新や大規模災害に備えた施設整備に対して多額の費用が必要となる中で、今後給水人口の減少等による料金収入の減収が見込まれることから、中長期的に計画的な水道事業運営を進める必要がある。

達成目標

水道事業の健全な経営がされ、安全な水道水を安定的に供給することができるまちを目指す。

具体的な取組

- 水道水源の保全を図る。
- 水道水の水質を適正に管理する。
- 配水池、老朽管等の施設の更新と耐震化に取り組む。
- 中長期的な整備計画と経営計画により、健全経営を図る。

主な事業

水道事業

成果指標

指標名	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
東近江市水道事業施設整備計画における「早急に更新が必要な管路」の更新率	46.7%	80.0%

《指標設定の考え方》

上水道の安定供給に不可欠となる老朽管路更新の進捗状況を見る指標として設定

● 施策1 下水道事業の安定経営

現状分析

公共下水道や農村下水道の普及により、公共用水域の水質保全と快適で衛生的な生活環境の確保がされてきたが、農村下水道の老朽化に伴い、維持管理経費が増大し、下水道事業の経営を圧迫している。

達成目標

農村下水道を公共下水道へ接続する管路整備により、農業集落排水処理施設の廃止を進め、安定した下水道事業の経営を目指す。

具体的な取組

- 計画的な下水道整備に取り組む。
- 農村下水道を公共下水道へ接続する管路整備を進める。
- 下水道施設を適正に管理する。
- 下水道施設の防災・減災対策を進める。
- 水洗化の促進を図る。
- 下水道事業の安定経営に取り組む。

主な事業

公共下水道事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
公共下水道に接続した農業集落排水処理区数(処理区)	16処理区	18処理区

《指標設定の考え方》

農村下水道から公共下水道へ接続が完了した処理区を見る指標として設定

● 施策1 汚水の適正処理

現状分析

老朽化が進んでいる農業集落排水処理施設の適正な施設管理に努める必要がある。

達成目標

水質の保全と快適で衛生的な生活環境が確保され、処理施設が適正に維持管理されたまちを目指す。

具体的な取組

- 維持管理経費軽減のため、農村下水道の公共下水道への接続に取り組む。
- 処理施設の適正な維持管理を行う。
- 処理施設の維持管理の効率化及び長寿命化を図る。

主な事業

農業集落排水事業

成果指標

指標名	基準値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
維持管理適正化計画策定数	2件	3件

《指標設定の考え方》

維持管理の効率化や長寿命化の状況を見る指標として設定

1 総合的な施策の推進

時代の変化や社会情勢、多様化するニーズ等に的確に対応するため、本基本計画においては施策を細分化し、課題と施策目標を明確にするよう整理しているが、将来都市像を実現するためには、組織の縦割りによる施策の実施ではなく、関連する施策や事業の連携を図り総合的に取組を推進していかなければならない。

そのため、組織横断的な事業の立案や運営を行うとともに、市政の重要な企画、調査及び研究を行うプロジェクトチームを設置するなど、複数の部局が関わる仕組みを構築し、問題点や課題を職員一人一人が共有し諸問題を解決する総合的な施策の推進を図ることとする。

2 効果的かつ効率的な行政運営の推進

人口減少社会においても多様化する課題に的確に対応し、市民のまちづくりへの満足度を高めるとともに、安定した市民生活の支えとなる市民サービスを提供し続けるため、次の行政経営等を効果的かつ効率的に推進することとする。

【安定した行政経営】

- 公正で透明性の高い行政事務の推進
- 職員力・組織力の向上
- 健全な財政運営
- 公有財産や公用車等の適正な管理
- 公平で透明性の高い契約管理
- 業務の効率化と適正な情報処理の運用
- 戸籍・住民基本台帳等の適正な管理
- 公金の適正な管理

【公平公正な課税と徴収】

- 市民税の公正・適正な課税
- 固定資産税の公正・適正な課税
- 公正・適正な市税の収納

【議会・行政委員会】

- 円滑な議会運営と議会の活性化
- 適正な選挙の執行
- 正確な行政事務の監査
- 適正な公平委員会の運営

3 多様な主体との連携の推進

市民の生活や経済活動の範囲が行政区域を越えて行われる中で、市民の利便性の向上と共通の行政課題の解決を図るため、目的や役割を共有した上で、国や県をはじめ、近隣の自治体などとの自治体間の連携を推進する。また、地域の課題解決に向けた研究や教育、社会貢献に取り組む大学や事業者との連携を推進する。

さらには、ごみ処理や消防、斎場など共同で取り組む広域行政組合については、構成市町と連携し、安定的に事業を実施するとともに、運営の効率化や組合業務の合理化を推進する。

資料編

- 成果指標一覧
- 第3次東近江市総合計画に関連する個別計画一覧
- 東近江市総合計画策定条例
- 東近江市総合計画策定条例施行規則
- 審議会諮問文
- 審議会答申文
- 東近江市総合計画策定委員会規程
- 東近江市政策推進戦略本部要綱
- 東近江市総合計画審議会 委員名簿
- 第3次東近江市総合計画策定体制
- 策定経過

成果指標一覧

政策1 安心して子供を産み健やかに育てることができるまち

●分野：子育て

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
1	1	おむつ宅配 による不安 解消率	90.4%	100%	見守りおむつ宅配 便支給対象者アン ケートで宅配にお ける相談が子育て の不安解消につな がったと回答した 割合	子育て家庭の不安や 孤立の解消につな がっているかを見る 指標として設定	全ての子育て世帯 の育児不安や孤立 解消を目指す。			
	2	待機児童数	72人	0人	毎年4月1日現在 の学童保育所待機 児童数	放課後における児童 の健全な育成が図れ ているかを見る指標 として設定	第3期東近江市子 ども・子育て支援 事業計画で定める 量の見込みと確保 方策から待機児童 0を目指す。			
	3	児童扶養手 当受給者の 養育費受取 率	28.4%	40.0%	毎年4月1日現在 の児童扶養手当受 給者のうち養育費 を受け取っている 人の割合	ひとり親家庭の生活 の安定と子供の健や かな成長を見る指標 として設定	国で示されている 目標値を目指す。			
2	1	児童虐待対 応件数	546件	506件	情報提供のあった 要保護児童対策地 域協議会管理ケー スの件数	こども家庭センター と要保護児童対策地 域協議会が中心とな り、関係機関が連携 することにより、児 童虐待の未然防止が できているかを見る 指標として設定	近年の最高値596 件(令和5年度) から15%減少を 目指す。			
	2	児童虐待対 応件数	546件	506件	情報提供のあった 要保護児童対策地 域協議会管理ケー スの件数	相談体制を充実し、 子育て家庭の不安を 軽減することにより、 児童虐待の未然防止 ができているかを見る 指標として設定	近年の最高値596 件(令和5年度) から15%減少を 目指す。			
	3	相談者本人 が女性相談 窓口を知っ ている割合	64.5%	80.0%	女性相談窓口の認 知度割合	DV等困難な問題を 抱える女性が、女性 相談窓口の存在を 知っているかを見る 指標として設定	基準値の20%程 度増加を目指す。			
3	1	待機児童数	15人	0人	毎年4月1日現在 の待機申請提出児 童数のうち、待機 児童の定義に該当 する者の数	充実した幼児教育・ 保育が提供できて いるかを見る指標と して設定	第3期東近江市子 ども・子育て支援 事業計画で定める 目標値を目指す。			
	2	子育て支援 拠点利用満 足度	91.8%	100%	子育て支援拠点施 設利用者のうち、 利用しやすいと回 答した人の割合	子育て支援体制が充 実しているかを見る 指標として設定	第3期東近江市子 ども・子育て支援 事業計画で定める 目標値を目指す。			
4	1	2号・3号 認定の利用 定員	2,828人	2,994人	毎年4月1日現在 の2号・3号認定 の利用定員数	充実した幼児教育・ 保育が提供できて いるかを見る指標と して設定	第3期東近江市子 ども・子育て支援 事業計画で定める 目標値を目指す。			
	2	学童保育所	40 支援単位	41 支援単位	毎年4月1日現在 の学童保育所支援 単位数	放課後における児童 の健全な育成が図れ ているかを見る指標 として設定	第3期東近江市子 ども・子育て支援 事業計画で定める 目標値を目指す。			

●分野：教育

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
5	1	通学路安全 対策への満 足度(市民 意識調査)	32.5%	37.0%	市民意識調査で「児 童・生徒の通学路 の安全確保」につ いて「できている」「ど ちらかといえばで きている」と回答し た人の割合	通学路の安全が確保 されているかを見る 指標として設定	通学路に関する市 民意識が高まって おり、危険箇所改 善要望件数が増え る見込みであるこ とから、年1%程 度の増加を目指す。			
6	1	学校施設長 寿命化計画 に基づく施 設改修箇所 数	0/4 箇所	4/4 箇所	教育施設の中で、 長寿命化計画によ り令和11年度ま でに改修する箇所 数	安全で快適な学習環 境を提供できている かを見る指標として 設定	計画する学校施設 改修の完了を目指 す。			
7	1	学力学習状 況調査児童 生徒質問紙 設問「自分 には良いと ころがある」 への肯定的 回答率	小学校 84.7% 中学校 78.9%	小学校 89.0% 中学校 83.0%	学力学習状況調査 児童生徒質問紙の 回答率	自分を大切に思う自 尊感情が豊かな心で 育成に当たり重要 であるため指標と して設定	基準値の5%増程 度を目指す。			

7	2	学力学習状況調査児童生徒質問「授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいきますか」への肯定的回答率	小学校 81.0% 中学校 78.0%	小学校 85.0% 中学校 82.0%	学力学習状況調査児童生徒質問紙の回答率	主体的に課題を設定し解決していく力の育成は「生きる力」(確かな学力・豊かな心・健やかな体)を育む上で重要であるため指標として設定	基準値の4%増を目指す。				
	3	個別の指導計画連携率	小学校 69.6% 中学校 58.5%	小学校 75.0% 中学校 75.0%	保護者及び関係機関と連携して個別の教育支援計画の作成や支援の評価を行っている児童生徒数÷個別の教育支援計画作成数	「個別の教育支援計画」の作成・評価時に保護者及び関係機関との連携を行うことにより、自立に向けた支援が充実することが見込まれることから指標として設定	保護者・関係機関と連携し全体の3/4の作成を目指す。	小学校 73.2% 中学校 54.8%	令和6年度	個別の教育支援計画連携率(滋賀県)	
	4	学校への復帰率	62.5%	60%以上	通室生のうち、週2日以上程度、登校できている者の割合	きめ細かな支援ができてきているかを見る指標として設定	毎年60%以上を目指す。				
8	1	学校給食で地場農産物利用率	43.9%	45%以上	学校給食で地場農産物(米や野菜等)が使用されている割合	地産地消の推進状況を見る指標として設定	現況及び取り組み状況から45%以上の利用率を目指す。				

政策2 支え合い健康長寿で暮らしやすいまち

●分野：福祉

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
1	1	地域での助け合いができてきていると思う市民の割合(市民意識調査)	45.3%	50.0%	市民意識調査で、「身近な地域で住み手同士の助け合い」について「できている」「どちらかといえばできている」と回答した人の割合	地域の福祉力向上の度合いを見る指標として設定	50%を目指す。			
	2	ボランティア活動参加者数	2,911人	3,500人	社会福祉協議会におけるボランティア保険加入者数	ボランティア活動など地域福祉への意識の高さを見る指標として設定	令和元年度実績値(3,437人)から50人増程度を目指す。			
2	1	訪問計画達成割合	98.1%	100%	訪問格付の訪問頻度に対する実績割合	受給者の生活実態が適正に把握できているかを見る指標として設定	100%を目指す。			
3	1	地域包括支援センターからの訪問件数	607件	800件	地域包括支援センター(市基幹型・委託包括・プラン手)による年度の訪問件数	地域包括支援センターからの訪問件数により、センター業務の充実度を見る指標として設定	年間40件程度の増加を目指す。			
	2	支援による就労決定件数	39件	43件	就労支援対象者のうち、就労に結びついた件数	生活困窮からの脱却を見る指標として設定	基準値の1割増を目指す。			
4	1	住民主体の通いの場の数	247箇所	280箇所	住民が主体的に運営する介護予防に資する通いの場の総数	生きがいをもって元気に活動する高齢者が増加しているかどうかを見る指標として設定	地域サロン実施団体、高齢者活動補助金交付対象団体及び地域リハビリテーション活動支援対象団体の総数増を目指す。			
	2	地域密着型サービス施設整備率	96.4%	100%	地域密着型サービス施設総数の実績数÷第9期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設整備計画数×100	住み慣れた地域で暮らすための施設整備の進捗状況を見る指標として設定	第9期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設整備計画100%完了を目指す。			
	3	給付費実績値の計画値に対する割合	98.8%	100%	保険給付費実績値÷保険給付費計画値×100	介護保険事業が円滑に運営できたかどうかを見る指標として設定	第9期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で定める目標値を目指す。			
5	1	障害者に対する理解度(市民意識調査)	19.5%	25.0%	市民意識調査で、「障害者に対する理解」について「かなり進んできた」「ある程度進んできた」と回答した人の割合	障害者に対する理解の進捗を見る指標として設定	25%を目指す。			

	2	市内の障害福祉サービス事業所数	110事業所	120事業所	滋賀県又は市が指定した市内にある障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所(年度末時点)	障害福祉制度の充実を見る指標として設定	120事業所を目指す。			
	5	市が登録する地域生活支援事業者数	42事業者	45事業者	市が登録する障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施事業者(市内外を問わず、かつ当該年度に事業実績を有するもの。年度末時点)	障害者に対する支援が地域で十分に確保できているかを見る指標として設定	45事業者を目指す。			
	6	乳幼児期の発達相談件数(延べ)	1,385件	1,430件	乳幼児期の相談・支援にかかる相談件数	乳幼児期においてきめ細やかな相談・支援ができてきているかを見る指標として設定	年10件程度の増加を目指す。			

●分野：健康

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
	1	健康づくりに取り組んでいる人の割合(市民意識調査)	46.8%	50.8%	市民意識調査で、「健康づくりの取組」について「取り組んでいる」と回答した人の割合	健康づくりへの意識の高さを見る指標として設定	基準値の4%増を目指す。			
	2	高血圧の改善(中等症高血圧160/100mmHg以上の者の割合の減少)	男性 6.8% 女性 5.9%	男性 6.0% 女性 4.0%	特定健診受診者のうち、中等症高血圧160/100mmHg以上の者の割合	脳血管疾患、人工透析、心筋梗塞及び狭心症による受療者の医療費が高いため、その原因となる高血圧の数値が改善されているかを見る指標として設定	ひがしおうみ健康食育推進プランの目標値を目指す。			
	7	80歳の高齢者が週1回以上外出している割合	65.3%	75.0%	80歳の高齢者が週1回以上外出している人数÷80歳の人口×100	住民主体で身近な地域で通いの場づくりの支援を行うことで、社会参加意欲の醸成、地域や家庭における役割の維持及び孤立化の防止を目指す指標として設定	第9期東近江市高齢者福祉計画で定める目標値を目指す。			
	4	麻しん風しんの予防接種率(第1期、第2期)	第1期 97.9% 第2期 92.4%	第1期 97.9% 以上 第2期 95.0% 以上	接種者数を対象者数で除した数	麻しん風しんの免疫を獲得できているかを見る指標として設定	麻しん風しんの排除のためには2回の予防接種率をそれぞれ95%以上に上げる必要があるとされているため、95%以上を目指す。			

●分野：医療

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
	8	病院や救急時の医療体制に満足している人の割合(市民意識調査)	50.7%	60.0%	市民意識調査で、「医療体制の満足度」について「満足」と答えた人の割合	市民が地域医療に満足しているかを見る指標として設定	60%を目指す。			

●分野：保険年金

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
	1	国民健康保険料収納率	96.2%	96.2%以上	滋賀県国民健康保険運営方針で示された保険者規模別収納率	国民健康保険制度の適正運営を図る観点から指標として設定	滋賀県国民健康保険運営方針で示された保険者規模別収納率を上回ることを目指す。	94.5% (保険者規模2万人以上~5万人未満)	令和6年度～令和11年度まで	滋賀県国民健康保険運営方針(令和6年度策定)保険者規模別収納率
	9	後期高齢者医療保険料収納率	99.8%	99.8%以上	滋賀県後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画で示された収納率	後期高齢者医療保険制度の適正運営を図る観点から指標として設定	滋賀県後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画で示された収納率を上回ることを目指す。	99.6%	令和6年度～令和7年度まで(第9期保険料)	滋賀県後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画で示された目標収納率
	3	医療費受給資格管理率	100%	100%	受給券対象案内から所得判定後の受給券対象者/受給券発行者数×100	保健の向上と福祉の増進を図る観点から指標として設定	100%を目指す。			

9	4	国民年金制度広報回数	12回/年	12回/年	年間の広報回数	年金制度への未加入・未納を減らすため、国民年金制度の啓発ができてきているかを見る指標として設定	年12回以上の広報発行回数を目指す。			
	5	介護保険料収納率	99.8%	99.8%以上	第9期東近江市介護保険事業計画で示された予定収納率	介護保険制度の適正運営を図る観点から指標として設定	第9期東近江市介護保険事業計画で示された予定収納率を達成することを目指す。	99.6%	令和6年度～令和8年度まで	第9期東近江市介護保険事業計画で示された予定収納率

●分野：市民人権

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
10	1	人権が尊重されていると思う割合(市民意識調査)	26.4%	33.9%	市民意識調査で、「東近江市は人権が尊重されているまちになっているか」について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	人権が尊重された明るく住みよいまちであるかを見る指標として設定	年1.5%の増加を目指す。			
	2	「職場における男女の地位の平等感」について「平等」と答えた人の割合(市民意識調査)	27.7%	32.0%	市民意識調査で、「男女の地位の平等」について職場の中で「平等」と答えた人の割合	職場において、男女の地位が平等になっているかを見る指標として設定	年1%程度の増加を目指す。			
11	1	法律相談や登記相談等が受けられることを知っている人の割合(市民意識調査)	41.5%	50.0%	市民意識調査で、「市役所で暮らしの困りごとに関して弁護士による法律相談や司法書士による登記・相続相談を受けられることを知っているか」について「知っている」と答えた人の割合	市民の暮らしの困りごとに対し、適切に支援できているかを見る指標として設定	市民意識調査による認知度50%以上を目指す。			
	2	消費生活センターに対する認知度(市民意識調査)	43.4%	50.0%	市民意識調査で、「消費者トラブルに巻き込まれたときや多重債務に陥ったときの相談窓口として、東近江市消費生活センターがあることを知っているか」について「知っている」と答えた人の割合	消費者トラブルに巻き込まれたとき、早期相談につなげることができているかを見る指標として設定	市民意識調査による認知度50%以上を目指す。			
	3	在住外国人通訳受付支援件数	4,585件	5,000件	在住外国人通訳受付支援件数	在住外国人の負担を軽減できているかを見る指標として設定	5,000件を目指す。			

政策3 人や文化とつながり心豊かに過ごせるまち

●分野：共生

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
1	1	協働のまちづくりができてきている市民の割合(市民意識調査)	16.5%	18.2%	市民意識調査で、「協働のまちづくり」について「できている」「ある程度できている」と回答した人の割合	協働のまちづくりができてきているかを見る指標として設定	基準値の1割増を目指す。			
	2	市民活動(地域活動、NPOやボランティア等の活動)への参加度(市民意識調査)	52.9%	58.2%	市民意識調査で、「自治会やまちづくり協議会等の地域活動又はNPOやボランティア等の活動」について「積極的に参加している」「できる限り参加している」「ときどき参加している」と回答した人の割合	地域活動を含めた市民活動の広がりを見る指標として設定	基準値の1割増を目指す。			

1	3	住民同士の助け合いができてきている市の割合(市民意識調査)	45.3%	49.8%	市民意識調査で、「住民同士の助け合い」について「できてきている」「どちらかといえばできていない」と回答した人の割合	地域コミュニティにおける住民同士の助け合いができてきているかを見る指標として設定	基準値の1割増を目指す。			
	4	市民一人当たりの年間コミュニティセンター利用回数	3.4回	4.4回	コミュニティセンター利用者数÷人口	地域住民にとって身近で安心して利用できているかを見る指標として設定	年0.2回の増加を目指す。			
2	1	日本語指導ボランティアの登録者数	64人	79人	日本語指導ボランティアの登録者数	外国人住民と日本人住民がお互いの文化や習慣等の理解を深めることができるかを見る指標として設定	年3人の増加を目指す。			

●分野：生涯学習

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
	1	人権に関する講座等に参加した人の割合(市民意識調査)	34.5%	39.5%	市民意識調査で「この一年間職場、市又は地区等が開催する人権に関する講座や講演、研修等」について「参加した」と回答した人の割合	人権学習に対する意識の高さを見る指標として設定	生涯学習で行う人権施策(町別懇談会・市民のつどい)において、参加人数5%の増加を目指す。			
3	2	青少年育成推進事業への協力者数	81人	83人	やまの子キャンプ・成人式・中学生議会他生涯学習講座事業に参加した30歳以下の人数	将来地域で活躍することが期待される若者が事業に参加しているかを見る指標として設定	募集人数の確保を目指す。			
	3	市民講師による生涯学習出前講座の実施回数	98回	108回	「ちょっときてえな講座」市民講師による講座実施回数	学習成果が社会でいかされているかを見る指標として設定	基準値の1割増を目指す。			
	4	美術展覧会の入場者	1,049人	1,299人	美術展覧会の年間入場者数	文化芸術に対する意識の高さを見る指標として設定	1年に50人の芸術に親しむ市民の入場者増を目指す。			
4	1	貸出者数	155,714人	160,000人	市内7図書館の総貸出者数	図書館の利用状況を見る指標として設定	基準値の2.8%増を目指す。			

●分野：文化スポーツ

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
5	1	博物館等利用者数	18,562人	23,690人	博物館施設の利用者(近江商人博物館・中路融人記念館・西堀榮三郎記念探検の殿堂、能登川博物館、ガリ版伝承館)	企画展の観覧者等、施設が利用されているかを見る指標として設定	毎年5%増を目指す。			
	2	市指定文化財件数	206件	216件	指定文化財の件数	文化財が確実に継承されているかを見る指標として設定	年2件の新規指定を目指す。			
	3	文化財啓発事業の参加者数	1,102人	1,773人	文化財啓発事業参加の累計数	文化財がどの程度活用されているのを見る指標として設定	毎年10%増を目指す。			
	4	森の文化に係る観察会等の実施回数	1回	10回	毎年の実施回数	森の文化に関する普及事業数を見る指標として設定	森の文化に係る自然や歴史文化の様々な魅力の発信を目指す。			
6	1	成人の週1回以上のスポーツ実施率(市民意識調査)	1回以上47.9% 3回以上26.2%	70.0%	市民意識調査で、「スポーツやレクリエーション等の運動(散歩やラジオ体操なども含む)」について「週3回以上」「週1~2回」と回答した人の割合(ただし、1回以上は、「週3回以上」と「週1~2回」の合計)	スポーツを習慣的かつ気軽に実施されているかを見る指標として設定	スポーツ基本法に基づく第3期スポーツ基本計画で定める目標値を目指す。	52.7%	令和6年度	国の世論調査

政策 4 快適な生活環境が整った安全・安心なまち

●分野：環境

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
1	1	清掃美化活動の参加者数	123人	300人	清掃美化活動に参加した市民の数	不法投棄や散在性ごみに関する市民の環境美化の意識の向上を図る指標として設定	美化活動の実施会場のキャパシティなどを考慮し、300人を目指す。			
	2	市民一人当たりのごみ量	781g/1日	760g/1日	1日当たりのごみの総排出量÷人口(1月1日現在住基)	適正かつ持続的なごみ収集運搬及び処理を行うため、市民一人当たりのごみ量の抑制を図る指標として設定	近年、数値が安定しているため現在の水準を維持することを考慮し、760g/1日を目指す。			
	3	ごみのリサイクル率	7.2%	9.0%	総資源化量÷年間ごみ総排出量×100	ごみの減量化と資源リサイクルの推進による、資源循環社会の構築を図る指標として設定	民間の小売業の店頭でのリサイクル活動が普及するなど目標値に反映できないリサイクルルートが確立していることを考慮し、9.0%を目指す。			
2	1	自然と関わる人の割合(市民意識調査)	57.6%	61.3%	市民意識調査で、「暮らしや仕事等日々の営みの中で自然環境との関わりを感じているか」について、「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合	暮らしや仕事など、日々の営みの中で自然との関わりが感じられているかを見る指標として設定	年0.75%の向上を目指す。			
	2	自然と関わる人の割合(市民意識調査)	57.6%	61.3%	市民意識調査で、「暮らしや仕事等日々の営みの中で自然環境との関わりを感じているか」について、「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合	暮らしや仕事など、日々の営みの中で自然との関わりが感じられているかを見る指標として設定	年0.75%の向上を目指す。			
	3	自然環境・環境保全に対する満足度(市民意識調査)	29.0%	30.5%	市民意識調査で、「東近江市の自然環境保全の取組について満足しているか」について、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	森里川湖の恵まれた自然環境に親しみを持ち、未来に引き継ぎたい環境啓発が行えているかを見る指標として設定	年0.3%の向上を目指す。			
	4	再生可能エネルギー発電設備導入容量	134,806kW	160,000kW	資源エネルギー庁が公表する再生可能エネルギー発電設備の市町村別導入状況	市民のライフスタイル転換を促進し、温室効果ガス排出量が削減できているかを見る指標として設定	年5,000kWの増加を目指す。			
3	1	下水道又農業集落排水区域外で、合併処理浄化槽管理組合を置く地域における浄化槽法定検査(法第11条)受検率	91.9%	92.9%	受検済浄化槽基数/設置済浄化槽基数(下水道又農業集落排水区域外で合併処理浄化槽管理組合を置く区域内)	生活雑排水による水環境の悪化を防止するため、法定検査受検の啓発を行い、水質保全への意識高揚が図られているかを見る指標として設定	年0.2%の向上を目指す。			
	2	公害苦情件数	134件	119件	市民から寄せられた公害に関する苦情相談件数	公害による不安のない良好な市民生活の環境を維持し、苦情が少ないまちとなっているかを見る指標として設定	年3件の減少を目指す。			
	3	市営墓地公園の新規利用申込者数	8人	18人	市営墓地公園新規利用申込者数	返還墓地について随時利用者募集を行い、適正な維持管理に努め、快適な利用環境が提供できているかを見る指標として設定	年2人の増加を目指す。			
	4	狂犬病予防注射接種率	56.4%	61.4%	予防接種済頭数/畜犬登録頭数	狂犬病予防接種の必要性についての啓発及び予防接種についての周知ができてきているかを見る指標として設定	年1%の向上を目指す。	66.4%	令和5年度	滋賀県

●分野：交通安全

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
4	1	市内の交通 事故件数 (人身事故)	200件	150件	第11次東近江市 交通安全計画で定 める目標値	交通の安全対策が確 保されているかを見 る指標として設定	第11次東近江市 交通安全計画で定 める目標値を目指す。			
5	1	自主防災組 織の組織率 (自警団を 含む)	84.7%	90.0%	組織されている地 域の世帯数÷全世 帯×100	防災意識の高さを見 る指標として設定	年1%の増加を目 指す。	85.4%	令和6年度	全国平均
	2	出火率(人 口1万人当 たりの出火 件数)	2.4件	2.0件	年間出火件数÷人 口(1月1日現在 住基)×10,000 人	火災予防意識の高さ を見る指標として設 定	全国平均を下回る 出火件数を目指 す。	2.8件	令和4年度	全国平均
	3	犯罪率(人 口1万人当 たりの刑法 犯認知件 数)	39.9件	30.8件	年間犯罪認知件 数÷人口(1月1 日現在住基)× 10,000人	防犯意識の高さを見 る指標として設定	年2件の削減を目 指す。	47.8件 48.3件	令和4年度	全国平均 滋賀県

政策5 地域の魅力や産業の活力があふれるまち

●分野：農林水産

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
1	1	農業振興地 域内農用地 の面積	9,298.8 ha	9,219.5 ha	毎年末の農振農用 地域内農地(耕 地)面積	農振農用地域内農 地(耕地)の保全状 況を見る指標として 設定	国の農用地等の確 保等に関する基本 指針に定める目標 値を目指す。			
	2	農用地の担 い手への集 積率	79.4%	83.0%	年度末の担い手農 家(個人・団体)へ の農用地集積面積	地域農業の生産体 制が確立されている かを見る指標として 設定	3%以上の増加を 目指す。	67.8%	令和5年度	農用地の担 い手への集 積率(滋賀 県)
	3	水田野菜の 作付面積	248.4ha	260.0ha	年度末の水田野菜 の作付面積(収穫 時ベース)	水田野菜の作付状 況を見る指標として 設定	経営所得安定対策 における営農計画 で定める目標値を 目指す。			
	4	環境こだわり 米の作付 面積率	42.3%	50.0%	環境こだわり米の 作付面積率	環境農業の推進状 況を見る指標として 設定	50%を目指す。			
	5	乳牛・肉用 牛の飼養頭 数	2,548頭	2,737頭	毎年2月1日現在 の飼養頭数	飼養頭数の維持拡 大の状況を見る指標 として設定	東近江市酪農・肉 用牛生産近代化計 画で定める目標値 を目指す。			
	6	愛知川に生 息するカワ ウの数	3,845羽	850羽	カワウ生息数調査 (県)	カワウの食害被害 から漁場環境の改善 を見る指標として設 定	滋賀県カワウ第二 種特定鳥獣管理計 画(第4次)で定 める目標値を目指 す。	18,098羽	令和6年5 月	滋賀県カワ ウカウント 調査
	7	農業産出額 (推計)	109.7 億円 (R5)	140 億円	農林統計の農業産 出額(推計)	地域農業の生産販 売の推進状況を見 る指標として設定	東近江市農村振興 基本計画で定める 目標値を目指す。	601億円	令和5年度	農林統計の 農業産出額 (推計)(滋 賀県)
2	1	市内産木材 の搬出量	4,521m ³	10,000m ³	市内の森林から搬 出される木材の量	森林が整備され、 林業振興が図れて いるかを見る指標 として設定	年間10,000m ³ の搬出量を目指す。			
	2	農作物被害 金額	2,315 千円	2,000 千円	農作物被害状況調 査の被害金額	有害鳥獣対策が適 切に講じられている かを見る指標として 設定	市内の野生鳥獣に よる農作物被害の 10%以上の削減 を目指す。			
3	1	農業生産基 盤(ほ場整備) ができた割 合	91.6%	93.6%	農業生産基盤の整 備(ほ場整備)が できた面積の割合	効率的な農業がで きているかを見る指 標として設定	東近江市農村振興 基本計画で定める 目標値を目指す。			
	2	世代をつな ぐ農村まる ごと保全向 上対策取組 面積	7,036ha	7,069ha	世代をつなぐ農村 まるごと保全向上 対策の取組が行わ れている面積	農業施設の適切な 維持管理が行われ、 有効利用されている かを見る指標として 設定	東近江市農村振興 基本計画で定める 目標値を目指す。			
4	1	再生利用が 可能な荒廃 農地面積	4.7ha	4.2ha	農地利用状況全体 調査による再生利 用が可能な荒廃農 地面積	農地が適正に利用 されているかを見る 指標として設定	年0.1haの解消を 目指す。			

●分野：商工労働

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
5	1	東近江市企業内人権教育推進協議会加入事業所数	112事業所	127事業所	毎年4月1日現在に東近江市企業内人権教育推進協議会に加入している事業所数	誰もが働きやすく明るい職場づくりがされているかを見る指標として設定	年3事業所以上の増加を目指す。			
	2	利子補給制度の利用件数	59件	109件	新規開業支援資金利子補給制度及び小規模事業者経営改善資金利子補給制度の利用件数	安定的な企業経営、企業への支援状況を見る指標として設定	年10件の増加を目指す。			
	3	勤労者互助会の加入者数	3,791人	3,980人	毎年4月1日現在に東近江市地域勤労者互助会の会員数	勤労者の福利厚生が受けやすい環境にあるかを見る指標として設定	基準値の5%の増加を目指す。			
	4	事業所と求職者のマッチング件数(しごとづくり応援センターにおける採用者の累計数)	73件	173件	しごとづくり応援センターにおける採用者の累計数	雇用機会が増加しているかを見る指標として設定	年20件の増加を目指す。			
	5	空店舗の利活用件数(空店舗の利活用補助制度の活用件数)	8件	43件	東近江市中心市街地商業等空店舗再生支援補助金及び東近江市空店舗改修支援事業補助金、ウエルカムショップ支援事業補助金の活用件数の累計数	空店舗が活用されているかを見る指標として設定	年7件の増加を目指す。			
	6	中心市街地(ピアガーデン前)の歩行者・自転車通行者数	9,052人	9,576人	歩行者・自転車通行量調査	中心市街地のにぎわいを見る指標として設定	年100人程度の増加を目指す。			
6	1	市内における企業の設備投資の掘り起こし件数	延べ147件	延べ180件	各種優遇措置を活用し、企業立地を支援した件数	企業立地の推進を見る指標として設定	年8件以上の立地支援を目指す。	年間4件	令和7年度	(甲賀市)市内における企業の設備投資の掘り起こし件数

●分野：観光

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
7	1	東近江市を訪れた観光客数	2,582,317人	3,100,000人	観光入込客数統計調査	経済効果の測定を観光入込客数の増減から把握し、本市の観光を取り巻く動向を把握する指標として設定	基準値の20%程度の増加を目指す。			
	2	東近江市を訪れた観光客数	2,582,317人	3,100,000人	観光入込客数統計調査	本市の観光を取り巻く動向を把握する指標として設定	基準値の20%程度の増加を目指す。			

●分野：創生

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
8	1	東近江市に対する愛着度(市民意識調査)	66.3%	76.0%	市民意識調査で、「東近江市に対する愛着度」について、「とても愛着がある」「やや愛着がある」と回答した人の割合	東近江市への愛着の高さを見る指標として設定	年2%の増加を目指す。			
	2	広報ひがしおつみの内容満足度(市民意識調査)	58.9%	63.9%	市民意識調査で、「市の広報紙「広報ひがしおつみ」の内容」について、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	行政情報や地域情報が広く市民に届いているかを見る指標として設定	年1%の増加を目指す。			
	3	情報の道を事業者件数	16件	21件	情報の道を活用して事業を行う事業者数	ケーブルネットワークが有効に活用されているかを見る指標として設定	年1事業者の新たな活用を目指す。			

政策 6 都市基盤が整った快適なまち

●分野：道路河川

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
1	1	—	—	—	—	—	—			
	2	—	—	—	—	—	—			
2	1	道路整備計画路線の整備率	42.8%	50.6%	道路整備アクションプログラム2024の対象路線の事業費により算出	幹線道路の整備状況を見る指標として設定	道路整備計画に基づく整備率を目指す。			
	2	雨水排水整備が十分でないと思う市民の割合(市民意識調査)	22.9%	11.4%	市民意識調査で、「雨水排水整備について「十分ではない」と思うと回答した人の割合	市民の安全な雨水排水整備の進捗状況を見る指標として設定	50%減を目指す。			
3	1	橋梁の適切な管理率	98.7%	99.1%	橋梁長寿命化修繕計画の修繕橋梁数により算出	橋梁の適切な維持管理状況を見る指標として設定	橋梁長寿命化修繕計画で定める適切な維持管理率を目指す。			
	2	河川愛護活動取組団体数	203団体	208団体	河川愛護活動取組団体数	地域での河川や水路の維持管理に関する市民意識の高さを見る指標として設定	年1団体増を目指す。			
	3	急傾斜地崩壊対策率	29.0%	31.2%	急傾斜地崩壊対策事業実施箇所数により算出	安全な斜面の確保の状況を見る指標として設定	急傾斜地崩壊対策の計画的な実施を目指す。			

●分野：都市計画

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
4	1	景観形成重点地区数	1地区	3地区	景観形成重点地区の数	良好な景観形成が図れているかを見る指標として設定	2地区の指定を目指す。			
	2	市民一人当たりの都市公園面積	7.60㎡	7.72㎡	都市計画区域内の令和7年4月1日時点の人口で算出	市民の憩いの場の確保状況を見る指標として設定	都市公園条例に定める標準値を目指す。			
	3	市街化区域の面積	1,440.5 ha	1,531.5 ha	市街化区域の面積	各地区の特性をいかした計画的な土地利用が図られている状況を見る指標として設定	区域区分の定期見直しで市街化区域の増加を目指す。			
5	1	住宅の耐震化率	87.7%	95.0%	住宅土地統計調査を基に昭和56年6月以前に建築されたもので耐震性が不十分な建築物を除いた住宅の割合	地震災害に強い住まいであるかを見る指標として設定	東近江市既存建築物耐震改修促進計画で定める目標値を目指す。	概ね解消	令和12年度	国
6	1	公共建築物12条設備点検における要是正の指摘がない施設の割合	35.0%	60.0%	市有建築物の建築基準法第12条第4項の規定に基づく設備点検における要是正の指摘(重要度がCの指摘を除く。)がない施設の割合	公共建築物が適正に維持管理されているかを見る指標として設定	年5%の改善を目指す。			

●分野：公共交通

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
7	1	バス・鉄道等の公共交通に対する満足度(市民意識調査)	14.9%	20.0%	市民意識調査で、「市内の鉄道やバス等の公共交通」について、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	誰もが安心して住み続けられるネットワーク型公共交通体系の実現のため、公共交通の利便性を見る指標として設定	年1%の増加を目指す。			
	2	ちよこっとバス・ちよこっとタクシー利用者数	176,757人	230,000人	ちよこっとバス・ちよこっとタクシーの年間利用者数	公共交通の利用促進状況を見る指標として設定	利便性の向上を図り50,000人程度の増加を目指す。			
	3	放置自転車撤去台数	21台	0台	年間の放置自転車撤去台数	公共交通関連施設の管理状況を見る指標として設定	年5台程度の減を目指す。			

●分野：住宅

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
8	1	長寿命化計画に基づく市営住宅の改善率	20.3%	72.9%	長寿命化計画を基に立案した修繕等実施予定の実施率	安全で快適に暮らせるよう整備された市営住宅の割合を見る指標として設定	東近江市公営住宅等長寿命化計画に基づき算出した目標値を目指す。			
	2	新築戸建住宅数	313棟	310棟	固定資産の価格等の概要調査(総務省調査、資産税課回答)から「第31表(新增分家屋に関する調木造家屋)中戸建形式住宅数+第32表(新增分家屋に関する調木造以外の家屋)中戸建形式住宅数」	住宅取得に係る支援の効果を見る指標として設定	令和6年度の水準を維持することを目指す。			
	3	適正に管理されている空家等率	75.8%	80.0%	空家調査結果における「(A判定数+B判定数+通報物件解決数)÷全空家数×100%」	適正に管理されている空家等の割合を見る指標として設定	空家等総数の80%を目指す。			

●分野：上下水道

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
9	1	東近江市水道事業施設整備計画における「早急に更新が必要な管路」の更新率	46.7%	80.0%	「早急に更新が必要な管路」のうち、更新した管路の延長÷「早急に更新が必要な管路」の総延長(6.9km)	上水道の安定供給に不可欠となる老朽管路更新の進捗状況を見る指標として設定	東近江市水道施設整備計画で定める「早急に更新が必要な管路」の令和11年度末更新率を目指す。			
10	1	公共下水道に接続した農業集落排水処理区数(処理区)	16処理区	18処理区	公共下水道に接続した農業集落排水処理区数	農村下水道から公共下水道へ接続が完了した処理区を見る指標として設定	令和11年度末までに2処理区の接続数の増加を目指す。			
11	1	維持管理適正化計画策定数	2件	3件	永源寺地区ほかにある8処理場の維持管理適正化計画の策定数	維持管理の効率化や長寿命化の状況を見る指標として設定	令和11年度末までに1件の計画策定数の増加を目指す。			

第3次東近江市総合計画に関連する個別計画一覧

政策 一 基本 施策	計画・指針等の名称	策定 年度	計画期間	根拠法令等	県計画等(関連計画)	所管部
全般	東近江市総合戦略	R7	R8～R12	まち・ひと・しごと創生法第10条		企画部
全般	東近江市定住自立圏共生ビジョン	R7	R8～R11	定住自立圏構想推進要綱第6		企画部
全般	東近江市過疎地域持続的発展計画	R7	R8～R12	過疎法第8条第1項		企画部
1-1 1-2 1-3 1-4 3-3 3-4	東近江市子ども・子育て支援事業計画	R6	R7～R11	子ども・子育て支援法第61条及び次世代育成支援対策推進法第8条		こども未来部
1-5 1-6 1-7 1-8 3-3 3-4 3-5 3-6	東近江市教育振興基本計画	R3	R4～R8	教育基本法第17条	滋賀県教育振興基本計画	教育部
1-5 6-2	東近江市通学路交通安全プログラム	H26	—	任意		教育部
1-4 1-6	東近江市学校長寿命化(個別施設)計画	R2	R3～R12	任意		教育部
1-7 3-3 3-4	東近江市子ども読書活動推進計画第4次計画	R4	R5～R9	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条	第5次滋賀県子ども読書活動推進計画	教育部
1-8	東近江市学校給食基本計画	R7	—	食育基本法第18条		教育部
1-1 1-2 1-3 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 3-1	東近江市地域福祉計画	R3	R4～R8	社会福祉法第107条	滋賀県地域福祉支援計画	福祉部
2-3 2-4 2-7	東近江市高齢者保健福祉計画	R5	R6～R8	老人福祉法第20条の8第1項	レイカディア滋賀高齢者福祉プラン	福祉部
2-3 2-4 2-7 2-9	東近江市介護保険事業計画	R5	R6～R8	介護保険法第117条第1項	レイカディア滋賀高齢者福祉プラン	福祉部
2-3 2-5 2-6	東近江市障害者計画	R2	R3～R8	障害者基本法第11条第3項	滋賀県障害者プラン	福祉部
2-5 2-6	東近江市障害福祉計画	R5	R6～R8	障害者総合支援法第88条第1項	滋賀県障害者プラン	福祉部
2-3 2-5 2-6	東近江市障害児福祉計画	R5	R6～R8	児童福祉法第33条の20	滋賀県障害者プラン	福祉部
2-7	ひがしおうみ健康食育推進プラン(東近江市健康増進計画(第4次))	R5	R6～R11	健康増進法第8条第2項	健康いきいき21—健康しが推進プラン—	健康医療部
2-7	ひがしおうみ健康食育推進プラン(東近江市食育推進計画(第3次))	R5	R6～R11	食育基本法第18条第1項	滋賀県食育推進計画	健康医療部
2-7	東近江市自殺対策計画(第2次)	R6	R7～R16	自殺対策基本法第13条第2項	滋賀県自殺対策計画	健康医療部

政策 一 基本 施策	計画・指針等の名称	策定 年度	計画期間	根拠法令等	県計画等(関連計画)	所管部
2-9	東近江市国民健康保険保健事業等実施計画	R5	R6~R11	国民健康保険法に基づく保険事業の実施等に関する指針 高齢者の医療の確保に関する法律	滋賀県国民健康保険保健事業実施計画	健康医療部
2-10 3-3	東近江市人権施策基本計画	R4	R5~R9	東近江市人権尊重のまちづくり 条例第4条 人権教育・啓発推進法第5条	滋賀県人権施策推進計画	市民部
2-10	東近江市男女共同参画推進計画	R3	R4~R8	男女共同参画社会基本法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 東近江市男女共同参画推進条例	パートナーしがプラン 2025(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)	市民部
3-1	東近江市市民協働推進計画	R6	R6~R15	東近江市協働のまちづくり条例		市民部
3-2	東近江市多文化共生推進計画	R7	R7~R16	任意	滋賀県多文化共生推進プラン	企画部
3-5	五個荘金堂伝統的建造物群保存地区保存計画	H17		文化財保護法 東近江市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条		文化スポーツ部
3-5	東近江市歴史文化基本構想	H28		任意		文化スポーツ部
3-5	重要文化的景観伊庭内湖の農村景観整備活用計画	R6	R7~R16	任意		文化スポーツ部
3-5	東近江市文化財保存活用地域計画	R5	R6~R12	文化財保護法第183条の3		文化スポーツ部
3-5	史跡百済寺境内保存活用計画	R6	R7~R16	任意		文化スポーツ部
3-5	史跡雪野山古墳保存活用計画	H28		任意		文化スポーツ部
4-1	中部清掃組合一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	R2	R2~R16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条		環境部
4-1	一般廃棄物処理実施計画	毎年 単年度 計画		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条		環境部
4-1	東近江市災害廃棄物処理計画	R3		任意	滋賀県災害廃棄物処理計画	環境部
4-2 4-3	東近江市環境基本計画	R7	R8~R17	東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例第9条		環境部
4-2 4-5 5-2 5-8 6-2 6-3	奥永源寺辺地に係る総合整備計画	R5	R5~R9	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条		企画部
4-2	東近江市エコツーリズム推進全体構想	R4		エコツーリズム推進法第5条		環境部
4-2	東近江市地球温暖化対策実行計画	H30	H31~R12	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条		環境部
4-3	東近江市生活排水処理基本計画	R3	R4~R13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条	滋賀県汚水処理施設整備構想2016	環境部
4-4	東近江市交通安全計画	R8	R8~R12	交通安全対策基本法第26条	第12次滋賀県交通安全計画	市民部
4-5	東近江市地域防災計画	R7		災害対策基本法第42条		市長直轄
4-5	東近江市国民保護計画	H19		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条		市長直轄
4-5	東近江市業務継続計画(BCP)【震災編】	H27		任意		市長直轄

政策 — 基本 施策	計画・指針等の名称	策定 年度	計画期間	根拠法令等	県計画等(関連計画)	所管部
4-5 6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-8 6-9 6-10 6-11	東近江市国土強靱化計画(改定)	H27		強くしなやかな国民生活の実現を 図るための防災・減災等に資 する国土強靱化基本法第13条		企画部
5-1 5-2 5-3 5-4	東近江市農村振興基本計画	H28	H28~R8	任意		農林水産部
5-1 5-4	農業振興地域整備計画	H30		農業振興地域の整備に関する法 律第8条		農林水産部
5-1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	R3	R3~R12	農業経営基盤強化促進法第6条	農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針	農林水産部
5-1	東近江市酪農・肉用牛生産近代化計画	R3	R4~R12	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の4	滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画	農林水産部
5-2	東近江市森林整備計画	R5	R5~R14	森林法第10条の5		農林水産部
5-2	東近江市特定間伐等促進計画	R3	R3~R12	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第5条		農林水産部
5-2	森林病虫害等防除法に基づく地区実施計画	H24		森林病虫害等防除法第7条の10		農林水産部
5-2	東近江地域鳥獣被害防止計画	R8	R8~R10	鳥獣による農林水産業などに係る被害の防止のための特別措置に関する法律第4条		農林水産部
5-3	農業農村整備事業管理計画	R7	R8~R12	県指定様式		農林水産部
5-5	東近江市八日市公設地方卸売市場経営戦略	R1	R2~R11	任意		商工観光部
5-5	東近江市中心市街地活性化基本計画	R4	R4~R8	中心市街地の活性化に関する法律第9条		商工観光部
5-7	東近江市観光戦略	R3	R4~R8	任意		商工観光部
5-8	東近江市公共施設等総合管理計画	H28	H29~R8	インフラ長寿命化基本計画		企画部
5-8	東近江市公共施設個別施設計画	R2	R3~R8	インフラ長寿命化基本計画		企画部
6-1 6-2 6-3	東近江市道路整備基本計画	H24	H25~R14	任意		都市整備部
6-2	東近江市道路整備アクションプログラム2024	R5	R6~R15	任意		都市整備部
6-2	東近江市浸水対策下水道(雨水)基本計画	H18		下水道法第4条		都市整備部
6-2	東近江市公共下水道(雨水)全体計画	R2	R2~R27	任意		都市整備部
6-3	東近江市橋梁長寿命化修繕計画	R6	R7~R16	任意		都市整備部
6-4	東近江市都市計画マスタープラン	R2	R2~R12	都市計画法第18条の2	近江八幡八日市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン) 湖東都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)	都市整備部
6-4	東近江市景観計画	H22		景観法第8条	ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン(湖国風景づくり宣言) 滋賀県景観計画	都市整備部

政策 基本 施策	計画・指針等の名称	策定 年度	計画期間	根拠法令等	県計画等(関連計画)	所管部
6-4	東近江市風景づくり基本計画	H22		東近江市風景づくり条例第6条		都市整備部
6-4	東近江市公園施設長寿命化計画	H28	H29～R8	任意		都市整備部
6-4	東近江市立地適正化計画	H28		都市再生特別措置法第81条		都市整備部
6-5 6-6	東近江市既存建築物耐震改修促進計画	R7	R8～R17	耐震改修促進法第6条		都市整備部
6-7	東近江市地域公共交通計画	R3	R4～R13	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条	滋賀交通ビジョン 近江鉄道沿線地域公共交通計画	都市整備部
6-7	東近江市コミュニティバス第5次再編計画	R3	R4～R8	任意		都市整備部
6-8	東近江市空家対策計画	R7	R8～R12	空家等対策の推進に関する特別措置法第7条		都市整備部
6-8	東近江市地域住宅計画	R5	R6～R10	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法		都市整備部
6-8	東近江市公営住宅等長寿命化計画	R2	R3～R12	任意		都市整備部
6-9	東近江市水道事業施設整備計画(アセットマネジメント)	R5	R5～R19	水道施設の管理に係る任意計画		水道部
6-9	東近江市水道事業経営戦略	R7	R8～R17	国の経営戦略策定ガイドラインによる策定(平成28年1月)		水道部
6-9	東近江市水安全計画	H30	R1～	国の水安全計画を推奨し任意策定		水道部
6-10	琵琶湖流域下水道(湖南中部処理区)関連東近江市公共下水道事業計画	S52	S52～R12	下水道法第7条第3項、社会資本整備総合交付金		水道部
6-10	琵琶湖流域下水道(東北部処理区)関連東近江市公共下水道事業計画	H24	H24～R12	下水道法第7条第3項、社会資本整備総合交付金		水道部
6-10	東近江市下水道ストックマネジメント基本計画	H30	H30～R25	社会資本整備総合交付金		水道部
6-10	東近江市下水道総合地震対策計画	H29	H29～R8	社会資本整備総合交付金		水道部
6-10	東近江市公共下水道事業経営戦略	R3	R4～R13	公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年)		水道部
6-11	東近江市農業集落排水事業経営戦略	R3	R4～R13	「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について(平成31年)		水道部
6-11	東近江市農業集落排水事業最適整備構想(永源寺地区)	R2	R3～R42	農村漁村地域整備交付金		水道部

東近江市総合計画策定条例

平成27年12月22日
条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針で行政運営の基本方針として市長が定めるものをいう。
- (2) 基本構想 総合計画の最上位に位置し、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、基本構想及び基本計画で構成する。

3 市長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、事務事業の内容を具体的に定めるなど必要な措置を講ずるものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画と位置付ける。

2 個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(審議会)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、東近江市総合計画の策定に関し必要な事項の調査及び審議を行うため、東近江市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員25人以内で組織する。

(諮問及び答申)

第6条 市長は、基本構想及び基本計画を策定又は変更（軽微なものは除く。）するときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

2 審議会は、諮問された内容について調査及び審議を行い、その意見を答申するものとする。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定又は変更（軽微なものは除く。）するときは、議会の議決を得なければならない。

(総合計画の公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東近江市総合計画審議会条例の廃止)

2 東近江市総合計画審議会条例（平成17年東近江市条例第39号）は、廃止する。

東近江市総合計画策定条例施行規則

平成27年12月22日
規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江市総合計画策定条例（平成27年東近江市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

第2条 条例第5条に規定する東近江市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(審議会の運営)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

5 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(軽微な変更)

第4条 条例第6条及び第7条に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。

- (1) 法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更
- (2) 用語、名称等の変更、誤記の訂正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、記載事項の趣旨の変更を伴わない変更

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議は、第3条第4項の規定にかかわらず、市長が招集する。

審議会諮問文

東政策第599号
令和7年2月18日

東近江市総合計画審議会
会長 深尾昌峰様

東近江市長 小椋正清

第3次東近江市総合計画について(諮問)

平成29年3月策定の第2次東近江市総合計画が令和7年度末で終了することから、第3次東近江市総合計画の基本構想及び第1期基本計画の策定について、東近江市総合計画策定条例第6条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

審議会答申文

令和7年12月24日

東近江市長 小椋正清様

東近江市総合計画審議会
会長 深尾昌峰

第3次東近江市総合計画について(答申)

令和7年2月18日付け東政策第599号で諮問のありました、第3次東近江市総合計画について、当審議会では慎重に審議を重ね、別冊のとおり計画案を取りまとめましたので、東近江市総合計画策定条例第6条第2項の規定に基づき答申します。

計画の策定及び推進に当たっては、市民の声をしっかりと汲み取り、本答申の趣旨を十分尊重され、「うるおいとにぎわいのまち東近江市」の実現に向けて取り組まれることを希望します。

東近江市総合計画策定委員会規程

平成18年1月4日
訓令第2号

(設置)

第1条 東近江市総合計画の基本構想及び基本計画を策定するため、東近江市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、企画部次長をもって充てる。

3 委員は、部長級及び次長級の職にある者のうちから市長が指名する。

(職務)

第3条 委員長は、策定委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(部会)

第4条 策定委員会の下に、専門的事項を検討するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会長及び部会員は、委員長が職員のうちから指名する。

3 それぞれの部会に、調査及び研究作業を行うためワーキンググループを設置することができる。

4 部会長は、各部会における審議の経過、結果等について、策定委員会に報告しなければならない。

(関係職員の出席等)

第5条 策定委員会及び部会は、その職務執行上必要があるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は出席を求めて所掌事務について説明若しくは報告させることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、企画部において処理する。

(その他)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年1月4日から施行する。

附 則（平成18年訓令第9号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第13号）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により、この訓令の施行の際現に在職する収入役が、その任期中に限り、なお従前の例により在職する場合においては、この訓令による改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則（平成22年訓令第34号）

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第19号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第13号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

東近江市政策推進戦略本部要綱

平成26年11月28日
訓令第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少や複雑多様化する地域課題の解決を目指した施策の全庁的な推進を図るため、東近江市政策推進戦略本部（以下「戦略本部」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 戦略本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人口減少や複雑多様化する地域課題の解決を目指した施策の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 戦略本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、危機管理監、部長（議会事務局長及び教育部長を含む。）及び理事の中から本部長が指名する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、戦略本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 戦略本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長が必要と認めたときは、本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(下部組織)

第6条 本部長は、必要に応じて戦略本部の下部組織として幹事会、分科会、ワーキンググループ等を設置することができる。

(庶務)

第7条 戦略本部の庶務は、企画部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年11月28日から施行する。

附 則（平成27年訓令第20号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第7号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年訓令第10号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年訓令第13号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

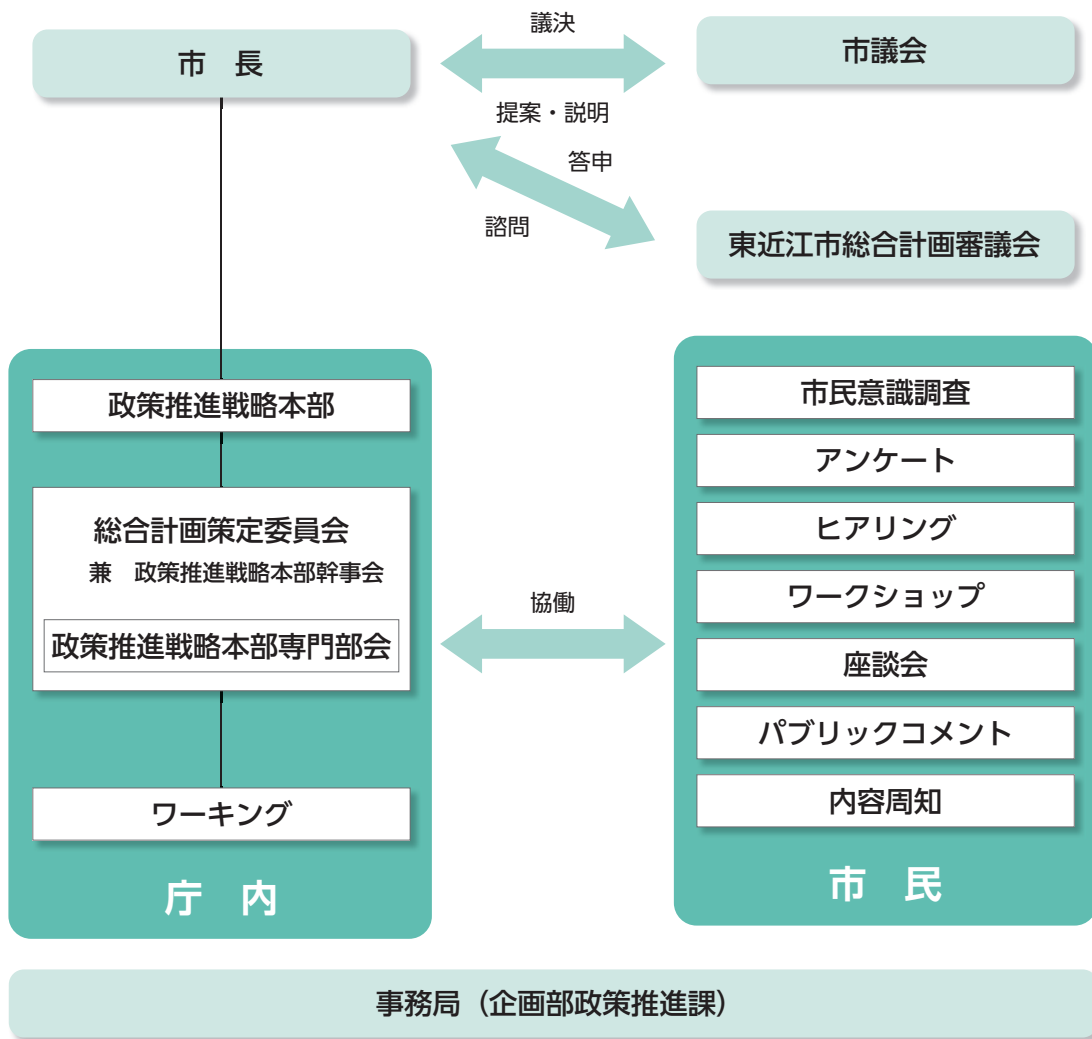
東近江市総合計画審議会 委員名簿

	分野	所属等	氏名	備考
1	学識	龍谷大学 副学長 (政策学部教授)	深尾 昌峰	会長
2	商工	八日市商工会議所 副会頭	向 春美	
3	商工	東近江市商工会 副会長	谷川 裕一	
4	農業	東近江市農業委員会委員	湯ノ口 絢也	
5	林業	滋賀県森林組合東近江事業所 所長	原 英児	
6	金融	湖東信用金庫 理事長	矢島 之貴	副会長
7	観光	東近江市観光協会 理事	井上 由美	
8	労働	東近江労働者福祉協議会 会長	安田 剛	
9	報道	東近江ケーブルネットワーク(株) 代表取締役社長	村田 吉則	
10	まちづくり	平田地区まちづくり協議会 会長	増田 伊知郎	
11	環境	滋賀県環境影響評価審査会 専門委員	山崎 亨	
12	福祉	東近江市社会福祉協議会 会長	大塚 ふさ	
13	福祉	東近江介護サービス事業者協議会 監事	堤 洋三	
14	こども	びわこ学院大学教育福祉学部 准教授	白銀 研五	
15	教育	東近江市教育委員	青地 弘子	
16	教育	東近江市社会教育委員	上阪 よう子	
17	多文化	名古屋商科大学 非常勤講師	筒井 正	
18	地域スポーツ	びわこリハビリテーション専門職大学 客員教授	谷川 尚己	
19	デジタル	NECネットエスアイ株式会社 地域情報化コンサルタント	長谷川 嘉彦	
20	行政	東近江市 危機管理監	藤田 明男	

※所属等は、委嘱時点におけるもので表記している。

(順不同・敬称略)

第3次東近江市総合計画策定体制



策定経過

令和6年度

	総合計画審議会	政策推進戦略本部会議	総合計画策定委員会 (兼 政策推進戦略本部幹事会)	備考
5月		5/24 第1回	5/22 第1回	
7月		7/26 第2回	7/24 第2回	
9月				9月～令和7年4月末 転出入者を対象とした定住 移住に関するアンケート 9/20～10/4 市民意識調査
10月				10/2・31 商工業事業者・事業者支援 団体ヒアリング 10/3・10 子育て層・子育て支援団体 ヒアリング 10/7～10/25 若者を対象としたまちづく りアンケート
11月				11/1・11・12 商工業事業者・事業者支援 団体ヒアリング 11/21 大学生ワークショップ
12月				12/12・18 庁内ワークショップ
1月				1/14・22 まちづくり協議会座談会
2月	2/18 第1回(諮問)	2/7 第3回	2/5 第3回	
3月		3/21 第4回	3/19 第4回	

令和7年度

	総合計画審議会	政策推進戦略本部会議	総合計画策定委員会 (兼 政策推進戦略本部幹事会)	備考
4月		4/18 第1回	4/16 第1回	
5月	5/21 第2回	5/16 第2回	5/14 第2回	
6月		6/27 第3回	6/25 第3回	
7月	7/4 第3回			
8月	8/26 第4回	8/8 第4回	8/6 第4回	
10月	10/27 第5回	10/24 第5回	10/22 第5回	
11月	11/20 第6回	11/14 第6回	11/12 第6回	
12月	12/24 第7回(答申)	12/19 第7回	12/17 第7回	12/26～1/23 パブリックコメント
2月		2/6 第8回	2/4 第8回	

第3次東近江市総合計画

令和8年(2026年)3月

発行／東近江市 編集／企画部政策推進課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
代表IP 050-5801-1234 電話 0748-24-1234 FAX 0748-24-1457